

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 2 3

国立公文書館

国立公文書館
法務省
平成11年
4 A
18
2122

分類
排架番号

裏面白紙

ExH 2536 for idet
A3 5/6 Project

Def. Doc. # 1077-A

松井將軍の聲明

此際、十日八日、午後五時、松井最高指揮官は、日本軍の大義を明かにする聲明を發表した。

「本軍大命を拜して、關外征虜の重責を負ひ、遂に江甯の地に上陸せり。

處の利劍は、今や鞘を放れてその神威を發揮
本政府聲明の趣旨に基き、我權益並に居留民
南京政府及び暴戾支那を懲らし、その赤色勞

力を苟合せざるは外抗日軍を一掃せしめ、以て明朗なる東亞平和の基礎を確立するにあり。作戦地方無辜の民衆に對しては、憐愍切なるものあり、即ち軍は素より一般民衆を敵とせず、苟も我に抵抗加害するものは、その軍民の何たるを問はず、寸毫も假借することなきべし。既に兵燹の災禍に遇ひ、或は生命財産の脅威を受けつつある諸外國官民に對しては、同情眞に禁ずる能はざるものあり。列國權益に對しては、最善の努力を以て、これを尊重保護し、秋毫も冒すことなきべし。日本軍

84

Ex. 209.6
AS 4/5 Object

Def. Doc. # 1077-A

松井將軍の聲明

此際、十月八日、午後五時、松井最高指揮官は、日本軍の大義を明かにする聲明を發表した。

「本軍大命を拜して、國外征伐の重責を負ひ、遂に江南の地に上陸せり。爾來、軍の勢力充實し、降魔の利劍は、今や鞘を放れてその神威を發揮せん。日本の使命は、日本政府聲明の趣旨に基き、我權益並に居留民の保護を全うするに在り。南京政府及び暴戾支那を懲らし、その赤色勢力を苟令せる排外抗日政策を一掃せしめ、以て明朗なる東亞平和の基礎を確立するにあり。作戦地方無辜の民衆に對しては、憐愍切なるものあり、即ち軍は素より一般民衆を敵とせず、苟も我に抵抗加害するものは、その国民の何たるを問はず、寸毫も假借する可きなかるべし。既に兵燹の災禍に遇ひ、或は生命財産の脅威を受けつつある諸外國官民に對しては、同情眞に禁ずる能はざるものあり。列國利益に對しては、最善の努力を以て、これを尊重保護し、秋毫も冒す可きころなし。日本軍

(94)

Def. Doc. # 1077-A

は克く仁、克く威、海陸一致し、誓って江南の妖雲を拂掃すべく、和平の
臨天を望むの日方に近きにあるは、本職の確信するところなり。

昭和十二年十月八日

上海方面陸軍最高指揮官

陸軍大將 松井石根

裏面白紙

「中華民國人士に告ぐ」
と題して、左の談話を發表して、以て支那民族が、東亞の道義に對り
三省すべきことを我告むた。
一、最近北支事變の勃發は非に、日支間の感情、頗に激發し、勢の赴くま
ころ、遂に戦線を擴大して、正に東寧百年の危局を招來せんましつつあ
るは、兩國の爲に寒に遺憾に耐へない。この時に當り、予は中國官民が
夙に内外の情勢を靜視大觀し、真寐の道義に對り、再省三省せんまを
廣く朝野の人士に望む次第である。對善自己に陶醉して、日本の實力を
輕視し、或は赤化勢力を苟合して、その存在を危うし更に又、民族復興
運動のため、排日、抗日を力説して、國體統一、政權強化の具に供する
維の如きは、正に明瞭道徳の破眼であり、東洋平和の擾亂である。予子
が口を吐けば、言はんまする「打倒日本」が假りに實現し得たりまして
それが中國五民族が幸福に生存し得るま思はるゝか、こんな見易い道理
をさへ要説し得ない筈はないのであるが、之を口にするを得ない状態に
置かれてあるのは、實に嘆はしく思ふ。予が諸子の反省を望むのは、實

に此の點である。會て民國創立の先哲、孫中山氏が、中國の復興と共に
常に東洋の平和を念頭努力した事實を想する必要がある。
三日本が眞に庶幾しある所は日中の提携であつて、之が眞に東洋平和を
寫來する大道なりと確信する。然しながら中國野の思想、乃至對日感
情が現在の如くならんか。遺憾ながらその排日抗日運動を想も、今次
事變の如き不祥事發生の根柢を去除するの望がある。この目的は敢に在
るに外ならぬ。皇軍は容易く動くべきではないが、然しその一應起たん
か、徹底的に敵を殲滅し、出師の目的を達成せんとするものが吾人の信條
である。この目標とするところは、南京政府を抗日で除きであつて、一
般民衆を作戦の對象とする考は毛頭無い、即ち從來南京軍閥政權の扶植
に狂奔し來つた支那官民が、既往の迷夢から覺醒して正常に戻るべき道
は來たのだ。即ち眞に東洋平和の爲、我に任せんとする者に對しては、
言は相違へて、寧ろ寧ろ與亞の大義に従ふに考かでない。然し乍ら若しそ
れ未だ惡夢に迷ひて我に抵抗し、或は我行動を妨害する者あらば、何等
の假借なく、野平之を屠戮するは、已むを得ないところである。

予の一等大衆中、直接火に遇ひ、或は生命財産の危険に晒されある者に対しては、予は深く同情を蒙るるに共に、諸子が此際、何等流言に惑はざる、ことなく、須らく帝國軍隊に信頼して、暫らく戦線の圏外に在らんことを希望する。

三作戦地方の農民諸衆は、恰も五穀成算の収穫期に際會し乍ら、自己安住の地を離れて、生業を休止するが如きは、正に天地の哀憐に應へざるものであつて、予は深く遺憾に思ふところである。又或は誤に農家に課せらるる税額を一部徴用したところもあるが、當時、住民不在の爲、直接交渉する相手無く、已むなく今日に及んでゐる。之等費用品に対する代償は、欣然に於て支拂ふべきことを欲し、その機會の來るを待つてある次第である。激重なき民衆に対しては、或は何等含むところなきは、前續述の通りであつて、寧ろ進んでその安全を保障し生業を保護すべきは夙夜予の所念するところである。戰場後方、我が守備地線の良民は須らく日本軍に信頼し、父祖英靈の眠る郷邑を思慕して、速に農に歸り、安んじてその業に専すべきことを勸告する次第である。

文書ノ届所ニ關スル證明書

本書ニ添付ナル日本語ニテ書カレタル二〇四頁ヨリ成ル横山健堂著松井
大將傳ト題スル書籍ハ一九三九年 東京 ニ於テ著者ヨリ贈與ヲ受ケ爾
來自分(本館)ニ於テ覆置ナル書籍ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月三日 於

松 井 石 根

石署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立 會 人 伊 藤 清

裏面白紙

22-5-5 27(1)

Ref. Doc. # 1077-B

「中華民國人士に告ぐ」
 として、左の談話を發表して、以て支那民族が、東亞の道義に還り
 三省すべきことを警告した。
 最近北支事變の勃發と共に、日支間の感情、頗に激發し、勢の赴くま
 ころ、遂に段線を擴大して、正に東洋百年の危局を招來せんましつつあ
 るは、兩國の爲に寒に遺憾に耐へない。この時に當り、予は中國官民が
 夙に内外の情勢を靜觀大視し、東亞の道義に還り、再省三省せんまを
 廣く朝野の人士に望む次第である。弱將自己に陶醉して、日本の實力を
 輕視し、或は赤化勢力を苟合して、その存在を危うし更に又、民族復興
 運動のため、排日、抗日を力説して、國勢統一、政權強化の具に供する
 終の如きは、正に明瞭道徳の破綻であり、東洋平和の擾亂である。幸子
 が口を明けば、言はんまする「打倒日本」が假りに實現し得たりまして
 それが中國五民族が幸福に生存し得るま思はるゝか、こんな見易い道理
 をさへ認識し得ない筈はないのであるが、之を口にするを得ない状態に
 置かれてあるのは、實に嘆はしく思ふ。予が幸子の反省を望むのは、實

裏面白紙

此の語である。曾て民國創立の先哲、孫中山氏が、中國の復興と共に
常に東洋の平和を念願努力し、事實を想起する必要がある。
三日本が眞に庶幾しある所は日中の提携であつて、之が眞に東洋平和を
昭來する大道なりと確信する。然しながら中國蘄野の思想、乃至對日感
情が現在の如くならんか。遺憾ながらその排日抗日運動を根絶し、今次
事變の如き不祥事發生の根因を排除するの要がある。其の目的は茲に在
るに外ならぬ。皇軍は容易く動くべきではないが、然しその一塵起たん
か、徹底的に敵を殲滅し、出師の目的を達成せんとするのが吾人の信條
である。其の目標とするところは、南京政府を抗日軍隊であつて、一
般民衆を作亂の對象とする考は毛頭無い、即ち從來南京政府の扶植
に狂奔し來つた支那官民が、既往の迷夢から覺醒して正常に處るべき業
は來たのだ。即ち眞に東洋平和の爲、我に伍せんとする者に對しては、
宜は相繼へて、喜んで與亞の大義に従ふに考かでない。然し乍ら若しそ
れ未だ夢に迷ひて我に抵抗し、或は我行動を妨害する者あらば、何等
の假借なく、嗚乎之を屠戮するは、已むを得ないところである。

経済の一き大衆中、直接戦火に遇ひ、或は生命財産の危険に曝されある者に対しては、予は深く同情を表する。其に、諸子が此際、何れ流言に惑はざる、こゝなく、須らく帝國軍隊に信頼して、暫らく戦艦の國外に在らんことを希望する。

三作戦地方の農民諸衆は、恰も五穀成實の收穫期に際會し乍ら、自己安住の地を離れて、生業を休止するが如きは、正に天地の慈澤に盡へざるものであつて、予は深く遺憾に思ふところである。又軍は遂に農家に課せらるる税額を一部徴用したところもあるが、當時、住民不在の爲、直接交渉する相手無く、已むなく今日に及んでゐる。之等徴用品に対する代價は、欣然に於て支拂ふべきことを欲し、その殺命の來るを待つてゐる次第である。嚴重なき民衆に対しては、軍は何等含むべきかは、前摺述の通りであつて、寧ろ進んでその安全を保障し生業を保護すべきは夙夜予の所念するところである。現場後方、我々守備地域の良民は須らく日本軍に信頼し、父祖英靈の眠る郷邑を思慕して、速に農に歸り、安んじてその業に専すべきことを勸告する次第である。

Ex 4 5/5 Reject

Note:

The attached document is the corrected document and should be substituted for the corresponding document which should be destroyed.

南京長終の日、来る

けふ正午の降陣!

降軍に降陣を報告す

回答をければ吾乎進撃

南京一(九日發)

松井最高指揮官は本日正午飛行機により南京降陣文を投下し十日正午までに回答を要求せり

全文
誠は正に我包圍下

今移の暇一利なし

特電(九日發)

を前に九日正午松井最高指揮官は南京降陣司令官廖生智に封の懸限を付け十日正午迄に降伏する様兼行務より報告文を投その全文左の如し

Ref No. 1075

「上海本社特電」(九日發)
南京總攻撃を前に九日正午松井最高指揮官は南京陸軍司令部官廳生智に對し廿四時間の期限を付け十日正午迄に降伏する様飛行機より勅告文を投下せしめたその全文左の如し

城は正に我包圍下
今卒の暇一利なし

南京總攻撃を前に九日正午松井最高指揮官は南京陸軍司令部官廳生智に對し廿四時間の期限を付け十日正午迄に降伏する様飛行機より勅告文を投下せしめたその全文左の如し

最高指揮官は本日正午飛行機により南京陸軍司令部に對し十日正午までに回答を要求せり

南京最後の日・來る
けふ正午の期限！
降軍に投降を強請す
回答なければ降軍進軍

裏面白紙

南京最後の日、来る

けふ正午の熟睡!

敵軍に投降を強要す

回答を付ければ評乎進撃

「上海本社特電」(九日發)

上海軍九日午七時發袁松井最高指揮官は本日正午飛行機により南京防衛司令官に對し投降勸告文を投下し十日正午までに回答を要求せり

「投降勸告全文」

城は正に我包圍下

今午の戦一利なし

「上海本社特電」(九日發)

Ref. Acc # 1075

南京總攻撃を前に九日正午松井最高指揮官は南京防衛司令官廖生智に對し廿四時間の期限を付け十日正午迄に投降する様飛行機より勸告文を投下せしめたその全文左の如し

裏面白紙

△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△

日軍百餘師に江蘇を膺突せり、南京は正に包圍の中に在り、大局の大勢よりみれば今終の交戦はたゞ百密あつて一利なし、終ふに江蘇の地位中央の雄都にして民衆の首領なり、明の北門、中川等古蹟名所輯集し於然東西文化の精華の府あり、日軍は抵抗者に對しては極めて凌烈にして寛怒せざるも無辜の民衆及び婦孺を以て中斷軍隊に對しては寛大を以てし之を知らず、東西文化に至りては之を保護保存するの熱意あり、而して魯軍亦戦を懸懸せんとするならば南京は奪ひ必ずや戦禍を免れ難し、而して千載の文化を灰燼に歸し十年の經營は全く泡散とならん、仍つて本司令官は日本軍を代表し魯軍に勸告す、即ち南京城を和平裡に開放し而して左記の處置に出でよ

大日本陸軍總司令官 松井石根

本勸告に對する回答は、十二月十日正午、中山階、句容道上の歩 綽に於て受領すべし、若しも魯軍が司令官を代表する責任者を派遣する時は該處に於て本司令官代表者との間に南京城接收に關する必要の協定を遂

5-10-14-17-19

行するの準備あり、若しも許指定時間内に何等の回答に答し得ざれば日
本軍は已むを得ず西京城攻略を開始せん

裏面白紙

裏面白紙

文書成立ニ關スル證明書

私ハ右ノ日新聞局長ノ職ニ在ルモノナル虞拉ニ添付セル日本語ニテ書カレタル「南京最急の日來る」ト題スル新聞記事ハ本館ノ保管ニ係ル昭和十二年十二月十日附附民新聞ニ掲載セラレアリ同紙ノ正確ナル拔萃ナルコトヲ證明ス

於 東京

帝國圖書館長 岡田 溫

第二六號

昭和二十二年四月四日

右署名捺印ハ私ノ面前ニ於テナサレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立會人 上 代 塚 稔

Dof. Rec #1075

198

1935-12-10
1935-12-10
1935-12-10

1/2 Report
Sep 10

十二月一日

十二月十日附ジャパン、マドバタイザ紙掲載の二つの記事は、期せずして、人類に取つて貴重である物に對して、日支両軍が採つたものをあつてよい對照を成す態度を、甚だ鮮明に表はしてゐる。その一つの記事は、ニューヨークタイムズ南京特派員の報道であつて、中國軍自身でこの中國の首都を徹底的に破壊した事を記述してゐる。

其は該特派員が、戦闘區域を数日間視察した。中立國觀戰武官から聞いて書いたものであるが、中國兵は、南京の周囲。都市村落を破壊し、彼等の祖先が、又彼等自身汗を流して、蓄積した幾十億元の象徴たる文化施設を破壊した計りなく、自國人の變行に唯まごころゝる無辜の住民を假借なく殺戮してゐるのである。

他の一つの記事は、上海方面日本軍司令官松井石根大將が南京防衛中國軍司令官

No 1

11

15

Project
Ref Doc 1198

No 1

情報部長談話

一九三七年十二月一日

十二月十日附ジャパン・アドバタイザー紙掲載の二つの記事は、期せずして、人類に取つて貴重である物に對して、日支両軍が採つたものであつて、よい對照を成す態度を、甚だ鮮明に表はしてゐる。その一つの記事は、ニューヨークタイムズ南京特派員の報道であつて、中國軍自身でこの中國の首都を徹底的に破壊した事を記述してゐる。

其は該特派員が、戦闘區域を数日間、視察した。中立國觀戰武官から聞いて書いたものであるが、中國兵は、南京の周囲の都市、村落を破壊し、彼等の祖先が、又彼等自身汗を流して、蓄積した幾十億元の象徴たる文化施設を破壊した計りでなく、自國人の變行に唯まじつてゐる無辜の住民を假借なく殺戮してゐるのである。他の一つの記事は、上海方面日本軍司令部官松井石根大將が南京防衛中國軍司令官

裏面白紙

No 2

Ref Sac 1198

に致した勸告の報道である。

右によると、松井司令官は、東洋文明の莫かう、この舊い成廓都市内の文化的史的施設を毀損する事なく其儘保存し度き由を述べ、且無用なる人命の犠牲を無くし中國人が平和裡に降服する事を促してゐる。

前線からの最近の報道によると、中國側は日本側の勸告を拒否した相である。この拒否が何を意味するかは、戦場からの續報を俟つて明瞭になるであらう。

然し中國軍が攻圍軍の猛襲に頑強ではあるが、無益の抵抗を試みるために既に自國兵に住む可き家及び資財を奪はれたその地域の幾万無辜の民が、冬の嚴寒が近づいてゐる時、自然の儘に放置されねばならぬとは憐れな事である。であるから日本軍は、かかる強情我慢の中國軍を、徹底的に膺懲せねばなるまい。

裏面白紙

萬曆

昭和十二年十二月十日附大阪朝日新聞抜萃
負傷兵救出し

非人道返還まる支那軍

南京攻後の運命は刻一刻と近づきつつあるが、この運命につきニューヨーク、ヨーク、

その運命につきニューヨーク、ヨーク、
九日とくに記者の胸に慄れを止めたものは、かつて
あるた化手研研究所も遂に支那兵によつて火を放た

れ火に包まれた金陵公署内の政府要路の大人達の廣大美画なる別宅も守衛
兵の銃弾の痕火の痕跡となつて炎上したことだ、南京前線側の軍医の往來は
忙を運めつつあるが、その中を河津で傷ついた兵士達はよろめきながら城門に
迫りつくが門扉は堅として雨され彼らはどこに行つてよいのか、いかなる運命
が彼らを持つてゐるのかなす術を知らぬ有様である、八日南京軍管局は負傷兵
の入城を許さざる旨電命を發し、あまつさへすでに城内にある負傷兵をも城外
に追放する旨決議したし、南京守備軍には野戦病院の設備は殆ど缺けてをり
、かくして南京守備のためには戦つた支那兵は今後かかる無残な待遇のもとに目

萬曆

昭和十二年十二月十日附大阪朝日新聞抜萃
負傷兵救出し

非人道返まる支那軍

ヘニユーヨーク特電八日發一南京攻後の運命は刻一刻と近づきつつあるが、この首都を守る支那軍の動向とその進むべき確かな運命につきニユー、ヨーク、タイムズ南京特派員は九日次の如く報道してゐる。焦土と化したものは、かつてについては既に記載したが、九日とくに記者の胸に憐れを止めたものは、かつてその股谷を南京城外に誇つてゐた元手取研究所も遂に支那兵によつて火を放たれ火焔に遇はれた。金陵公園内の政府委員の大人達の廣大美觀なる別荘も守衛兵の無謀の放火の犠牲となつて炎上した。ことだ、南京前線同の軍役の往來は通れを認めつつあるが、その中を河津で傷ついた兵士達はよろめきながら城門に迫りつゝが門扉は堅として開かれ彼らはどこに行つてよいのか、いかなる運命が彼らを待つてゐるのかわからぬ。有様である、八日南京軍管局は負傷兵の入城を許さざる旨電命を發し、あまつさへすでに城内にある負傷兵をも城外に追放する旨決議した。しかも南京守備軍には野戦病院の設備は殆ど決けてをり、かくして南京守備のためには戻つた支那兵は今後かかる無様な待遇のもとに目

裏面白紙

Per. Doc 2688

力で河らの善功もなく右手を押して城壁を迂回し揚子江に出て落ちのびるか
然らざれば路傍に野垂れ死するよりほかなき運命に立ち至つてゐる。

裏面白紙

Def. Doc 2688

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ
同日於同所

立會人

大室亮一

Kzh. No

自分岡田温ハ帝國圖書館長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ貳頁ヨリ成ル昭和十二年十二月十日附大阪朝日新聞發萃員傷兵請出し非人道返まる文憑取ト題スル書類ハ(發信)ノ保管ニ係ル新聞發萃員傷萃ノ正編ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年十月三日 於東京

帝國圖書館長 岡田温

文書ノ出所竝ニ成立ニ修スル證明書

(三號)

裏面白紙

高橋

昭和十二年十二月十日附大阪朝日新聞抜萃

狂支那軍の大破壊

外人の軍事専門員果れる

「ニューヨーク特電八日發」ニューヨーク、タイムズは南京特派員はまきに
召寄せんとする南京にある専門家の親友を八日次の如く報道してゐる。す
なはち南京に踏み止つてゐる外國軍事専門家は最近四、五日間にわたつて

（支那軍の防備）
（支那軍の防備）
（支那軍の防備）

軍の防備攻撃を調査したがその暴徒には防備を
ほち支那軍はなんらの軍事的目的もなく、ただや
物をもち渡し煽動つてゐるのであつて、恐同的見
な諒解に苦しむもので、これは支那軍を益々

のと同時に日本軍に對しても大した痛痒を與へぬとみるのが至當である。
ただ這物が一軒もないので日本軍はこれを宿營に於てることが出来ず、テ
ントを使用せねばならないといふ不測があるのみだ。

それならまよまよかといふ無謀が及へて行はれつつあるのか、度々れた唯一
の説明は支那軍がこの破壊行爲によつて強かにその潰滅を洩らしてゐると
いふ恐るべき事實である、すなはち支那軍の上下を騒がせて存在する、日本

昭和十二年十二月十日附大阪朝日新聞 被率

狂々支那軍の大破壊 外人の軍事顧問が果れる

「ニューヨーク時報」八日(日)「ニューヨーク、タイムズ」等東京特派員は、まことに
 滔々せんとする南京にある専門家の意見を八日次の如く報道してゐる。す
 なはち南京に踏み止つてゐる外國軍事顧問等は最近四、五日間わたつて
 城外ならびに近郊の支那軍の防備状況を視察したがその暴飲には驚愕を以
 ちてゐる形である。すなはち支那軍はなんらの軍事的目的もなく、ただや
 たらにありとあらゆる事物を打ち壊し掃蕩してゐるのであつて、軍事的見
 地からすれば全く無意味な諍議に苦しむるので、これは支那軍を滅亡させ
 ると同時に日本軍に對しても大した苦痛を與へぬとみるのが至當である。
 さて遺物が一新もないので日本軍はこれを掃蕩にあてることが出来ず、テ
 ントを焼却せねばならないといふ不測があるのみだ。
 それならまよまよかといふ無謀が致へて行はれつつあるのか、恐ろしい唯一
 の説明は支那軍がこの破壊行爲によつて彼がその遺物を復らしてゐると
 いふ恐るべき事實である、すなはち支那軍の上下を通じて存在する、日本

裏面白紙

軍にはかなわぬ」といふ劣勢意識はかれらを驅つて狂氣の如き殘忍行爲を
なかしめその犠牲は單に町や村落のみに止らず市にさへも及んでゐる
その昔成吉思汗の大軍がかつては榮華を誇つた數々の大都市も一變して
焦土と化せしめて以來現在揚子江下流沿岸地方において行はれつつあるが
如き組織的な破壊が支那軍自身の手によつて行はれたことは未だないので
ある。

日本軍の空襲砲撃の與へた損害は殆ど軍事施設に限られてをり、これを全
部合せてもなほ支那軍自身の手によつてなされた破壊の十分の一にも足ら
ぬであらう

これは中立國の一軍事專家が余へニューヨーク、タイムズ特派員に
語つたところで同氏はさらに語をつぎ

支那軍がいまやつてゐることから推して自分は次のやうな結論に達せざ
るをえない、即ち支那は今後百年或はそれ以上その土地の支配權の回復を
全然認明してゐないものやうだ、それだからかれらは仇敵の所有に歸す
べきこの土地を思ふ存分荒廢せしめてゐるのである、いま支那のとりつつ
ある焦土政策は敵に對する最善の舉とは決して考へられぬ、なんとすれば
その激は確かに一時的には侵入者であるには適ひないが、決してこの土地
を植民地にしてはうとは考へてゐないのだから、

裏面白紙

支那軍によつて破壊されたところのものはかれらの祖先が額に汗して致々勉
 勵刻苦河代かにかたつて蓄積したもののなのである。狂氣沙汰としか思はれな
 いこの都市村落の焼掃りを主張する人々はかくすることによつて現在までに
 蓄積された數十億の富が眼こそぎに抹殺され、もし破壊されなかつたならば
 近い將來支那政府がこの地方から租税を取立てることが出来て戦後国力回復
 のための財源を求め得るものであるといふことを考へようともしない、この
 地味豊饒でしかも世界でもつとも人口稠密な地方は國家財政にとり有力なる
 財源供給地であるが、今や猛火の下に消え失せつつある、この地方の復興の
 ためには巨額の運賃を必要とするであらう、現在の支那軍の行爲を論議させ
 る唯一の説明といふべきものは例の百來の東洋思想たる「百子を救ふ」と
 いふことを持出すことであらう、すなはち支那軍は退却にあたり不毛の原野
 や殘垣立ち昇る廢墟をあとにのこしてこれを日本軍に占領させた方が、ただ
 空しく退却するよりは彼らの感信を高めぬものだと語じてゐるのだ、この考
 は我國地境に住む數百萬の支那住民の福祉を全然無視するものだ。

今や日本軍の進退を前に奥地に殺戮する避難民は數百萬に達してゐるが、
 支那政府が彼らを救済しようとしても何こともなし得ぬ今日、彼らは如何に
 この冬の衣食住を得んとするか、これは想像にあまりあるものがあらう。

裏面白紙

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

(三號)

自分岡田 温ハ帝國圖書館長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル月
本誌ニ依ツテ書コレ詞頁ヨリ成ル昭和二十二年十月十日野大蔵ト題ス
ル書類ハ(當 館)ノ保管ニ係ル新聞ノ抄萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫シ
ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年十月三日 於 東京

帝國圖書館長 岡 田 温

右三名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

立 會 人 大 室 亮 一

裏面白紙

高橋

昭和十三、四、一六大阪朝日新聞北支版より抜萃
南京便り第五章衛生の巻 林田特派員

仕事は死體整理

悪疫の鴉片をひかへても大石切

Handwritten notes on a slip of paper, partially obscured by a black bar.

おくことは衛生的にいつても人心安定の上からいつても善悪が多い
理しなればならないものは敵の遺棄死體であつ
重なつてゐる幾萬とも知れない死體 これを捨て

2690
そこでは紅花會と自治委員會と日本山妙法寺に属するわが僧侶らが手を遣つて
片づけはじめた、腐敗したのをお題目とともにトラツクに乗せ一定の場所
埋葬するのであるが、相管の費用と人力がかかると人の忌む悪臭をついて日
日の作業はつづき最近までに城内で一千七百九十三体、城外で三萬三百十一
体を片づけた、しかしなほ城外の山のかげなどに相管放擲つてゐるので、さらに

夏紙

昭和十三、四、一六大阪朝日新聞北支版より抜萃
東京便り第五章衛生の巻 林田裕派員

仕事は死體整理
悪疫の猖獗をひかへて
防疫委員會も大活動

鼠ひのあとの東京でまず整理しなければならぬものは鼠の遺棄死體であつた、鼠を埋め、小川に山と重なつてゐる幾萬とも知れない死體 これを拾つておくことは衛生的にいつても人心安定の上からいつても善悪が多い

そこで紅花會と自治委員會と日本山妙法寺に請するわが俗婦らが手を握つて片づけはじめた、腐敗したのを題目とともにトラツクに乗せ一定の場所へ埋葬するのであるが、相管の費用と人力がかかると人の忌む悪臭をついて日一日の作業はつづき最近までに城内で一千七百九十三体、城外で三萬三百十一体を片づけた、しかしなほ城外の山のかげなどに相管放棄つてゐるので、さらに

Doc. No. 2690

裏面白紙

裏面白紙

八千圓ほど金を出して買入るまでにはなんとか議決を終はる議定である。

防疫方面については現地官局若しくは防疫委員会が生れ十月には大掃除を市内全部にわたつて行ふが支那側も局でも苦心し、百人の清班の派遣をはじめ所々汚い地区では大掃除を行つたり、大小便すべからずの立札を立てたり、ドブを埋めたり死体を収容したり、相替努力してをり將來は「防疫病院」の設立、衛生局事務所（衛生組合のやうなもの）の設置、防疫行その他を企畫してゐる。

2690
町の半ば以上の区域の中には特に古銀が買入られたが、自治委員が買入
入れを接収したので、生草のない自由等が買ひ込になつて集めまは
り河百トンとまとまりつつあり、わが日銀が買下げることになつてゐる、
これなどは民間らしい清毒の名だ。
更むきの悪疫流行州を盛へて食糧衛生は特に重要であるのでいよいよ近く
市内四ヶ所に市場が新設されることになつた、銀が沸底してゐるはずだの

にむし野麥りが市内に沈んでゐるといふ珍現象にあらはれてゐる通り、常
京は食料には原力強のある可であるが、今のやうに大道の砂埃の中ので豚肉を
買つてゐたり野麥を並べてゐたりする風景を一掃全部市場へ集めると同時に
江北方面から豚や新鮮な野麥をウンと集められるわけである、わが兵隊さん
も野麥には不自由しないのだ。

裏面白紙

Def. Doc 2690

石名義印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ
同日於同所

立會人

大

室

亮

一

昭和二十二年十月三日

於東京

帝國圖書館長

關

田

温

文書ノ出所竝ニ成立ニ據スル證明書
（三號）
自分岡田温ハ帝國圖書館長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル日本語
ニ依ツテ書カレ貳頁ヨリ成ル昭和十三年四月十六日大阪朝日新聞抜萃（北支
返）仕事は死体整理委員会の臨時委員をひかへて防疫委員會も大活動ト題スル書
類ハ一當信一ノ保管ニ係ル新聞ノ抜萃ノ正確ニシテ眞實ナル爲シナルコトヲ
證明ス。

裏面白紙

Def Doc 1357
Exh 32A

南京ニ於ケル状況

一九三八年一月

南京米大使館

作成者 米國領事ジエームス・エスピ

確認者 大使館三等書記官 ジョン・エム・アリソン

作成日付 一月十五日 一廿四日

郵送日付 一九三八年二月二日

(前略)

一十二月十日以降南京ニ發生シタル事項ノ概略

(中略)

支那軍ハ市ノ城壁ノ外圍ノ市ニ驅スル大ナル部分ヲ
燒キ居レリ、之ハ軍事上ノ目的ヨリ兵ノ土遣ノ邪慮
物ヲ除去セルナリ、然レドモ演習セル在留米國人ハ
内ニテ行ハレタル財産ノ
ト主張シ居レリ、故ニ日
際ニ荒ラサレ居ラサルヲ
ノ大部分ハ南京國際委員會ノ

22-5-5 (A)
南京米大使館
1938年1月15日

計畫設定セル所謂「安全地帯」ニ避難シ居リ糧食
ノ支那兵ヲ巧ニ捕捉スル營ナリシガ比較的少數ナリ
シナリ、實際ニ演習セル支那兵ノ數ハ不明ナレトモ
數千ノ者ハ其ノ軍服ヲ脱キ捨テ常民ノ服ヲ着テ常民
ニ混リ市内ノ何處カ都合ヨキ處ニ隠レタルニ相違ナ
キナリ (中略)

然シ乍ラ茲ニ一言シ置カサルハカラサルハ支那兵自

Def Doc 1357
Exh 32A

南京ニ於ケル状況

一九三八年一月

南京米大使館

作成者 米副領事ジエームス・エスピ

確認者 大使館三等書記官 ジョン・エム・アリソン

作成日付 一月十五日一廿四日

郵送日付 一九三八年二月二日

(簡略)

十二月十日以降南京ニ發生シタル事項ノ簡略

(中略)

支那軍ハ市ノ城壁ノ外圍ノ市ニ駐スル大ナル部分ヲ
燒キ居レリ、之ハ軍事上ノ目的ヨリ其ノ土道ノ障礙
物ヲ除去セルナリ、然レドモ漢口セル在留米國人ハ
退却中ノ支那兵ニヨル城壁内ニテ行ハレタル財産ノ
放火破壊及掠奪ハ僅少ナリト主張シ居レリ、故ニ日
本軍ハ入城ト共ニ南京ガ實際ニ荒ラサレ居ラサルヲ
發見セリ、市民ノ過半ハ南京國際委員會ノ
計費設定セル所謂「安全地帯」ニ避難シ居リ相當
ノ支那兵ヲ巧ニ捕獲スル管ナリシガ比較的少數ナリ
シナリ、實際ニ瀕死セル支那兵ノ數ハ不明ナレトモ
數千ノ者ハ其ノ軍隊ヲ散キ捨テ市民ノ屋ヲ着テ市民
ニ混リ市内ノ何處カ都合ヨキ處ニ隠レタルニ組織ナ
キナリ(中略)

然シ乍ラ茲ニ一言シ置カサルハカラサルハ支那兵自

裏面白紙

裏面白紙

Def Doc 1357
Exh 320

身ハ日本軍入城前ニ全然掠奪ヲ爲ササリシ事ニアラ
 ス少クモ或ル程度ニハ行ヒ居レルナリ、最後ノ日
 間ハ疑ナク彼等ニヨリ人及財産ニ對スル暴行犯サレ
 ダルナリ、支那兵ガ彼等ノ軍服ヲ被キ常民服ニ着換
 ヘル大急キノ處置ノ中ニハ種々ノ事件ヲ生シ其ノ中
 ニハ着制ヲ剥キ取ル爲ノ殺人ヲモ行ヒシナルヘシ、
 彼ノ無秩序ノ時ノコトナリ、退却スル軍人及常民ニ
 テモ時ト場所トニテハ計画的ナラス掠奪ヲ爲セシコ
 トハ明カナリ、總テノ公ノ施設ノ機能停止ニヨル市
 役所ノ完全ナル運塞ト支那入政府ト大部分ノ支那住
 民ノ退却トニヨリ市ニ發生シタル完全ナル混亂ト無
 秩序トハ市ヲ如何ナル不法行爲ヲモ行ヒ得ラル、恐
 所トナシ了レルナリ
 之ヲ爲ニ強習セル住民ニハ日本人來レハ待望ノ秩序
 ト統制トノ恢復アルヘシトノ意味ニテ日本人ヲ歡迎
 スル氣分サヘモアリタルコトハ想像セラル、所ナリ
 (中略)
 我々ノ聞キタル所ニテハ少クモ最高指揮官ヨリ二ノ
 命令被セラレテ將兵ノ統制ヲ爲セト命シ又軍ガ入城
 スル前ニ財産ヲ搬却スル勿レトノ注意ナル命令モ發
 セラレ居ル由ナリ

2

政治經濟研究叢書第七卷南京安全地區文書
南京日本軍司令官ニ對スル書簡

一九三七年十二月十四日

拜啓

私共ハ貴下ノ砲兵隊ガ安全地區ヲ攻撃サレナカッタトイフ美譽ニ
對シテ又同地區ニ於ケル中國民間ハノ保護ニ對スル將來ノ計畫ニ
對キ貴下ト連絡ヲトリ得ルヤウニナリマシタコトニ對シテ感謝ノ
意ヲ表スルモノデアリマス

22-5-45(7)
南京日本軍司令官
(文部省)

共カ同市北部ニ誘入サレタ際思ヒガケヌ事體
内ノ若干ノ者ハ私共ノ役所ニ入り來リ後生デ
テ席イト懇願ニ來タノデス。

我ガ委員會ノ代表達ハ貴下ノ司令部ヘ參ラウト致シマシタガ漢中
街ニ於テ一人ノ大尉ノ方ヲ見ツケタキリデシタ。ソレデ我々ハ方
ノ支那兵達ヲ武装解除シ當地區内ノ家屋ニ收容シタノデアリマス

政治經濟研究叢書第七南京安全地區文書
南京日本軍司令官ニ對スル書簡

一九三七年十二月十四日

拜啓

EX/ #323
私共ハ貴下ノ砲兵隊ガ安全地區ヲ攻撃サレナカッタトイフ美譽ニ
對シテ又同地區ニ於ケル中國民間人ノ援護ニ對スル將來ノ計畫ニ
對キ貴下ト連絡ヲトリ得ルヤウニナリマシタコトニ對シテ感謝ノ
意ヲ奉スルモノデアリマス

(中略)

NO 1358
昨日午後數多ノ中國兵カ同市北部ニ誘入サレタ際思ヒガケヌ事能
ガ勃發シタ。彼等ノ内ノ若干ノ者ハ私共ノ役所ニ入り來リ後生デ
スカラ命ヲ助ケテ貰ヒ度イト懇願ニ來タノデス。
我ガ委員會ノ代表達ハ貴下ノ司令部ヘ參ラウト致シマシタガ漢中
街ニ於テ一人ノ大尉ノ方ヲ見ツケタキリデシタ。ソレデ我々ハ方
ノ支那兵達ヲ武装解除シ當地區内ノ家屋ニ收容シタノデアリマス

Ref. No. #1358

EXH. #323

私共ハコレラノ兵士達ヲシテ彼等ガ今切望シテミル如ク平和ナ民間人
ノ生活ニ懸ラシムルヤウ陛下ノ寛大ナル許可ヲ相頼ト申上ケルモノ
デアリマス

(中略)

私共ハ當市民間人授護ニ關シテハ私共ガ爲シ得ル如何ナル方法ニ於テ
モ協力スルコトヲ喜ビトスルモノデアリマス

南京安全地區國際委員會

委員長 ジョンH、D、レイブ 敬白

E 2537
Sy Doc # 1165

自今迄参ニ行ハルル方式ニ従ヒ先ヅ御儀ノ取リ定置ヲ
シタル上次ノ如ク供進致シマス

22-5-5 (304)
22-5-5 (304)
22-5-5 (304)

荒木良夫

書

日 高 信 六 郎

近頃御座候事致候所
臣等御座候事致候所

y Takahashi

E 2537
By Rec # 1165

22

自
公
事
ニ
行
ハ
ル
方
式
ニ
先
ツ
別
紙
ノ
用
リ
定
意
ヲ
シ
タ
ル
上
次
ノ
如
ク
供
送
シ
マ
ス

宣
達
日
高
信
六
郎

荒
木
貞
夫
其
他

江
東
區
警
務
部
所
長
官
署
印
合
録
四
第
一
號

g Takahara

裏
面
白
紙

Ref No # 1165

一、私ハ現在

東京都世田ヶ谷區松原町三丁目一〇三〇番地

ニ住居シテ居リマスガ、昭和十二年

(一九三七年)四月三十日カラ同年八月十六日迄大使館参事官トシテ南京日本大使館ニ勤務シ、次テ八月二十九日カラ翌年(一九三八年)三月三日迄同ジ参事官トシテ上海ニ居リマシタガ同年三月十七日総領事ニ参事官シ夫レカラ十二月十二日命ニ依リ参事官ニ任シテ上海總領事館ヲ主官シテ居リマシタ。

上陸ニ勤務中南京ヘハ四回参リマシタ、第一回ハ昭和十二年(一九三七年)十二月十七、十八ノ兩日日本軍ノ入城式及慰問祭ニ参列ノ爲、第二回ハ同年十二月二十五、二十六ノ兩日、第三回ハ翌年(一九三八年)二月一日カラ八日迄、第四回ハ同年三月二十七日二十八ノ兩日維新政府成立ノ儀式ニ参列ノ爲デアリマシタ。

二、松井大將トハ随分古クカラノ知合デアリマスガ特ニ昭和七年(一九三二年)「セネグアル」テ開カレタ軍縮會議ニ岡氏が全權トシテ参ラレタ際私ハ日本全權トシテ随員トシテ数ヶ月同シ座ヲ慕シマシタ。

裏面白紙

1165

上海派遣軍司令官トシテ参ラレタ時最初ニ題目ニ掛ツタノハ昭和十二年（一九三七年）九月十日學堂ニ於テデアリマス。同司令官ガ翌年二月内訌ニ引換ケラレル迄ノ間ニ著々會ヒマシク。

三、

(4) 松井將軍ハ古クカラノ日英提携論者デアリマシテ中區ノ文化ヲ理解シ中區及中區人ニ對シテ深イ尊敬ノ念ヲ持テ居ラレルコトハ尠々私カ將軍カラ即カサレタ所デアリマス。

(5) 九月十日學堂ニ同新報ト會談ノ際ニ次ノ點ヲ語ラリマシク。

(1) 陸軍ヲ正シク待遇スルコト。

(2) 一般市民ニ對シ公正ナ態度ヲ執ルコト。

(3) 之ニ對テハ軍司令官ノ名ヲ布告ヲ出ス獲リデアルコト。

(4) 食糧軍ノ他ノ物資ヲ徵發シタ場合ニハ公正ナ對價ヲ支拂フコト。

住居ヲ去ツテ其ノ場ニ居ナイ時ナドニハ如何シテ支拂テスルカト云フ様ナコトニ付テ色々ノ考ヲ述ベ又是等ノ點ニ付テハ告示ヲシテ一般民衆ニ知ラセ安心サセル律ヲデアルト云

裏面白紙

Handwritten: 1165

ハレマシタ。

其ノ終私ト會談ノ際ヤ大使館及海軍卿ト懇談ノ際ニ此ノ様ナ中
國民衆ニ對スル心遣ヒテ庶々流ヘラレタコトヲ記憶シテ居リマ
ス。

(イ) 外國關係ニ付テハ常ニ汗流シテ居ラレ居々岡崎總領事ノ意見ヲ
求メテ居ラレマシタ。又外國新聞記者トノ接見ニ奇ヲ用ヒ殊ニ
「ニコイヨクタイムス」特派員「ハレット、アヘント」氏及
「ロンドン、タイムス」特派員「デーヴィット、フレージャー」
氏トハ數回打聽ケテ會見サレマシタ。

5

(ニ) 南京攻撃ニ決シタ時松井軍司令官ハ次ノ様ナ措置ヲ執ラレタコ
トヲ私ハ承知シテ居リマス。

(三) 南京市ノ地圖ニ外國大公使館其ノ他外國領事ノ所在ヲ明瞭ニ
「マーク」シタモノヲ多量作り之ヲ軍隊ニ配ラレマシタ。此
ノ地圖ノ複製ニハ大使館モ協力シ出來上ツタ地圖ヲ私ハ見タ
コトガアリマス。

裏面白紙

leaf No. 1135

(一) 其ノ地圖ニハ更ニ明悉ト中山トテ赤イ^キク^ルテ國ミ對峙ヲ
ヲ選クヘキ地點デア^ルコトガ記載シテアリマシタ。之ハ殊ニ
松井軍司令官ノ意見ニ依ツタモノデア^ルト軍司令部ノ參謀ガ
私ニ話シマシタ。

(二) 此ノ二個所ノ附近デハ一切大砲ヲ使用スルコトヲ禁止サレタ
ノデア^リマス。此ノコトハ當時聯隊長トシテ此ノ方面ノ取
ヲ指揮シタ野田吾氏ガ其ノ後直接私ニ話シタ所デア^リマス。
(三) 南京ヲ攻メル時ニハ先ツ南京城壁ノ手前ニ軍ヲ止メ中區側ノ
司令官ニ降降ヲ勸告シ若モ城内ヲ攻取ル場合ニハ軍規嚴肅
ナ精銳部隊ノミヲ城内ニ入レル稔リデア^ルト云フコトヲ松井
軍司令官ハ上海デ私共ニ話サレマシタ。

(四) 松井軍司令官ガ南京攻取ノ爲上海ヲ出發サレタ後最初ニ私ガ
話シタノハ翌年一月一日上海ニ於テデア^リマスガ其ノ際同
聯軍ハ部下ノ中ニ惡イコトヲシタモノガア^ツタコトヲ始メテ
知ツタト云ツテ非常ニ驚イテ居ラレマシタ。私ハ同聯軍ガ復

裏面白紙

Ref Doc #1165

其ノ頃迄新ル軍ヲ存在シタコトヲ知ツテ居ラシナカッタ
モノテアルトノ印象ヲ得マシタ。
同將軍ハ軍司令官トシテ部下ニ對シ警告ヲ嚴重ニシ又惡劣ヲ
働イタモノハ一々檢査シテ處罰ヲ命ゼラレタト云フコトヲ同
將軍自身及其ノ部下ノ幹部ノ人々カラ私ハ直接聞イタノデア
リマス。

四、軍司令部ノ其ノ他軍ノ幹部ガ執ツタ措置ニ付テ私ガ承知シテ
居ル重ナモノハ次ノ通りデアリマス。

- (イ) 捕虜ノ公正ナル取扱ニ付テ種々研究シテ居マシタ。適當ナル收容所
ヲ設ケルコト等ニ付テ相談シテ居タコトヲ私ハ存シテ居リマス
- (ロ) 南京入城當時日本軍憲兵ノ態度ハ概シテ公正デアリ外國人及中
國人ニ評判ガ良カッタデアリマス。
口初ノ間ガ人息ハ概メテ少ク十二月十七日私ガ聞イタ處デハ除
幕ノ下ニ十四人ダケデアリ數日中ニ四十名ノ補助憲兵ガ得ラレ
ル筈ダト云フコトデアリマシタ。

裏面白紙

Ref No #1165

五、

- (一) 従來中國テ内亂ヲ騷動ガ起リ又ハ外區ト中國トノ間ニ衝突ヲ戰
闘ガ起ツタ場合ニハ理地ニ在ル外務官意ハ日本人バカリデナク
諸外國人ノ生命財産等利益ノ保護ニ努メ又中國人ノ生命ノ保護
- (二) 上海ヤ南京テ外國大使館等其ノ他ノ外國利益等ニ立入禁止ノ制
制ヲ立テルコトニ付テハ陸軍ノ申出ニ依リ私兵外務官意モ加勢
ヲシマシタ。
- (三) 蘇ニ外國關係ノ事件ノ調査ヲ解決ノ爲ニ軍司令部ノ受持參謀ハ
眞面目ナ努力ヲ拂ヒマシタ。例ヘハ南京陷落後間モナク起ツタ
蘇湖ニ於ケル米國旗問題ノ真相調査ノ爲一參謀將校ハ一外交官
ト共ニ現場ニ赴キ既ニ同地ヲ去ツテ戰國紛擾中ノ部隊ノ移テ追
と約二週間ヲ費シ杭州ヲ高ク該部隊ニ追ヒ付イテ調査シタ様ナ
コトモアリマシタ。

裏面白紙

Ref No # 1165

ヤ其ノ財産ノ公正ナ取扱ニモ注意シテ來タノデアリマス。
今度ノ事態ニ當ツテモ我々ハ當然ノ任務トシテ特ニ訓令ヲ受ケ
ル迄モナク最初カラ此ノ方針ヲ仕事ヲシマシタ。

松井軍司令官ハ我々ノ申出ヤ意見ヲ快ク聽イテ下サイマシタ。

(二) 南京攻取ノ際ニハ領事ノ下ニ引揚前ニ南京總領事館員デアツタ
モノ十數名ヲ付ケ日本軍ト殆ド同時ニ南京ニ入り日本軍ト協力
シテ在留外國人及外國權益ノ保護ニ當ラセ又中國人ヲ公正ニ取
扱フコトヤ一般ノ治安ヲ維持スルコトニモ盡力サセマシタガ皆
最善ヲ盡シマシタ。例ヘバ

(1) 最初ハ南京カラノ通信ハ極メテ困難デアリマシタノテ新聞通
信員ノ無電ヲ利用シ南京入城直後外國人ノ安否ヲ上海宛報告
シマシタ。

(2) 外國權益其ノ他保護ヲ要スル場所ヲ直チニ實地調査シ軍ト協
力シテ立入禁止ノ制札ヲ立テマシタ。

(3) 在留外國人保護及便宜件與ノ爲領事館警察官ヲ使用シマシタ

裏面白紙

File No. #1165

(三) 總領事館員ニハ中國人ノ公正ナル者ヲ特ニ市民ノ保護ヲ命ジ

マシタガ彼等ハ領レモ從前南京ニ轉務シ土地ノ情況ニ通シテ
居リマシタ故良ク其ノ使命ヲ遂行シマシタ。(在留外國人ニ
依リ設ケラレタ金陵大學等ニ於ケル避難民收容所ノ入口ヲ夜
間警備シタコトモアリマス)

(四) 日本軍人ニ依テ行ハレタト稱スル種々ノ行爲ニ關シテ在留外
國人之ヨリ總領事館宛申入レガアリマシタ。是等ノ大多數ハ傳
聞デアリマシタガ總領事館デハ事實ヲ一々調査スル暇モ無カ
ツタ爲一應其ノ儘之ヲ東京外務省ニ報告シ(私ハ上海デ其ノ
寫ヲ讀ミマシタ)南京デハ直接軍側ニ話シ其ノ注意ヲ喚起シ
マシタ。東京外務省カラ陸軍側ニ注意シタモノト見エマス。

(五) 私自身モ數回南京ニ行キマシタカ其ノ度毎ニ總領事館ノ報告ヲ
聞キ實際ノ様子ヲ現在留外國人ノ話モ聞キ外務省ニ報告シマシ
タ。又昭和十三年(一九三八年)ノ一月下旬一時歸朝シタ際ニ
ハ廣田外務大臣ヤ外務省ノ幹部ニ口頭テ報告シ指圖ヲ受ケマシ

裏面白紙

Ref No # 1165

六、 其ノ時ノ話ニ依ルト東京テハ出先カラノ報告ヲ受ケルト軍
 ノ消息ヲ既知シテ居タソウデアリマス。其ノ結果軍ノ中央カラ
 出先ノ軍ヘ指令ガアツタコトハ前ニ由シタ事デアリマスガ、其
 ノ他ニモ二月ノ初ニ當時參謀本部ノ部長デアリマシタ本間少將
 ガ南京ニ出張サレタコトヲ知ツテ居マス。同將軍ガ私ニ話シタ
 處ニ依レバ其ノ用件ハ外務關係ノ問題ガ主デアツタノデスガ中
 國人關係ノコトモ其ノ要件ノ中ニアツタト云フコトデアリマス
 同將軍既落ノ直後上海カラ莫村書記官ヲ海軍ノ飛行機ヲ南京ト燕
 湖ニ往復サセ燕湖カラハ晉僱入院中ノ米國新聞記者ト看做シタ
 「レデイーパー」ト一 副長ヲ連レテ歸リ又南京ニ止マツテ居タ
 姓名ノ外國新聞通信員ガ其ノ希望通り上海ニ下航出來ル様ニ世
 話ヲサセマシタ。

六、 陷落直後ニ於ケル南京ノ状態ハアラユル細テ混亂ヲ極メテ居リマ
 シタガ段々落チ付テ參り殊ニ昭和十三年（一九三八年）一月一日
 中國市民ニ依ル自治委員會ガ出來テ市ノ行政ヲ行フ様ニナリ日本

裏面白紙

Ref Doc # 1165

軍ト一貧民衆トノ間ニ立ツテ仕立チスルコトトナツテカラハ双方ノ間ニ誤解ヲ猜疑ヲ惹起スル機會ガ少クナリ三月末ニ維新政府ガ成立シ揚子江下流地帯ノ行旅ヲ行フコトニナツテカラハ一貧民衆ノ生活ハ余程暇ルクナツテ來マシタ。

七、

（一）上海運送ノ困難デハ中隊軍ノ抵抗ガ日本軍人ノ豫想以上ニ猛烈デアリ其ノ對日反感ガ旺盛デアツタコト。日本軍ハ上海附近ノ

日本在留民及日本格差ノ保護ノ爲ニ派遣サレ其ノ兵力ハ中隊軍ニ較ベ甚シク劣勢デアリマシタ。斯クシテ日本軍ノ死傷ハ概メテ多ク戦鬪ハ困難ヲ極メ自然日本軍人ノ敵愾心モ弱クナツテ來タノデアリマス。（元來日本軍人ノ中國人ニ對スル憎惡心ハ余リ強烈テハアリマセンデシタ）

（二）從テ最初ハ中國軍人テ増産トナルモノハ極メテ少ク日本軍ノ豫想ニ反シタコト。（討死スルカ退却スルモノガ大多數デアリマシタ）

裏面白紙

Ref. No. #1165

(三) 中國側ハ最初カラ所謂・清野政策・又ハ・焦土政策ヲ執リ退却スル前ニ家屋ヲ糧食等ヲ燒キ住民ヲ逃カシ日本軍ヲ困ラセ様トシタコト。從テ日本軍人が平和的ニ住民ト接觸スル機會ハ戰國ノ初期ニハ殆ト與ヘラレス自然双方ノ間ニ不守不信ノ念ガ昂ツテ参リマシタ。

(四) 一般住民ノ對日反感ハ支那側ノ軍及官警ノ宣傳ノ結果甚ダ強ク日本軍占領地ニ殘ツタ少數ノ老人婦人小兒等遊モ「スバイ」サホターチニ又ハ嘲射チヤリ日本軍ノ行動ヲ妨ゲシコト。日本軍人ハ始メ軍人ト非軍人トヲ區別シ民衆ヲ勞ハル氣持ヲ持テ居タノデアリマシタガ斯カル豫想外ナ住民ノ態度ニ接シ既々警戒心ト遊蕩トガ起ツテ來タノデアリマス。

(五) 中國軍ハ上海周邊ヲ占領ニ抵抗シ膠濟ハ膠濟狀態トナリ此處ヲ略ケテモ上海ト蘇州トノ間ノ線ヲ止リ更ニ抵抗スルデアラウト一線ニ信ゼラレテ居タ様ナ狀況ヲ日本側デハ上海周邊ノ治安確立ノ爲ニハ中國軍除キ完全ニ排除スルコトガ必要トナツタ爲

裏面白紙

Map No. 1165

ニ兵力が増強サレ十一月上旬ニハ杭州河ニ新タナニガ上陸シタ
ガ開モナク中區軍ハ難崩レトナリ日本軍ハ之ニ立チ直ル發給チ
舉ヘナイ爲難ヲ接シテ中區軍ヲ追ヒ一帯ニ兩京城内ニ突入シテ
杜錫ツタント。從テ松井軍司令官ガ我々ニ懸クシタ様ニ順序ヲ
守テテ志京ヲ包圍シ之ヲ陷ルト云フコトヲ實現サレズ占領當
時ノ混雜シタ狀況ガ記ツタモノト想ハルニ。

丙

以上ノ状況ヲ察シテ南京ニ到ル途ニハ糧食宿舎燃料等ハ中區
軍ノ爲ニ充テ去ラレルカ又ハ燒拂ハシテ方カラノ補給ハ聞ニ合
ハズ十二月ノ寒サノ折柄デモアリ日本軍ガ各自ガ其ノ場デ有
リ合セノ物チ手ニ入ンテ使ツタリ候ハタリ候イタリシタコト。
南京デモ兵ヲ其ノ他ノ軍事施設、設備器具ハ一掃取り去ラレ日
本軍隊ハ空虚ノ爲大困難ヲ感ジテ居マシタ。

丙

南京開港時市内ノ狀況ハ完全ナ無政府状態デアツタコト。占
領直後ニ私ガ同地ヲ見タ所テハ次ノ様ナモノガアリマシタ。
(1) 中區側ノ南京警備司令官ガ陷落前ニ同地ヲ退去スルト共ニ南

裏面白紙

Ref. No. # 1165

京ニ於ケル^{ミコトノシ}民^ノシヒル^マラユル^ト得^人トガ一^齊ニ無クナツタ
 コト。而政府モ警察モ存在セズ責任アル人ハ一人モ居ラズ市
 民^ノ土地建物等ニ關スル記録ノ撰ナ市ノ日常行政ニ必要ナモ
 ノハ全部持去ラレ警察ハ解体サレ巡査ハ見當ラズ税ニ各區
 大公使館ニ納ハレタモノガ二、三人宛其ノ轄内ニ居タニ過キ
 マセンデシタ。東京以外ノ都市ニ於テハ中區軍隊ガ退去スル
 場合「シヒル」ノ得人又ハ土地ノ有力者ニ居テ入リ來ツ
 タ日本軍ト一般市民トノ間ニ立テ世話をシタ爲ニ日本軍ト中
 國民衆トノ關係力脱落ニ行ツタ例ハ少クナイノテアリマス。
 (二) 南京ニ在ツタ外國大公使及領事ヲ始メ全部ノ外國籍ノ職員ハ
 昭蘇前ニ同地ヲ去ツテ仕舞ヒ居テツタ在留外國人々家屬等ノ
 權益保護ニ關シ日本側ト正式ニ交渉スル有格ノアルモノハ一
 人モ居ナカッタコト。又外新聞記者ハ何レモ籠城^ノ中ノ有様ヲ
 本社ニ管轄スル爲南京カラ早ク出度イト希望シ南京陥落後日
 ノ於日本軍側カラ提催サレタ便宜ヲ利用シ全部上海ニ下リ十

裏面白紙

Leaf # 1165

二月十七日ニ私が行ツタ時ニハ一人モ發ツテ居マセンデシタ
ハ、前百葛ト稱セラレタ南京市民ハ昭著當時二十餘萬ニ達ジ
大部分ハ下層階級ニ歸シ其ノ殆ド全部ハ所謂、安全地帯、ニ
移リ從ツテ右以外ノ地域ニ在ル中國人ノ住宅ハ殆ンド全部明
キ屋ニナツテ居タコト。彼等避難民ノ世託ハ約二十人ノ外國
私人ガ組織シタ委員會ノ手ニ委ネラレテ居リマシタ。
日本軍ハ此ノ所謂、安全地帯、ヲ公式ニ承認シナカッタノテ
アリマス。其ノ理由ハ(一)此ノ地區ノ位置ガ重要上カラ見テ南
京市内デ戰鬪ガ行ハレタ場合其ノ安全ヲ保障スルニ都合ガ惡
ク(二)其ノ地區内ニ中隊ノ高級武官ガ募僚ト共ニ居住シテ居
リ(三)委員會自体ガ此ノ地區内ノ秩序ヲ確保シ外部カラ敗殘兵
其ノ他好マシカラヌ分子ガ立入ルコトヲ防止シ以テ其ノ、中
立性、ヲ保持スル丈ノ實力ヲ持タナカッタカラデアリマス。
(是等ノ條件ガ充分デアツタ上海ノ、安全地帯、ノ場合ニハ
日本軍ハ之ヲ認メマシタ。)

Ref. loc # 1165

但シ日本軍ハ始メカラ敵ノ兵力ヤ軍用施設ノ無イ所ハ攻取サ
レルコトハナイトノ原則ヲ主張シマシタガ實際南京陥落ノ際
此ノ地区内ハ戦陣ハ行ハレス被奪ハアリマセンデシタ。

(二) 南京ガ陥落シ中區軍ガ退却スルニ當ツテ多数ノ軍人ガ一營市
民カラ(或ル場合ニハ之ヲ殺シテ)平照ヲ奪ヒ取ツテ軍服ト
着替ヘ更ニ彼等ノ相當多数ハ、安全地帯、ノ内ニ入シタコ
ト。之ハ當時南京ニ居タ外國新聞記者例ヘバA、P、ノ「マ
ツク、ダニエル」氏ヤ上海ニ居タ「ニニヨ」クタイムズ」ノ
「ハレット、アヘンド」氏等ガ私ニ話シタコトデアリマシテ
此ノ事實ハ日本軍ニ大ナル危懼心ト驚疑心ヲ記サセマシタ。

八、上海ニ於ケル安全地帯(所謂「ジャキソーン」)。上海週邊ノ
戦國ガ進ミ中區軍ノ總退却ガ豫見サレタ頃「ジャキソーン」神父ヲ中
心トスル英米佛諸等諸國入カラ成ル國際委員會ガ出来テ、南市、
(上海南部ノ支那町)ノ一部ヲ區切ツテ戦火ガ此ノ方面ニ及ンダ
場合中區人ヲ收容スル爲、安全地帯トシテ日華双方カラ認めテ

裏面白紙

Ref No. #1165

實ヒ度イト云フ話ガアリマシタ。最初ニ「シヤキノ」神父ハ「マ
ンチエスター、ガートイアン」紙ノ特派員「ティンバレー」氏
ニ伴ハレテ私ノ許ニ参ラレ此ノ話ヲサレタノデアリマス。私ハ固
本上海總領事及岡崎總領事ト協力シ此ノ事實理ノ爲世話ヲ致シ
マシタ。松井陸軍最高司令官モ長谷川海軍最高司令官モ最初カラ
極メテ好意的ナ態度ヲ示サレ之ヲ認メルコトニナリ中斷側モ之ヲ
認メマシタ。其ノ際松井軍司令官ハ金一萬圓ヲ委員會ニ寄附シテ
之ヲ助ケラレマシタ。(長谷川司令官長官モ金額ヲ贈ラレマシタ。)
又廣田外務大臣ハ十二月八日付テ「シヤキノ」神父宛書翰ヲ送リ
其ノ人道的事業ニ對スル日本國民ノ讚美ト敬意トヲ傳ヘ其ノ成功
ヲ祈ル旨ヲ表明サレマシタ。
此ノ計畫ヲ日本國ガ認メタノハ此ノ地區ハ純粹ノ支那町デアリ
又「シヤキノ」神父又始メ委員全部ノ公正無私ナ氣持ヲ態度ガ明
瞭デアツタコト。
委員會ハ戰國ノアル場合中極非戰國員ヲ收容保護シ戰國終了後

日高信太郎
口作書

上海戦後
（上海戦後）

E 2537
Ref No 41/65

ハ暫クノ間引継キ彼等ヲ救護スルガ地内ノ行政ヲ取替ハ日本軍
ノ全權力ノ下ニアルコトヲ認メ委員會ハ之ニ臨與セヌコトヲ最初
カラ明ニシタコト。同此ノ地内ニ隣接シタ魯租界當局ノ好意的協
力ヲアツタ魯委員會ハ職團中同地内ノ中立性ヲ維持スル實力
コト。同地内ノ地位ニ適ミ職團ガ近クデ行
全クヲ尊重スルコトガ出来ルト認メラレタコ
ノデアリマシタ。

上海戦後ノ要隘ニハ此ノ地内ノ境迄職團ガ及ビマシタガ日本軍
ノ編隊ハ一發モ地内ニ落下セズ逃込ンダ中國兵ハ委員會ノ手ニ
依テ皆武装ヲ解除サレ日本軍ハ地内ニ入ラズ蘇メテ平穩ニ経過
シマシタ。斯クテ同地内ハ後千戸ノ中國家庭ト約二十五萬ノ中國
民衆ノ生命トヲ救ヒ得タノデアリマス。此ノ事情ハ當時委員會カ
ラ出版サレタ、「パンフレット」ニ詳シク記シテアリマス。

E 2537
Ref No # 1165

日高信太郎
口作書

ハ暫クノ間引續キ彼等ヲ救護スルガ地區内ノ行政ヲ取締ハ日本軍
ノ全權力ノ下ニアルコトヲ認メ委員會ハ之ニ同意セマコトヲ最初
カラ明ニシタコト。同此ノ地區ニ關係シタ佛租界當局ノ好意的協
力ガアツタ爲委員會ハ戰陣中同地區ノ中立性ヲ維持スル實力
ヲ持つト認メラレタコト。同地區ノ地位ニ對シ戰陣ガ近クデ行
ハレタ場合其ノ安全ヲ尊重スルコトガ出来ルト認メラレタコ
ト等ノ理由ニ基クモノデアリマシタ。

上海戰役後ノ段階ニハ此ノ地區ノ境內戰線ガ及ビマシタガ日本軍
ノ砲彈ハ一發モ地區内ニ落下セズ逃込ンダ中國兵ハ委員會ノ手ニ
依テ皆武装ヲ解除サレ日本軍ハ地區内ニ入ラズ願メテ平穩ニ経過
シマシタ。斯クテ同地區ハ數千戸ノ中國家庭ト約二十五萬ノ中國
民衆ノ生命トヲ救ヒ得タノデアリマス。此ノ事情ハ當時委員會カ
ラ出版サレタ、「パンフレット」ニ詳シク記シテアリマス。

裏面白紙

49 2. 2. 1947

昭和二十二年（一九四七年）四月一日於 東京

供述者 日 高 信六郎

石ハ當立會人ノ直前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明
シマス

同日 於 東京

立會人 伊 藤 清

15

裏面白紙

2 of Dec 7 1155

良心ニ従ヒ擬シ一途ハ何事ヲモ欲秘セズ又何事ヲモ時靡セザルコトヲ

頁
三
番

(署名
捺印)

日
三
番
六
番

19

裏面白紙

Def. Doc, #2764

Exhibit # ⁹⁷3375a

清瀬一郎

自分發、第一復員局文書課長ノ職ニ居ルモノナル處舊參謀本部ノ書類
 ハ整理保存ノ爲メ當局ニ於テ保管シ居ル事並ニ左記書類ノ原本又ハ寫
 ハ調査ノ結果終戰時焼却セラレ現存保管書類中ニ存在シアラザルコト
 ヲ證明ス

一、昭和十二年十二月十七日中支那方面軍司令官ガ部下部隊ニ對シ與ヘ
 タル訓示

記

證明書

昭和二十二年十月十五日 於東京

第一復員局文書課長 美山 要藏

右署名捺印ハ立會人ノ面前ニテ爲サレタルコトヲ證明ス

同日於同所

立會人 上代 孫 輝

捺印

裏面白紙

SECRET

The following correction should be made on the Defense
Doc. No. 2764.

Page 1 -- Certificate, Line 11

"on 17 December, 1937"

should read

"on 13 December, 1937"

一	頁
證 明 書	表 題
六	行
十二月十七日	誤
十二月十八日	正

證
明
書
二
七
六
四
號
正
誤
表

裏
面
白
紙

三、帝國政府聲明（昭和十三年一月十六日）

帝國政府ハ南京攻略後尙支那國民政府ノ反省ニ最後ノ機會ヲ與フルタメ
 今日ニ及ヘリ然ルニ國民政府ハ帝國ノ真感ヲ解セス漫リニ抗戦ヲ策シ内
 民人羣衆ノ善ムヲ求セス外東亞全局ノ和平ヲ重ムル所ナキ仍テ帝國政府
 ハ討滅國民政府ヲ對手トセス帝國ト復ニ提携スルニ足ル新冀冀那政體ノ
 成立後程ヲ期待シ是ト兩國關係ヲ凋盛シテ更生新風ヲ建設ニ勵力セン
 トス元ヨリ帝國カ支那ノ領土及主權並ニ在支列國ノ領土ヲ尊重スルノ万
 針ニハ違モカハル所ナシ
 今ノ東亞和平ニ對スル帝國ノ責任愈々重シ
 政府ハ國民カ此ノ重大ナル任務進行ノタメ一層ノ努力ヲ冀望シテ止マズ

-1-

Doc # 604 # 1201

22-5-5 (8)

裏面白紙

文書ノ出所並ニ成立ニ關スル證明書

自分、林響ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル義、茲ニ證明セラレタル日
日本時ニ依ツテ當カレ書頁ヨリ成ル帝國政府證明（昭和十三年一月十六日）
ト題スル書類ハ日本政府（外務省）ノ保管ニ属ル公文書ノ正體ニシテ眞實
ナル爲ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月九日 於東京

林 響

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日 於 同 所

田 部 勝 馬

Ref. No. #1201

-2-

裏面白紙

Y. Takahashi

Ref. Ker # 1199

Handwritten notes on a vertical strip of paper, partially obscured by a black bar.

日、獨逸國政府ヲ仲介トスル日支和平交渉ニ關スル
清 總 務 長 談
(昭和十三年一月十九日)

日民政府カ豫定ヲ以テ事終解決ノ希望ヲ申出テ來ルナラハ之ヲ拒ムモノ
ニアラストノ政府ノ方針ハ豫テ王京獨逸國大使ニ聲明シテ置イタ處テア
ルカ客年初冬在東京獨逸大使ヨリ日民政府ニ於テハ帝國ト稱和ノ希望アリ
獨逸國政府ニ於テハ日支兩國間ニ蓋然交渉ノ結果シテナスヘキ旨ノ好意
ニ於テハ前記方針ニ鑑ミ其ノ好意ヲ享ケ在東京
解決ニ當リ東京永遠ノ平和確立上日本側ニ於テ
條件ヲ提示シ國民政府ニ最後ノ反省ノ機會ヲ與
我方ノ寛容ト獨逸政府ノ好意トヲ無視シ遣ニ何
等對策アルニ回答ヲナシ來ラサリシヲ帝國政府ニ於テモ遂ニ一月十六日
日ノ通牒後同政府ヲ對キトセス釋自ノ立場ニ於テ事變ニ對スルノ已ム
ヲ得サルニ至ツク次焉テアルカ獨逸政府ノ好意的態度ニ在支及在東京獨
逸大使ノ多大ノ實力ハ帝國政府ノ極ク感佩シテ居ル所テアル

y Takahashi

Ref. No. # 1199

四、滿鐵副政府ヲ仲介トスル日支和平交渉ニ關スル

滿鐵部長談

(昭和十三年一月十九日)

國民政府カ腹意ヲ以テ專断強硬ノ新策ヲ申出テ來ルナラハ之ヲ拒ムモノ
 ニアラストノ政府ノ方針ハ豫テ在京滿鐵副大使ニ聲明シテ置イタ處デア
 ルカ客年初冬在京滿鐵大使ヨリ國民政府ニ於テハ帝國ト隣邦ノ希望アリ
 兩國政府ニ於テハ日支兩國間ニ互惠交渉ノ進展シテナスヘキ旨ノ好意
 的由出カアツタ帝國政府ニ於テハ前記方針ニ鑑ミ其ノ好意ヲ率ケ在京滿
 鐵大使ヲ遣シ今次事案ノ解決ニ當リ東亞永遠ノ平和確立上日本側ニ於テ
 適當必要ト認メタル公正ナ條件ヲ提示シ國民政府ニ最後ノ反省ノ機會ヲ與
 ヘタノデアアルカ同政府ハ彼方ノ寛容ト獨逸政府ノ好意トヲ鑑視シ遂ニ何
 等懸案アル同答ヲナシ來ラサリシニ帝國政府ニ於テモ遂ニ一月十六日皇
 朝ノ通牒後同政府ヲ對キトセス翌日ノ翌日ニ於テ事案ニ對シタルノ已ム
 チ得サルニ至ツタ次第アルカ據て政府ノ好意的妥協位ニ在支及在京兩
 大使ノ多大ノ盡力ハ帝國政府ノ益ク感得シテ居ル所アル

裏面白紙

裏面白紙

文書ノ出所故ニ成立ニ付スル

自分林等ハ外務省文書課長ノニ居ル者ナル爲ニ送付セラレタル
日本領ニ於ツテ暫カレ一頁ヨリ成ル秘密國政府ヲ仲介トスル日支和
平交渉ニ付スル等秘密長談(一月十九日)ト題スル書翰ハ日本政府
(外務省)ノ長官ニ送ル公文書ノ正本ニシテ真実ナル事ナルコトヲ証明ス
昭和二十二年四月八日 於東京

林

証書

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 浦 部 壽 馬

Ref No # 1199

Y. Terkahashi

在支英米 人復歸國其ノ信ニ屬スル情報部發見

(七月十七日)

米國人ノ南京其他揚子江下流地方ヘノ復歸國ニ關シテハ、漢頭來ヨ米兩國ニ交渉、案ナリシカ、兩國友好關係ニ益ミ且ツハ「グルー」米國大使ノ好意的努力ヲ蒙リシ、帝國政府ハ七月六日、在京米國大使宛テ託公文ヲ發シ、茲ニ本國問題ノ解決ヲ見タリ。

トクニ
トクニ
トクニ
トクニ

三十一日附發報ヲ以テ廣田前大臣宛五月十七日、帝國政府ノ訓令ニ基ク、趣ヲ以テ在支米國市民ヲ

シテ、日本軍ニヨリ立退カシメラレタル各自ノ財產又ハ日本軍ノ管テ占領シ、或ハ今尙占領シツツアル各自ノ財產ニ再ヒ歸還又ハコレヲ占有セシムルコトヲ可能ナラシムル件ニ付、貴國政府ハ一會關心ヲ深メツツアル旨御申越有之、聞悉致候、貴國例示ノ上海大陸ニ付テハ上海及其附近ニ於テ設行ハレタル當初

Ref. No. # 1185

Y. Terakashi

Ref. No. # 1185

在支英米 人復歸國其ノ信ニ歸スル情報秘録

(昭和十三年七月十七日)

米國人ノ南京其他揚子江下流地方ヘノ復歸國信ニ歸シテハ、漢口米雨
口開ニ交渉懸案中ナリシカ爾國友好關係ニ益ミ且ツハ「グルー」米國大
使ノ好意的努力ヲ蒙トシ帝國政府ハ七月六日附在東京米國大使宛在記公文
ヲ發シ茲ニ本問題ノ解決ヲ見タリ。

記

以寄郵啓上致候際若五月三十一日附費報ヲ以テ廣田前大臣宛五月十七日
附費報ニ言及セラレ更ニ貴國政府ノ訓令ニ恭ク趣ヲ以テ在支米國市民ヲ
シテ、日本軍ニヨリ立退カシメラレタ各自ノ財產又ハ日本軍ノ管テ占
領シ或ハ今尙占領シツツアル各自ノ財產ニ再ヒ歸還又ハコレヲ占有セシ
ムルコトヲ可能ナラシムル件ニ付貴國政府ハ一會關心ヲ深メツツアル旨
御申越有之國悉致候

貴報御例示ノ上海大衆ニ付テハ上海及其附近ニ於テ設斷行ハレタル當初

裏面白紙

支那軍同大學ヲ占據シ抵抗セルヲ以テ日本軍ニ於テコレヲ驅逐スル爲交
 戦ノ結果同大學ニ損害ヲ與ヘタルハ巨ムヲ得サル所ニシテ其後日本軍カ
 同大學ヲ占據シ來リタルハ軍費上ノ必要ニ因ツル次第ニ有之候然共帝國
 政府ニ於テハ最近各種ノ事案考慮ノ結果第三國權を尊重ノ帝國政府ノ根
 本方針ニ則リ軍事上差支ナキ時機ニ至ル迄同大學ハ封鎖セサルコト其監
 視人ノ住込ミ及校舍ノ修繕ニ付テハ同大學所有者ヨリノ具體的申請カ軍
 事行動ニ支障ヲ來タセサル限り好意的考慮ヲ付コト就ニ日本軍ノ使用
 ニヨリ生シタル損害ニ關シテハ第三國人財產ノ蒙レル同種損害ト共ニ將
 來考慮スルコトヲ條件トシ同大學ノ軍事使用ヲ取止メ七月五日迄ニ陸海
 軍共ニ同大學ヨリ撤去スルコトニ決定シ既ニ現地ニ於テ帝國總領事ヨリ
 貴國總領事ニ對シ右通達済ニ有之候。

次ニ揚子江下流ノ該地方へ貴國市民歸還ノ件ニ付テハ同地方ニハ今尚ホ
 敗殘兵各所ニ潛伏シ居リ絶エス出沒シ何時突發事件起ルヤ豫測シ難キ實
 情ニテ第三國人保護ノ爲ニハ帝國領事館番察ノミニテハ不充分ナルヲ以
 テ該國參加ヲ任務トスル部隊ヨリ將ニ兵ヲ割キテコレニ當ラシメサルヲ

Ref. No. # 1185

得ス日本軍ニトリテハ非常ナル負擔ト相成ル次第ニ有之候。

此ノ如キ状況下ニ在ル南京ニ日本人八百名餘居住シ居ルハ尋常ナルモ之等「本人ハ軍ノ必要上居住ヲ許シ居ルモノ」ニ有之而シテ石日本人ニ對シテハ最重ナル保護管束ヲ加ヘ居ルニ拘ラス不逞支那人ヨリ暴行強盜等ノ難ヲ受ケタル事例ハ多々有之候モ唯日本人ノ守衛ナルカ外國人ノ結合ノ如ク目立タセラルル實狀ニ有之候。

御支上地方ノ現狀ニ付テハ當國政府トシテハ自衛上必要已ムヲ希ス現在尙ホ軍警行動ヲ實行シツツアル今日上海南京等ハ連日平穩ナルカ如キ現アルモ實際ニハ作戦地トシテ軍警維持ノ爲特殊ノ考慮ヲ要スル事情アル。ミナラス現ニ危険分子多數滲入シ居リ各種陰謀企圖セラレ居ル等ノ間心モアリ表面ノミヲ見テコレヲ危険區域ニアラスト主張セラレ居ル實國情實向トハ根本的ニ異ル見解ヲ執ラサルヲ爲サル次第ニ有之候。

右ノ如キ治安状況ニ於テ第三國人ノ上記地方通過ヲ認ムルハ頗ル困難ナルコトハ御察察相成ルコト存候然ルニモ不尙貴國市民ノ要道造成方ニ付テハ固來得ル程リ好意的考慮ヲ請ヒ五六月中實現ヲ望ムタル所ハ固ニ相

Doc #1155

裏面白紙

管冬數有之ヲシテニテテ拒絶シ居ル次第ニハ無之今モ冬冬ノ交際ニ關シ漸次承認マル方針ニ有之候。

右由這等本大臣ハ茲ニ直ニテ閣下ニ向テ誠意ヲ表シ候。

明治十三年七月六日

宇 庭 外 務 大 臣

左 頁

「ダルト」米國大使 閣下

尙英國人ノ在京復讐問題ニ關シテハ茲ニ和氣洋行社長六名カ彼方幕前
ノ了得テ交ムルコトナク無事ニテ退事シタル爲問題ヲ生シテ居タル
今彼帝國政府ハ日英關係ノ大局的見地ヨリ特ニ在京「クレイギー」英
國大使ノ兩國友好關係増進ニ對スル努力ヲ多トシ之ニ關スル遠旨ヲモ
含メ前記六名ノ英國人カ一應上海ニ歸還シタル上ハ我方ニ於テ南京復
讐ノ進行許可證ヲ與フルコトトシ、實ニ六名ノ英國人ニ對シ英國側ニ
於テ其人物ニシテ信用シ得ルモノナルコトヲ保證スル場合ニハ我方出
先官憲ニ於テ同様南京復讐ノ許可證ヲ發給スルコトニ決定シ本件モ亦

Hof Koc # 1155

國府解決ヲ見ルニ至レリ。

因ミニ帝國政府カ在支第三國及第三國人ノ利益ニ對シ十二分ノ考慮ヲ爲シ、常ニ公正妥當ノ措置ニ努メ、而ルコトハ左ノ二、三、ノ諸例ニ依ルモ、明瞭ナリト云フヘシ。

一、日本軍ハ上海大學ヨリ七月五日發遣セリ。

二、我方ハ客月末米國商人「スタンダード・オイル」及ヒ「テキサス」兩石油会社員計二名ノ赴寧ニ對スル許可證發給方ヲ承諾セリ。

右ニ先立チ五月三十一日乃至六月十六日間は於テ米國人宣教師、醫師及看護婦三十五名ノ西京及ヒ其領ノ揚子江下流地方ヘノ發遣ヲ見タルコト周知ノ通りナリ。

尚ホ右許可ヲ受ケタル米國人ノ數ニ付米國側ノ報告ニ依レハ二十名トナリ居ルモ右ハ之等米國人ノ内或者ハ米國總領事館ヲ經由セスシテ直接帝國官憲ニ申出テタルト覺シキモノアルニ由ル。

三、米國人宣教師十四名ノ蘇州歸還方ニ關シテハ六月末右全部ニ對シテ許可證ヲ近々發給スヘキ筈ナル旨、先官憲ヨリ報告アリタルカ内六名

Ref No #1185

Ref No # 1185

ニ對シテハ此ニ許可證發給ナリ。

e

裏面白紙

文書ノ出所竝ニ成立ニ因スル證明書

自分、林等ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ六頁ヨリ成ル在支英米國人質問問題其ノ他ニ因スル情報部發表（昭和十三年七月十七日）ト題スル書類ハ日本政府（外務省）ノ保管ニ係ル公文書ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月九日

於東京

林

等

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 浦部三勝馬

HL/Doc#1155

高橋

昭和十四年一月六日 東京朝日新聞よりの抜萃

不働の國策遂行へ
解を、新内閣に期待

先づ企図院強化要望

陸軍としては近衛内閣の所手懸懸 違を懸望してゐたが既に總辭職を免
たので後任首相は三層官一重の意見をもつて近衛征四郎中將の留任とな

をどう見てゐるかには平沼内閣が長命であるか短命
するパロメーターになるだろう

根底は天部事變の新たなる東條に對する國策は
によつて盡きてゐる。東亞新秩序建設の具體的方

針も既に決定し今後 進すべし軌道は既に出来あがつてゐる、この上は

この軌道の上を東亞新秩序建設の大局をめぐして 進するだけである、

従つて近衛内閣から平沼内閣に換つても我が支那經營は徹頭だもしない、

この確固不動の國策を越く迄支待すると云ふ肚に決つてゐる、だから平

沼内閣の成立に對しては却つて長くさげさげした新鮮なる

待になつて平沼内閣の新鋭さを期待してゐる。

高橋
近衛首相の
内閣の
新鋭さを
期待してゐる

高橋

昭和十四年一月六日 東京朝日新聞よりの抜萃

不測の事態遂行へ
陸軍、新内閣に期待

先づ企劃反動化要望

陸軍としては近衛内閣の改組を遂行してゐたが既に總辭職を免
 たので後任総長は三長官一重の意見をもつて近衛征四郎中将の留任とな
 った。陸軍が平沼内閣をどう見てゐるか平沼内閣が長命であるか短命
 であるかその壽命を卜するパロメーターになるだろう
 陸軍の一貫した王族の根柢は支那軍閥の所たる東亞に在り、東亞は
 先づの近衛首班の所望によつて盡きてゐる。東亞新秩序建設の具體的方
 針も既に決定し今更 差すべき軌道は既に出来あがつてゐる、この上は
 この軌道の上を東亞新秩序建設の大道をわさして 進めるだけである、
 従つて近衛内閣から平沼内閣に換つても我が支那支那管は徹頭だもしない、
 この新内閣の成立に對しては却つて後くさぬのをいさげさげした新鮮なる氣
 持になつて平沼内閣の新氣象を期待してゐる。

裏面白紙

近衛内閣の繼續希望といつた動きに對しても陸軍は非常な慎重さで臨んでゐた。即ち陸軍は板垣陸相のみを通じて政治的な動きを見せてゐたに過ぎない。

組閣の關係の顛振れに對してもあれこれ註文をつけるようなことはせず沈黙を守つて組閣完了の一刻も早からん事を望んでゐる。しかしそれだからと云つて今後平沼内閣の一切の政策動向に關してこの沈黙を守り續けるといふわけではないだらう。

事變が既に新たなる新段階に入つて武力戦から建設戦に移行した現在、外交と經濟の兩部面が全面に押し出されて來てゐる關係及びソ支二正面作戦に對する國防計畫による生産力の擴充等は軍部と經濟、外交の更に一層緊密なる聯繫協力を必要としてゐる近衛板垣米内池田有田の所謂五相會議を中心とする陣容に劣らぬ強力なる陣容整備が要求されるだらう

裏面白紙

東亞新秩序建設への推進力は一に國內の國家總動員体制の本格的強化にある随つて軍としては企發院の擴充強化を平沼内閣に對して何よりも先に要望する事になるだらう、軍の理想は企發院を速かに擴充強化して眞に國策樹立遂行の機關に迄強化して軍は一切の政治部面から手をひいて軍本來の姿に一刻も早く復歸したいと云ふ時にある、又最近特に軍が國策の樹立遂行に當つて官僚獨善を廢して極力民意の反映を願つてゐる事も今後の動向に注目される更に五十億を超へる陸軍關係の軍事費、對議會策等軍の平沼内閣に對する期待は大きいものがある。

裏面白紙

99

EXH. 2538

Y. Takahashi

Ref. Doc 1344

マ
ス

Handwritten notes on a vertical slip of paper, including the name 'Y. Takahashi' and other illegible characters.

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

荒木貞夫 其他

宣
審
供
送
書

供
送
者

東京曙目區六原町一三〇七

平本道隆

明治三十七年二月二十二日生

自分發我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙
ノ通り宣審ヲ爲シタル上次ノ如ク供送致シ

22

69

99

Y. Takahashi

EXH. 2538

Ref. Doc 1344

22

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者

東京部目黒區大塚町一三〇七

平本道隆

明治三十七年二月二十二日生

自分後我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙
ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シ
マス

67

裏面白紙

Ref. Doc 1344

67
2

一 私ハ元海軍大佐デス 昭和十五年十一月十三日海軍中佐トナリマシタ

二 私ガ支那ニ派遣サレマシタノハ昭和十五年五月一日ト同年九月五日迄ト昭和十六年七月二十日ト同年九月一日迄ト二回デアリマシタ

三 第一回ノ時ハ支那方面陸軍司令長官作戦指揮下ノ聯合空軍部隊指揮官兼第一聯合航空隊司令官ノ航空主任参謀デアリ第二回ノ時ハ支那方面陸軍司令長官作戦指揮下ノ第十一航空隊司令長官ノ航空主任参謀ヲ勤メテ居リマシタ

四 昭和十五年五月一日以降同年九月三日迄ハ四川省方面攻撃ヲ實施シ主トシテ重慶攻撃ニ重點ヲ置キマシタ、ソレハ支那軍ノ積極意志ヲ破砕シ中國ノ軍事中樞機能ヲ擊滅シテ支那事態ヲ早期ニ終局シ度イ爲デアリマシタ 本期間ノ作戦ハ第一回作戦ト呼稱サレ巨海軍協同作戦トシテ實施サレタモノデアリマス

五 重慶トイフ處ハ盆地デ川ノ交叉點ニアル四・五哩平方ノ凸凹ノ多イ小サナ市街デ殆ンド常時雲ニヨツテ覆ハレ此ノ中ニ第三回糧食等ガ饋送シテキテ糧食ニハ悉モ困難ナ處デアリマシタ

從ツテ攻撃目標決定ニ當ツテハ指揮官ノ最も苦心ヲ集ツタ處デス

裏面白紙

68

Def. Doc 1344

元來該軍航空隊が設立以來最初ノ實戦ニ參加シタ
ノガ第一次上海戦デアリマシテ最初カラ敵少ナ場
所ニ第三團糧秣給養シテキテ吾シイ設備ニ從事シ
テ來タ關係上攻撃目標ノ決定ニハ一兵ニ至ル迄細
心ノ注意ヲ拂ツテ來タ次第デアリマス

六 重慶攻撃ニ際シテハ軍事目標ノミヲ標取シソレ以
外ノモノヲ標取セサル様万全ノ措置ヲ講ジシタ、
即チ

(1) 軍司令部ニ關シテ司令部ヲ發行シタ軍事施設ヲ色別
シタ重慶市街區ヲ各機ニ飛行サセ指示目標ノ明
確ヲ期シタ

(2) 陸軍省施設部司令部デハ各種ノ手段ヲ講ジテ最
近ノ重慶情報ノ入手ニ努メ敵者ノ利用ハ勿論待
ニ重慶ヲ脱出南京政府ニ合流シテ來タ重要人
ノアル場合ハ機ヲ遠セス之等ヨリ最近ノ重慶情
報等ニ軍事中核機關ノ所在ヲ探取シテ之ヲ地圖
ニ登キ込ミ攻撃目標決定上ニ活用シテ正確ヲ期
シタ

(3) 機曾アル等ニ「空襲ニ付スル標準」及「機隊編
制ニ關スル標準」等ノ中央ヨリノ指示事項ヲ搭
乗員ニ説明シ萬全ヲ期シ併セテ我海軍ノ公明正
大ナル傳統精神ノ発揚ニ努メタ

裏面白紙

Ref. Doc 1344

4

然シ重慶ノ軍事中後漢ハ主ニ市街西方地區ニア
リマシタガ兵司令部等ハ城内ニ散在スルモノモ
アリ、高角砲臺地ハ相當完備シテキルヤウデ全市
要塞化ノ現ヲ呈シテ居リマシタ尙又蔣軍砲團司令
部ハ重慶市内外ノ敵ヶ所へ七ヶ所ト稱セラレテ居
タニ設ケラレ隨時移動シテキルトノ情報ヲ入手
シテ居リマシタ 即チ當時我々ノ入手シテキタ情
報ニヨレバ

- (1) 市街西方地區
- (2) 西方郊外
- (3) 城内西方地區
- (4) 西方對岸
- (5) 南岸郊外
- (6) 南岸西方郊外等

ガ移動司令部所在地ト推定シテ居リマシタ。

ハ右ノ様ナ情況モ考慮ニ入レナガラ市街西方地區ヲ

主トシテ市街内ノ軍事施設ニ對シニ、〇〇〇一三、

〇〇〇米ノ高度ヨリ目標ニ對スル判定ノ正確ヲ期

シナガラ精密照準ニ依リ攻撃ヲ實施シマシタ。

九次ニ私ハ昭和十六年七月二十日一九月一日迄二回

目ノ重慶攻撃ニ重點ヲ置イタ四川省與地攻撃作戦

ニ参加シマシタ

此ノ攻撃ハ前年度ノ成果不充分ヲ補フ目的デ實施

サレタモノデ攻撃目的攻撃計畫攻撃實施共ニ前年

度ノ要領ヲ踏襲シマシタ

裏面白紙

Ref Doc 1344

今度モ第二回電報、本段局長等ニ對シ不測ノ災厄ヲモ蒙ラザシメシメシメ子ノ外交手段ニ依リ第三國關係保護人長等ニ電報移氣ヲ要求シ就中第三國艦隊ニ對シテハ先年ノ「バナイ」號事件ノコトモアリ不測等ニ依ル不測ノ不詳事ヲ嚴戒イタシマシタ。

三 然シ偶々ノ重慶市街東方ノ軍事施設攻撃ノ際北西方カラ進入シタ一隊ハ投下器不良ノ爲カ投下時機ガ遅レ引キ遅レノ一隊ハ河上ニ旋泊中ノ米砲艦「ツツイラ」號ノ艦尾附近ニ彈着シ同艦々尾ニ發信中ノ煙艇ヲ發信サセタ事件ヲ起シマシタ
本艦ニ被害ノ及バカツタノハ不幸中ノ幸デアリマシタガ注意ニ注意ヲ拂ツテ居タ際ナノデ返ヘス返ヘスモ遺憾ナ出来事デアリマシタ

一 此ノ様ナ事ハ不測ニ依ル不可抗力ナ事件トハ申セテ實証部線ハ勿論遺憾ノ意ヲ表シ謹慎イタシマシタ。

又自分ハ情況説明ノ爲東京ト上海ニ急派サレマシタ。
中央當局並ニ支那方面駐在員各部共ニ遺憾ノ意ヲ表サレ御叱リヲ受ケテ次第デアリマシテ今后ハ一層攻撃實効上ニ注意ヲ拂ヒ再々第三國權益ニ侵害ヲ及ボスヤウナ事ノナイ様トノ訓示ヲ受ケテ簡除イタシマシタ。

裏面白紙

70

5

71

6

Ref Doc 1344

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ
經セズ又何事ヲモ附加セザルコト
ヲ誓フ

宣
誓
書

(署名)
平
本
道
盛

裏
面
白
紙

72

Def Doc 1344

昭和二十二年（一九四七年）四月十四日於東京

供 送 香 平 本 道 隆

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且

ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマ

ス

同日 於同所

立會人 稻 川 龍 雄

72

7

73

裏面白紙

EXH. 2539

Ref. No. # 1338

宣
誓
供
進
者

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上
ノ如ク供進致シマス

宣
誓
供
進
者

東京都杉並區高圓寺二丁目四四二
山本善雄
明治三十一年六月五日

極東國聯軍爭裁判所

亞米利加合衆國其他

對 夫 其他

Y. Takahashi

EXH. 2539

Ref. No. # 1338

自分僕我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣稱ヲ爲シタル上
ノ如ク供進致シマス

供進者

東京都杉並區高圓寺二丁目四四二

山本善雄
明治三十一年六月五日

宣稱供進書

新木貞夫 其他

對

亞米利加合衆國其他

極東國際軍事裁判所

g. Takahashi

裏面白紙

Ref No. #1338

一 私は一九三九年十二月二十五日から一九四二年二月五日迄支那方面
艦隊の参謀を勤めておりました。

私は揚子江及珠江の自由航行制限支那沿岸の交通遮断、特定港灣の封鎖、特定港灣の出入禁止等の行政的措置の實地に即する任務を與へられた將校及其後継者の一人でした。

二 一九三七年七月七日の支那事變勃發後長谷川提督は同年八月二十五日に支那沿岸封鎖の宣言書を發しました。右宣言書は外務省より各國に通告されました。一九三七年の九月頃揚子江は支那軍の手に依り江陰及其上流數ヶ所に大汽船や其他の障礙物を沈設することに依り閉塞されて居りました。我々は作戦上の必要なる範圍内にて即我艦隊の交通を確保する爲に此閉塞の一部を啓開しました。我々は此の作業に多大の危険と損害を冒して漸く必要最小限度の航行路の啓開に成功しました。軍用で急速に航行する日本軍艦及軍用船で右通路は混雑してゐて第三國船の自由航行の余地は殆んどありませんでした。其上上流地區に大規模の作戦が展開中でありましたので右状況下では航行中の

裏面白紙

Ref No. 1338

第三國艦船及船隻が疎忽出來ない事故に遭遇するかも知れないと言ふことを我々は心配してゐました。幸而彼等の航行は我作戦遂行を妨害する可能性が多分にありません。

楠子江の河岸には同河を航行する艦船及其他の船舶に損害を與へてゐた支那のバルチザンがよりよしてゐました。支那軍の敷設した樹雷が航行の安全を脅かし又其の掃掃及設雷作業も不足に行はれてゐませんでした。かゝる事情の下では船隻の沈没は結局同航路の閉塞を意味するものでした。上述の理由によつて支那軍同航路の通過可能水路の自由航行は制限されざるを得なくなりました。作戦上かゝる措置は止むを得ざるものであります。我々は第三國の利権確保に關しては深く考慮し特に海軍大臣はかゝる意味の指令を發することを常に怠りませんでした。之に關して我誠意を証明する一例を挙げますれば米英船隻は食糧燃料輸送並に乗組員交代の爲同水路の使用を希望して居りましたが我々がかゝる事實を知りました時米英艦船による輸送乗組員交代領事館所屬員の乗艦等に対しては制限致しませんでした。時には輸送

裏面白紙

12/1804/335

の爲に日本船籍をも提供しました。緊急の際には我飛行機で搬送する用意ある事まで通知したことを記憶して居ります。珠江の事情に關しましても略々同様な事を申すことか、來ませう作戦の必要上同河の自由航行の制限は不可避でありました。右の様な事情を維持する必要が減少しました時即ち一九四〇年同河の自由航行は許されました。

三 支那沿岸の交通は在華日本船習民の生命財産を支那側の攻撃から保護する爲實施されたものでありますがこの自衛措置は支那の戦力を打破する爲に必要でしたので同措置は支那艦船にのみ適用せられたものであります。故に我々は第三國の平和的貿易に對しては出來得る限り之を尊重し敢て干渉は致しませんでした。之を要するに交通は斷に關する我々の全ての行動は平時封鎖の場合には同様に差いて實施せられ平時封鎖に依る際及抑留拿捕は從來一般的に承認された方法で行われた。上述の如してあります支那軍と共に敵國に参加し又彼等に援助を與へた数隻の第三國船は抑留されました。何故ならはかる船籍の航行は平和的貿易を行つてゐると認められ得なかつたから

裏面白紙

Ref No #1335

であり、又第三艦船で留上明瞭に支那船と區別出来なかつたものは抑留せられました。封鎖宣言後に中國國籍を取つた船舶に關しては我々は其船舶の屬してゐる國の法律に従つて留上が行われてゐない限り同轉給を無効と見做す方針をとりました。従つて第三艦の留上の下に航行する船舶の轉給は斯かる有效なる應置が守られてゐるかを調査する目的を以て行われました。右應置が無効と思はれる場合には其船舶は抑留せられました。「モダレス、ロリータ」艦及「ドレーラ」艦は第一グループに屬し「スバルタ」艦は第二の「グループ」に在りました。

四 港灣の封鎖は其港灣が戰地であるか又は戰地地域になりそうに思はれる港灣に之を適用されました。

石炭産地は同様軍事的の必要に應ずる様に採られました。此の絶對必要に無み同産地は自衛要港に關する「ヘーグ」協定第二條に抵触せぬものと解してゐました。此封鎖は該港灣の出入を阻止しました。上記事情は第三國の船舶に影響を及ぼさぬ譯には行きませ

裏面白紙

Ref No = 1338

んでした。併し不幸な事故が起らぬ様危険物の所在地を明らか指示致しました。港灣封鎖施行前に同港船舶中の船舶が安全に出港する為猶期間を與へました。我々は取付封鎖を施行致しませんでした。従つて我々は宣言書を犯して港灣に出入する船舶を拿捕する意思はありませんでした。併し日本が同行爲に依つて生じた損害の責任を取らなかつたことも又當然です。

五 特定港灣の出入禁止の處置も又同様軍事上の必要に應ずる爲でした併し同處置は戦斗地域のみならず第三國船舶に與へる影響を最小限度に減少する爲に施行猶期間が定められ第三國に通告されました。例へば我々は若干の異例な例外を除き素を旨した船舶も抑留しませんでした。原則として我々は單に既存航路の修正を指示することと止まりました。

六 上記事項に關しては種々問題が起りましたが大部分は平和的に解決されました。従つて我作戦には重大な支障を來たしませんでした。

裏面白紙

Ref. No. # 1335

昭和二十二年（一九四七年）四月二十一日於東京

供 述 者 山 本 基

石ハ常立會人ノ西前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日東京ニ於テ

立 會 人 宗 宮 信 次

6

裏面白紙

106 1000 # 1335

良心ニ従ヒ罪實ヲ遊ベ何事ヲモ欲秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

宣

誓

書

(署名
捺印)

山

本

管

庭

7

裏面白紙

5/5 Project
set 200-118
1118

72

Handwritten notes on a vertical strip, possibly a label or index, with some illegible characters.

三〇 中南支那艦ニ於ケル支那船ノ交回義務ニ關スル外務省答復
一九三七年(八月廿六日)

帝國ハ支那艦ニ對スル支那船ノ不法攻撃並ニ在支邦人ノ生命財産及我艦全
ニ對スル支那船ノ不正ノ停泊ニ對シ自衛手段ヲ執ルヲ餘餘ナクセラレタカ
當初ヨリ局而テ是小範圍ニ限定センコトヲ余トシタ、然ルニ支那艦隊ノ
暴行ナル範圍内行爲ニ依リ事能ハ益々重大ヲ加フルニ至ツタ

ヲ促シ速ニ事態ヲ安寧セシメントスル考慮ニ基
和十二年八月二十五日午後六時以降北緯二十三
八分ニ至ル支那沿岸ニ對シ支那船ノ交回義務
既スルノ措置ヲ執ルニ決シタ然レトモ右ノ措置ハ前記ノ如ク専ラ支那側ノ
不法行爲ニ對スル自衛的措置ニ外ナラスシテ帝國海軍ハ第三回ノ平和的
商ヲ尊重シ之ニ干渉ヲ加フルノ企圖事有ヒサルモノトシテ附言スル

高橋

5/5 Project
set 100-13
1118

72

三〇 中南支港に於ケル支那船隻ノ交回難斷ニ付タル外務省發表
一九三七年（八月廿六日）

帝國ハ支港に於テ支那船隻ノ不法取行並ニ在支邦人ノ生命財産及設備
ニ對スル支港官ノ不正ノ取行ニ對シ自衛手付テ執ルテ餘餘ヲクセラレタカ
レ初ヨリ局面ヲ最小限ニ限定セシメテ手付テ執ルシタ、然ルニ支港官取行
暴行ナル挑應的行爲ニ依リ事能ハ益々重大ヲ加フルニ至ツタ
右事能ニ對シ支港官ノ反省ヲ促シ速ニ事能ヲ安寧セシメントスル考慮ニ共
キ諸國海軍ハ已ムテ復々昭和十二年八月二十五日午後六時以降北緯二十三
度十四分直徑百十六度四十八分ニ至ル支港港に對シ支港船隻ノ交回ヲ港
官ニ對シテ執ルニ決シタ然レトモ右ノ港官ハ前記ノ如ク支港官對側ノ
不法行爲ニ對シテ自衛的措置ニ外ナラヌシテ帝國海軍ハ第三回ノ平和會議
商ヲ召集シ之ニ干渉ヲ加フルノ企圖ヲ有セサルモノナレトテ附言スル

高橋

裏面白紙

文書ノ出所前ニ成立ニ付スル證明書

自分、林 馨ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル事、茲ニ添付セラレタル
日本語ニ依ツテ書カレ登頁ヨリ成ル中南支那學ニ於ケル支那船隻交通通所
ニ關スル^{内スル}外務省發表一九三七・八・二六題スル支那ハ日本所府(外務省)
ノ保管ニ係ル公文書ノ正副ニシテ眞實ナル旨シマルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月八日

於東京

林

馨

右署名捺印ハ自分ノ所前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人

浦

部

陸

軍

裏面白紙

辯護圖書類第四〇一號(一八)

+++++

一九三七年九月十日、米國大統領は、中立條例適用の問題に就いては、
 『ニューズウィーク』の聲明を發した。即ち合衆國政府所有の商船
 武器、彈藥又は戦争用器具類の輸送を許可さ
 國旗を掲揚して、斯の種物品を支那又は日本
 の他の商船は孰れも皆其の危険に於いて爲す

べきものである。

+++++

アメリカ合衆國國務省公式刊行

「平和と戦争」より抜萃

第四七、四八頁

E 2540
Doc No 401-18

E 2540
Doc No. 401-118

辯論録第四〇一號(一八)

+++++

一九三七年九月十四日、米國大統領は、中立條例適用の問題に就いては現状を維持すべしとの趣旨の聲明を發した。即ち合衆國政府所有の商船は、支那又は日本に對し、武器、彈藥又は戦争用器具類の輸送を許可されない。而して、アメリカ國旗を掲揚して、斯の種物品を支那又は日本に對して輸送せんとする其の他の商船は孰れも皆其の危險に於いて爲すべきものである。

+++++

アメリカ合衆國國務省公式刊行

「平和と戦争」より抜萃

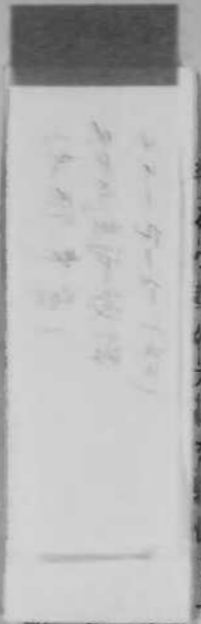
第四七、四八頁

裏面白紙

5/5 Rejected

72

Ref No. # 1126



支那我克の海賊行為に關する外務省スポークスマン談話（一九三七年十月四日）支那水城哨戒中の日本海軍小艦隊の一司令官の報告が指稱するところによれば、さりげない支那我克や、小型汽船の中には、板銃、小銃、ピストルなどの外に口銃五挺から十挺の蓄式であるが十分俵力のある小型の大砲を裝備してゐるものがあるとのことである。此等武装船に無視し得ないもので我々支那軍々用品を突破しようとして企ててゐる。或る場合にはこのが我が艦隊を輕視して之に挑戦を發して

可憐

ことがあつた。
以下に掲げるのは、我が艦隊の艦隊に對する支那武装船の敵對行為の實例を示す一表である。
九月四日、紅海灣に於て小型蒸気船に曳航された大型我克は我が艦隊に對し機關銃をもつて發砲し、此が爲我が士官一名負傷し水兵一名は死亡した。
九月十四日、兩連舟岸の深瀬で我艦より一我克を臨檢するたゆ一行が派遣された時、我克乗組員は武器を携へ上陸し、現地住民と共に我が艦

3/5 Rejected

22

Ref No: # 1126

支那我克の海賊行為に關する外務省スポークスマン談話（一九三七年十月四日）支那水境哨戒中の日本海軍小艦隊の一司令官の報告が指摘するところによれば、さりげない支那我克や、小型汽船の中には、板副銃、小銃、ピストルなどの外に口徑五センチから十センチの雷式であるが十分弾力のある小型の大砲を裝備してあるものがあるとのことである。此等武装船は、普通一般の小汽船のやうに無視し得ないので甚々支那軍々諸品を掠奪して我軍艦の哨戒線を突破しようとして企ててゐる。或る場合にはこの様に武装した支那の小型船が我が艦隊を襲撃して之に沈没を致すことがある。

以下に掲げるのは、我が軍艦の艦隊に對する支那武装船の掠奪行為の實例を示す一表である。

九月四日、紅海灣に於て小型蒸気船に曳航された大型我克は我が艦隊に對し機關銃をもつて發砲し、此が爲我が士官一名負傷し水兵一名は死亡した。

九月十四日、福建沿岸の深滬で我軍艦より一我克を臨檢するたう一行が派遣された時、我克乗組員は武器を携へ上陸し、現地住民と共に我が艦

可修

裏面白紙

Hei Hoc #1162
26

後の一行に對し發砲した。

九月十五日、我が艦隊は崇善浦に於て、汽艇中の支那保安隊より射撃を受けた。

九月二十六日、南嶺島近海に於て我が哨戒艦は支那保安隊の攻撃に遭ひ激戦の後之を屈服させた。

九月二十七日、崇善浦に於て小型汽艇は我が艦隊に發砲し我方は之に反撃を加へ之を坐礁大破せしめた。

野村外務大臣「ダール」米田六郎君演説ニ付テ情報部並新聞記者等十三年二月十八日

野村「ダール」演説ノ内容及感想ニ付テ新聞記者等ノ質問アリキニ答ヘテ須
知情報部長ハ左ノ如ク答フ。

22

野村六五ハ本日「ダール」山大使トノ會見ニ於テ、支那事情中ニ於ケル在支米
國糧食ニ對シテ各報ノ制假等ハ對支米派行動ニ伴フ已ムヲ以テハイ結果デア
ルニ、又ハ長期船隻ニ伴行ハテ行ハルル各報艦隊ノ當然ノ影響アリ。

野村外務大臣
演説ノ要旨
（要約）

野村外務大臣ノ演説ニ對シテノ所聞糧食問題ハ、從來極難決ノ爲熱心努力
盡力スル意向アリ。然ルニ從來日本國門々ト
輸入ルガノデアルト誤解スル尙モアリ甚々遺憾ナ
リ。各報ノ對支經濟活動ヲ將來ニ互リ開闢スル目的ヲ

以テ行動セテ居ルノ事ハ無イ。例ヘハ揚子江及珠江ノ如キモ適當ノ時機領
事ノ手ニ開放スルニ對シテハイコトヲ懇切ニ説明サレタ。此ニ依テ米類販
賣ハ勿論其ノ他ノ糧食モ亦眞意ヲ瞭解セシコトヲ希望セテ居ル。

Japan Korea 1/043

22

野村外務大臣「ダール」米朝六領事館ニ於テスル簡報部長兼通商顧問十三年二月十八日

野村「ダール」會談ノ内容及意思ニ付テ詳細記述ノ質問アリキニ答ヘテ領
 事情報部長ハ定メテ返リ答ケタリ。

野村大臣ハ本日「ダール」大使トノ會見ニ於テ、支那經濟由ニ於ケル在支榮
 國利益ニ對シテ、爾來ノ側面等ハ數次集議行動ニ伴フ巴人ヲ導キトイ結果ヲア
 ルル。又ハ長遠建設ニ對シテ行ハルル各種計畫ノ當然ノ影響アリ。

帝國政府トシテハ此等ニ對シテノ所關利益問題ハ、從來解決ノ爲熱心努力
 シテ來タノアリ。今後更進力スル意向アリ。然ルニ親來日空ヲ請キト
 モヤハ獨占利益尙ノ行動ヲ執ルキノデアルト懸念スル尙モアリ。諸君
 ナル。帝國政府ニ於テハ各國ノ對支經濟活動ヲ將來ニ互リ開徹スル目的ヲ
 以テ行動シテ居ルノテハ無イ。例ヘハ揚子江及珠江ノ開キモ適當ノ條件
 件ノ下ニ開放スルニ在リテモイコトヲ懇切ニ説明サレタ。此ニ依テ米朝政
 府ハ勿論其ノ他ノ諸國モ同様ノ政策ヲ採ルベシコトヲ希望シテ居ル。

Handwritten note: 野村外務大臣 1093

裏面白紙

文書ノ出所故ニ属立ニ付スル該明極

自分、林 馨ハ外務省文藝部長ノ職ニ赴ル事ナル處、兼ニ添付セカレ
タル日本駐米使ヲテ監督カレ一頁ヨリ既ル爾時外務省長官大隈重信ノ自署ニ於テ昭和二年四月二十八日下
題スル書翰ハ日本政府ニ外務省ノ條約ニ依ル公使等ノ差遣ニ付テ成
立ナル爲メニ付テトテ附記ス

昭和二年四月四日 於東京

林 馨

右署名捺印ハ自分ノ許可ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 外務省 林 馨

Key: 1602 # 1093

裏面白紙

野村外務大臣「グルー」米國大使會談ニ關スル情報部發談

(昭和十四年十二月十八日)

野村外務大臣ハ十二月十八日午後三時半外務省ニ在京米國大使「グルー」氏ヲ引見シ前同ニ引續キ兩者間ニ約一時間半ニ亘リ支那事變ニ伴ヒ日米兩國間ニ生起セル諸問題ヲ檢討シ兩國國交打開ノ目的ヲ以テ双方共建設的精神ノ下ニ熱心ナル會談ヲ遂ケタリ。

尙ソノ際野村外務大臣ハ同大使ニ對シ揚子江下流地域ニ於テハ閉鎖ヲ必要トスル作戦上ノ絶對的要求モ漸次緩和シ得ル情勢トナリタルニヨリ軍ハ

維持及作戦上ノ必要ナル制限ノ下ニ南京下流ノ揚子江ヲ以テ通航ノ準備ヲ整フルコトトナリタル旨電告

22-1-1 (470)
野村外務大臣
(文部省送)

45 Rjcted

REF ID: A254

野村外務大臣「グルー」米國大使會談ニ關スル情報部發談

(昭和十四年十二月十八日)

野村外務大臣ハ十二月十八日午後三時半外務省ニ在京米國大使「グルー」氏ヲ引見シ前同ニ引續キ兩者間ニ約一時間半ニ亙リ支那事變ニ伴ヒ日米兩國間ニ生起セル諸問題ヲ論討シ兩國國交打開ノ目的ヲ以テ双方共建設的精神ノ下ニ熱心ナル會談ヲ進ケタリ。

尙ソノ際野村外務大臣ハ同大使ニ對シ揚子江下流區域ニ於テハ閉鎖ヲ必要トスル作戦上ノ絶對的要求モ漸次緩和シ得ル情勢トナリタルニヨリ軍ハ右情勢ニ對應シテ治安維持及作戦上ノ必要ナル制限ノ下ニ南京下流ノ揚子江ノ閉鎖ヲ解ク意圖ヲ以テ諸般ノ準備ヲ整フルコトトナリタル旨報告シタリ。

45 Replied

(R)

REF LOC # 234

裏面白紙

野村外務大臣「グルー」米國大使會談ニ關スル情報部長談話

(昭和十四年十二月十八日)

野村「グルー」會談ノ内容及意義ニ付テ新聞記者ノ質問アリシニ答ヘテ
 須藤情報部長ハ左ノ通り語ツタ。
 野村大臣ハ本日「グルー」大使トノ會見ニ於テ、支那事變中ニ於ケル在
 支米國權益ニ對スル各黨ノ制限等ハ、對支軍事行動ニ伴フ己ムラ得ナイ
 結果デアルカ、又ハ長期建設ニ伴行シテ行ハルル各種變革ノ當然ノ影響
 テアル。帝國政府トシテハ之等ニ就テノ所謂懸案問題ハ從來共解決ノ爲
 熱心努力シテ來タノデアリ、今後共盡力スル意向デアル。然ルニ從來日
 本ヲ動タトモセハ、獨占排他的ノ行動ヲ執ルモノデアルト誤解スル向モア
 リ蓋タ遺憾デアル。帝國政府ニ於テハ各黨ノ對支經濟活動ヲ將來ニ直リ
 閉鎖スル目的ヲ以テ行動シテ居ルノテハ無イ。例ヘハ揚子江及珠江ノ兩
 キモ適當ノ時機條件ノ下ニ開放スルニ寄カテナイコトヲ懇切ニ説明サレ
 タ。之ニ依テ米國政府ハ勿論其ノ他ノ諸國モ我眞意ヲ瞭解センコトヲ希
 望シテ居ル。

6/5 Rejected

20-7-14 4st(D)

LOC 100 17 235

裏面白紙

C E R T I F I C A T E

Statement of Source and Authenticity

I, H. Y. SHI, Kaoru, Chief of the Archives Section, Japanese Foreign Office, hereby certify that the document hereto attached in Japanese consisting of 2 pages and entitled "Remarks of the Foreign Office Spokesman concerning the interview between the Korean Minister Admiral Michisaburo Nomura and the American Ambassador Mr. Joseph C. Grew, December 18, 1939," is an exact and true copy of an official document of the Japanese Foreign Office.

Certified at Tokyo,
on this 15th day of January, 1947.

Witness: T. Sato

K. Hayashi
Signature of Official

裏面白紙

自分ハ社団法人日本醫藥衛生會ノ役員タル社団法人醫藥衛生會研究會ノ主任
役員ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セル日本醫藥衛生會研究會ニ依リ印刷セラレ九九二
號ヨリ成ル「昭和十二年の醫藥衛生」ト題スル印刷品ハ昔從日本醫藥衛生會
會ガ發賣ナル資料ニ基キ題名發行シタル文書ノ一ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月十五日

於 東京

日本醫藥衛生會研究會
委員長 下 正 春

裏面白紙

01

Ref No: #1331

正 誤 表

標頭第一行目ノ間ニ左記ヲ追加記入サレ度
 六月二十七日午前九時支那方面陸隊司令長官ノ名ヲ以テ、三浦總領
 事ヨリ各該各交回係及ビ各該國ニ察テ通告シテ福州及ビ温州ノ封鎖
 ニ關スル旨ヲ次ノ通りデアアル。

裏面白紙

E 254/
D/ky/1330

自分控ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣旨ヲ付シタル上ニ
ノ如ク行進請シマス

東京郵政管理局
宛
東京郵政管理局
宛
東京郵政管理局
宛

22

東京郵政管理局
宛
東京郵政管理局
宛
東京郵政管理局
宛
東京郵政管理局
宛
東京郵政管理局
宛
東京郵政管理局
宛
東京郵政管理局
宛

明治二十三年一月十六日付

東京郵政管理局
宛
東京郵政管理局
宛
東京郵政管理局
宛
東京郵政管理局
宛
東京郵政管理局
宛
東京郵政管理局
宛

本
重
治

E 254/
Df 24/330

22

自分達ニテニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣言ヲ爲シタル上ニ
ノ如ク其後進歩シマス

新 實 業 社 議 事 録 附 録

豆 米 系 加 合 寮 關 其 他

對

宣 言 本 貞 夫 其 他

宣 言 供 進 書

供 進 者

東 京 郵 政 省 監 査 課 長

櫻 本 重 治

明 治 二 十 三 年 一 月 十 六 日 發

表

裏 面 白 紙

裏面白紙

「私ハ一九一四年東京帝國大學法律科卒業、一九一五年法政講習所トシテ
海軍省ニ入り一九一五年迄同一官格ニテ兩省ニ勤シ、其ノ後ハ第二親
美空次ヲ第二海軍局ニ勤シテシテキマス。」
一九二一年私ハロシントンノ海軍省總務課ニ法律専門委員トシテ出席
シマシタ。

一九二二年私ハ海牙臨時法改正法律家委員會ニ法律専門委員トシテ
出席シマシタ。

一九二七年一九三〇年一九三二年一九三四年一九三五年ニシエネバ反
ピロンドンニ於ケル海軍省會議ニ法律専門委員トシテ出席シマシタ。

海軍省ニ於ケル私ノ主ナル任務ハ法令ノ制定又ハ改正ニ與ル草
ヲ審議シ之ニ對スル意見ヲ海軍大臣及ハ海軍次官ニ具スルニアリマ

シタ。一九三七年七月二十七日「空襲ニ對スル海軍省ノ防備」ト云
レトテ海軍省令及海軍省ノ防備トシテ發布シマシタ。此ノパンフ

レットハナニ海軍省ノ防備ニ對シテ各都府縣ニ發布シマシタ。

一九三七年七月七日ノ空襲時海軍省ノ防備ニ對スル海軍省令及海軍省
ガ無カリシコトニ對シテ必要ヲ預知シ、又ハ第三親トノ國ニ對ルコトノ

Doc No 1350

裏面白紙

アリ得ベキ取捨ヲ遂ケンタメニ空想ニ即スル法則ヲ明瞭ニスルヲ要スル
モノト決定セラレマシタ。此等法則ハ軍事行動ニシテ余リ嚴格ナル制限
ヲ加フルモノデアルトノ不平が出先カラオサレマシタ。發布ノ法則ハ命令
タルノ効力ヲ有シマシタ。

次デ一九三七年九月二十四日補充的規程が前記同一部ニ公布サレマシ
タ。之ハ「空襲規程」ニ關スル條件ト關スルパンフレットデアリマス。
此等二ノパンフレットハ由來海軍次官が受ケタ報告ニ依レバ先キニ出サ
レタ規程ノ廢止ナル懸守ヲ確信スルタメニハ規程ヲ更ニ明白ニスルヲ要
スルトコロヨリ同次官ノ發見ニ基キ出サレタモノデアリマス。例ヘバ一
部ニ關シテハ「軍中目標トモナルル」ニ自派ヲ導キセリト在リシトコロ
提督ハコハ陸軍ニ其ノ空襲的性質ヲ詳カムルコトヲクシテ目的對テ懸念
ニ關シテ陸軍ヲ説クモノデアルト云ハレ。最初ノ規程ノ懸念ニ懸念ナカラシ
ムル爲メニノ規程が改メサレタモノデアリマス。

次デ一九三七年十一月更ニ一懸念ノ懸念 空襲ニ關スル規程が改メサレ
テ陸軍各報ニ公布サレマシタ。コレモ陸軍ニ適用スルニ關シテ法上ノ確定
ノ規程ヲキタメニ先キノ規程ト同様に改メサレマシタ。

以上此等ノ諸般ノ守守カレ居ル事ヲ考メ且高一ニモ非但ニ自目標
又ハ斯等ノ三輪ノ夫レ等ノモノニ必要ナル諸般ヲ加フルコトヲ防
止スルタメ日々ニ其ル出先カラノ報告ニ依リテ慎重ナル注意ガ行ハレテキ
マシタ。

一般的ニ言ツテ平時封鎖ヲ行フコトハ戰爭手段ニ訴フルコトヲヨリ少ナ
クシ以テ或方使用範圍ヲ局限スルモノトシテ通常承認セラレ居ル様ニ思
ハレマヌ。平時封鎖ノ運用ニ關シテ三點特種ノ注意ハ願フ所ナリ。第一
ミニ行ハレマシタ。概ハシイニ封鎖ニ對シテハ其ノ目的ヲ確ムル爲多ク是ク
封鎖シタニトモアリマシタ。其ノ他ノ場合ニハ陸軍ニ依リテ封鎖シテ直
接ノ目的ヲ達スルヲ其ノ第一ノ目的トシテ行ハレタル場合ノミニ封鎖セラ
レマシタ。

1330

第三ニテラノ沈黙ノ事ニ關シテハ常ニ之ニ對シテテキル事ヲ注意
シ又其ノ沈黙ハ軍艦等ノ出先ノ事ニ關シテテキル事ヲ注意シタ。
更ニ余ニハ開國ノ場所ガ悉ク中斷ノ事ニ關シテテキル事ヲ注意シ行フニ因
リテ感ズルコトモアリマシタ。御注意ガ平時封鎖ヲ行ヒツツアル様ニ入
ルコトヲ第一ノ目的ガ能止セラル、コトハ余ノ希望ヲ含ム或ル様ニ封鎖テ
テキルセラレテキル所デアリマス。

W. P. 1330

昭和二十二年（一九四七年）四月十六日 於 東京

東京都渋谷区松濤町五

住 津 井 康 六 兵 治

右ハ菅立立人ノ面影ニテ官製シ且ツ署名捺印シタルコト 認明シマス

日 日 於 東京

立 立 人 宗 宮 傳 次

裏面白紙

Ref No #1330

良心ニ従テ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附加セザルコト
誓フ

官 務 長

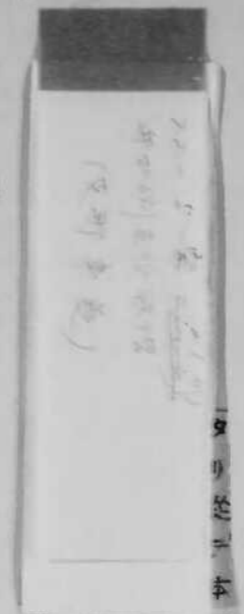
(署名捺印) 榎 本 重 治

裏面白紙

EX 2542
Ref. No. # 1219

空襲ニ關スル標識

後 本 章 記 官



○空襲ニ關スル標識法規畫例一宗シ居ラス本標識ハ各種法
規畫例等ヲ斟酌シタルモノニシテ中篇ヲ得ルコトニ終メ

ナリテ本標識ノ範圍内ニ於テスル行動ハ他ヨリ非難ヲ
ナシト信ス
諸標識ニ過ギス者其狀況ニ照臨シ取捨ノ餘地
無ナリ

標識 日本物

標識シ得サル目的物

當該都市町村等ガ防守ヤラレタル
ト防守ヤザルトナ問ハズ左記ノモ
ノハ標識シ差支ナシ
(1) 燈塔 (各種燈塔、燈臺、巡洋燈ヲ含
ム)

標識シ得サル目的物

○左記物等ハ軍事上ノ目的ニ使
用ヤラレサル限り標識ヤサル
モノトス
○尤モ其標識者ハ見易キ標識ヲ爲
スコトヲ要ス從テ右標識ナケレ

EX. 2542
Ref Rec # 1219

空襲ニ關スル標準

發 本 書 記 官

- 空襲ニ關スル標準法規(實例)一宗シ居ラス本標準ハ各種法規(實例)等ヲ斟酌シタルモノニシテ中庸ヲ得ルコトニ努メタリ從テ本標準ノ範圍内ニ於テスル行動ハ他ヨリ非難ヲ受クルコトナシト信ス
- 本標準ハ所謂標準ニ過ギス各款狀況ニ應ジシ取扱ノ餘地アルコト當察ナリ

爆 炸 日 誌 物

爆 炸 シ 得 サ ル 目 的 物

當 該 部 市 町 村 等 ガ 防 守 ヤ ラ レ タ ル
ト 防 守 ヤ ザ ル ト ナ 同 ハ ズ 左 記 ノ モ
ノ ハ 爆 炸 シ 差 支 ナ シ
(2) 直 陸 (各 種 砲、 飛 艇 巡 洋 艦 等)
ム)

爆 炸 シ 得 サ ル 目 的 物

○ 左 記 物 等 ハ 軍 事 上 ノ 目 的 ニ 使
用 ヤ ラ レ ナ ル 限 リ 爆 炸 ヤ サ ル
モノ ト ス
○ 尤 モ 該 爆 炸 者 ハ 見 易 キ 標 示 チ 爲
ス コ ト チ 要 ス 從 テ 右 標 示 ナ ケ レ

裏 面 白 紙

Ref Loc # 1219

- (2) 軍 隊
軍用運送船、軍用給油船其ノ他
軍ノ用務ニ服スル特務船艇
- (3) 軍 隊
（兵員少数ガ都市町村内ニ散在
ナル場合ヲ除ク）
- (4) 軍事工作物
各種工事（塹壕、防材等）
- (5) 軍事建設物
軍倉、兵營、軍ノ航空機格納庫
驛舎、工廠等
- (6) 軍事守衛所
軍ニ關スル軍需品貯蔵所（軍用
ニ供ヤラルル軍用アルモノハ民有
ノモノト雖モ保護シ差支ナシ）
- (6) 兵器製造、軍需品工場

- ハ機體ヤラルルモ已ムヲ得スノ（
物等ノ電子ト爲リ輿論ヲ惡化ス
ル虞大ナルヲ以テ如何ナル場合
ニ於テモ努メテ機體ヲ避クルコ
ト聲明ナリトス）
- 敵軍隊ノ機體ト爲リ又ハ之等ヲ
利用シテ軍事行動ヲ行フガ如キ
場合ニハ保護シ差支ナシ
- (1) 公衆ノ集會所
學校、佛堂、教會堂等
 - (2) 被襲軍兵ノ居ニ供ヤラルル建物
學校、圖書館等
 - (3) 慈善ノ用ニ供ヤラルルモノ、
養老院、病院病室、養病者收容
所、病院、船等

裏面白紙

Ref No # 1219

民間工場トモ石ニ設営スルモノハ概シテ支ナシ尤モ部分品ノ下等工場ノ如キ小工場ハ除外ヤラルルヲ比較的名ナルモノニ限ラズベキモノトス

(7) 電車上ノ目的ニ使用ヤラル交通線、運送線、電線、電氣用品輸送ニ充テラルル線路、港、道路等

前記何レノ目的ニ對シテ設営ヤ行フ際ニモ第三類及第三類ハニ属スル物件ニ損害ヲ與ヘザルコトニ最モ注意ヲ拂フコトヲ要ス

Ref No # 1219

(4) 歴史上ノ記念建築物、記念碑、塔、美術館等

（以下は非常に淡く印刷された文字で、ほとんど読み取れません）

(3)

裏面白紙

Ref No # 1219

<p>爆撃シ得ル場合</p>	<p>陸上軍隊（砲撃隊ヲ含ム）ノ作戦行動ノ進行地域ニ在リ當該都市村落ニ大部隊集中シラレタル場合（普通人民ニ危険ヲ與フルコトアルモ已ムヲ得ス尤モ斯ル場合ニ</p>
<p>爆撃シ得ザル場合</p>	<p>(1) 軍ニ普通人民ヲ威嚇シ質暴的ニ震テ有ヤザル物ヲ破壊シ非難的損害ヲ損傷スル目的ヲ以テ爆撃スルハ不可ナリ (2) 陸上軍隊ノ作戦行動地域トハ極</p>

(二) 都市町村ノ爆撃

- 都市町村全部（防衛、非防衛双方ヲ含ム）ヲ目標トスル場合ヲ指ス
- 都市町村内ニ在ル物ヲニ付テハ保護目的物ノ類ノ標準ニ依ル
- 都市町村全部トシテハ目標ト爲シ得ザル場合ニモ所在ノ目的物ヲ種々ニ爆撃シテ差支ナシ

裏面白紙

Ref Hoc #1219

目録

空爆ノ場合ニハ海陸陸機ト異リ空爆ノ報告ヲ必要トヤス

(一) 空爆ノ警報地域内ニ限ルベキコト

共同租界、軍管居留地ヲ避クルハ勿論租界外ト雖モ僑三國人ノ利益
毀壞ナル部分ハ之ヲ避クルヲ要ス

於テモ出来得レバ普通人民ニ
スル危険ヲ軽減スルニ努ムベキ
コト勿論ナリ)

在シタル場所ニ少数ノ軍隊ガ散在
宿營ヤルガ如キ場合ニ全都市村落
ニ對シ爆撃ヲ行フコトハ不可ナリ
(3) 散發ニ應ゼザルヲ理由トシテ爆撃
スルコトヲ得ス

裏面白紙

Ref. No. # 1219

文書の出所竝に公正にする證明

一、本證に書に添付した七葉から成る「空襲に關する標準」と題する文書は昭和十二年七月二十七日海軍省から左の各部に參考として送られた官房機密第 二八〇〇 號の寫である
送 附 先

- 聯合、第二、第三海軍司令部
 - 第一、第二、第三航空隊司令部
 - 第一、第二聯合航空隊司令部
 - 第五、第八、第十二航空司令部
 - 第一、第二水雷戰隊司令部
 - 第一、第二水雷戰隊司令部
 - 第二十二、二十三航空隊
- 二、本文は參考として送られたものではあるが實例上命令に準ずべき性質のものである

裏面白紙

Ref. No. # 1219

三本文書は當時海軍審記官として海軍大臣官房に居つた小官が職務上
研究作成したものでその原本は現に小官が保管してゐる
三右は立實に相違ないことを證明する

昭和二十一年十二月十一日 於 東京

護 本 重 治

證 人 第二復員局文書課長

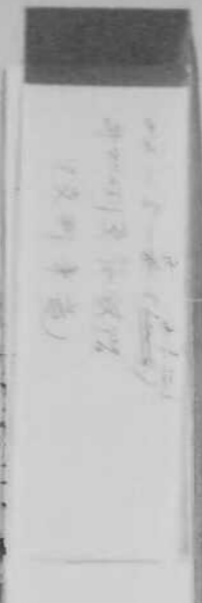
今 村 了 之 介

裏面白紙

EX. 2543

12/18

22



文書の出所竝に公正に關する證明

一、本證明書に添付した八葉から成る「爆

撃規則に關する雜件」と題する文書は昭和十二年九月二十四日海軍省か

ら左の各部に参考として送られた官房機密第三八六三號の寫である

送付先

聯合、第二、第三艦隊司令部

航空隊司令部

航空隊司令部

二隊司令部

第一、第二、第三艦隊司令部

第一、第二、潜水艦隊司令部

第二十二、第二十三航空隊

三、本文書は参考として送られたものではあるが慣例上命令に準すべき性質のものである

EX. 2543

My doc# 1218

22

文書の出所竝に公正に關する證明
 一、本證明書に添付した八葉から成る「規」
 規則に關する雜件」と題する文書は昭和十二年九月二十四日海軍省か
 ら左の各部に参考として送られた官房機密第三八六三號の寫である
 送 付 先

- 聯合、第二、第三艦隊司令部
- 第一、第二、第三航空隊司令部
- 第一、第二、聯合航空隊司令部
- 第五、第八、第十二隊隊司令部
- 第一、第二、水雷隊隊司令部
- 第一、第二、潛水隊隊司令部
- 第二十二、第二十三航空隊

三、本文書は参考として送られたものではあるが價例上命令に準すべき性質
 のものである

裏面白紙

Ref. No. # 1218

送 人 第二復員局文書課長

三本文書は當時海軍書記官として海軍大臣官房に居つた小宮が職責上研して海軍史研
究作成したものでその原本は現に小宮が保管してあるものでその原本は現に小宮が
呉右は事實に相違ないことを證明する

昭和二十一年十二月十一日 於東京

坂 本 直 治

2

Ref. No. # 1219 村 了 之 介

108

109

裏面白紙

軍事目標ニ關スル條件

昭和十二年九月
板本書記官

口 成爲るヲ禁止

直接攻撃上ノ目的ヲ有セザル、單ニ敵國人民ヲ成爲スル目的ヲ以テスル彈藥ハ禁止セラレ。

從ニ陸軍。焉ヨリ遠隔スル部市町村ニ在ル、軍事目標以外ノモノニ對シ暴撃ヲ爲スガ如キコトハ適當ナラズ。

日 暴撃目標ノ認定

(4) 暴撃ハ必ず軍事目標ヲ狙ヒテ之ヲ爲スコトヲ要ス。

軍事目標ヲ狙ヒタルモ、避クベカラザル錯誤ニ依リ他ノ物件等ニ損害ヲ與フルコトアルモ、之ハ戦闘行為ニ伴フ已ムヲ得ザル結果ニシテ如何ントモ致シ方ナシ。

軍事目標ヲ正確ニ暴撃シタルモ、其ノ自然の結果トシテ他ノ物件等ニ損害ヲ及ボスニ至ルコトアリ之ハ全く防制スベカラザル結果ナル

Ref. No. 41218

slip doc #1215

ヲ以テ責ヲ負フベキ限リニ非ズ。

同 軍事目標不分明ナル場合ニ、多分此ノ邊ニ軍事目標存スベシトノ
假想ノ下ニ爆撃スルコトハ、結局無差別ノ爆撃ヲ行フコトト爲ル
ヲ以テ斯ル爆撃方法ハ正當ニ非ズ。

(4) 軍事目標ト信ジテ爆撃シタルモ、實ハ誤認ニシテ目的物ガ軍事目
標ニ非ズシテ他種ノ物件等ナリシ場合ナキヲ保セズ。斯ル場合ニ
於テハ右爆撃ガ軍事目標ノ選定ニ付相當ノ注意ヲ以テ行ハレタリ
ト否トノ問題起ルベシ。

相當ノ注意ヲ以テ行ハレタルト否トハ被爆物件等ノ所在箇所、
四圍ノ状況等ヲ斟酌シテ判定セラルルコトト爲リ、其ノ結果相當
ノ注意ヲ以テ右爆撃ガ行ハレタルコト(即チ一般空爆勤務ニ服ス
ル者ガ右ノ場所ニ於テ、右ノ状況ニ於テ、普通ノ注意ヲ以テシテ
ハ誤認スルモ已ムヲ得ザル程度)判明シタル場合ニハ其ノ責ヲ同
ハルルコトナキモノトス。

同 陸上ニ於ケル現場及其ノ至近ニ於ケル爆撃(陸軍ノ行ハルル區域及

裏面白紙

107 160 # 1218

- (イ) 艦船ガ防守セラレタル都市町村等ヲ砲撃スル場合之ニ協同スル場合
- (イ) 斯ル場合ニハ現ニ設開ノ行ハルル場所ニ、非設開員又ハ非軍事の物件等存在スルモ、事實上設開員又ハ軍事の物件等ト分別スルコト不可能ナルヲ以テ一律ニ爆撃(無差別爆撃)スルコト已ムヲ得ザル所ナリ。尤モ此ノ場合ニ於テモ病院、學校(軍事校ヲ除ク)圖書等ハ出來得レバ保護スルコトニ努ムベク又非設開員ノ損害ヲ故意ニ増大スルコトハ之ヲ避クベキモノトス。
- (ロ) 前線ニ對スル軍除、軍需品輸送ノ爲、當時使用セララルル鐵道ノ通過スル近接地ニシテ、設開ト餘リ關係セザル區域ハ設開ト同視セラレベシ。
- (ハ) 當時軍事輸送ニ用セララルル列車、停車場ハ夫レ自體軍事目標タルノミナラズ、其ノ近接地ヲモ軍事目標タルニ至ラシムベシ。
- (ニ) 陸上ニ於ケル設開ト遠隔シタル場所ニ於ケル爆撃
- (イ) 爆撃目標ハ軍事目標(軍除、艦船、軍事施設、軍事建築物、軍需品貯蔵所、兵器彈藥軍需工場、軍事上ノ目的ニ使用セララルル通信

Ref. Doc #1218

航空、港湾施設）（昭和十二年七月二十七日官房機密第二八〇〇
號参照）ニ依ルベキモノトス。

(b) 普通官廳、銀行機構ノ破壊ハ之ヲ差控フベキモノトス。（特別事
情ナキ限り）

(c) (イ)ノ標目標ヲ爆撃スルニ方リテハ非戦國員（特ニ第三國人）及
特別保護物（病院、學校等）ニ成ルベク損害ヲ與ヘザルコトニ努
ムベキモノトス。（標示シアル場合ニ於テハ特ニ注意スルヲ要ス
）(ロ) 聯合軍事目標アリタリトスルモ差シテ重要物件等ニ非ズ而モ之ヲ
爆撃スルガ爲ニ非戦國員非軍事物件等ニ重大ナル損害ヲ與フル
虞アルトキハ人道的見地ニヨリシテ差控フルヲ可トス。

(註) 感情ニ隨シテ戰具ヲ收ムルコトヲ躊躇
スルノ不可ナルハ勿論ナルモ人道的要
求ニハ從ハザルベカラズ。
復仇ノ念ニ驅ラレ極度ニ交戰權ヲ擴張
シタル歐洲大戦ニ於テモ軍事目標ヲ

裏面白紙

Ref Doc # 1218

見スルコト能ハズ直ニ爲スハ非戦國
員ヲ殺傷スル虞アリトシテ爆撃ヲ敢行
セズ其ノ遺憾ヲシタル例ナキニ非ズ。

一九一四年九月八日佛國一准士官ハ
Hainhouse 爆撃ノ命ヲ帯ビテ進發シ
タルモ、目的物が雲霧ノ爲見不可
能ナリシヲ以テ、非戦國員ヲ殺傷セ
ンコトヲ以テ、爆撃ヲ投下セズシテ
Delfort ニ着陸シタリ。

一九一四年九月二十三日英國飛行隊
K. Husselhardt 及 Cologne 爆撃ニ向
テ Husselhardt ノ「ツェペリン」船
納庫爆撃ヲ行ヒタルモ Cologne 市ハ
雲霧ニ蔽ハレ居リ一時同局員ヲ飛行
シタルモ尙目的物ヲ確認スルコトヲ

裏面白紙

Ref No # 1218

得ズ爆撃ヲ敢行スルハ非戦國員ヲ殺
傷スルノ虞アリトシテ其ノ發露地ニ
留意シタリ。

一九一七年八月十日伊國ハ左ノ通旨
ノ聲明ヲ爲シタリ。

「凡テノ飛行機ガ爆弾ヲ投下シタル
次第ニ非ズ。其ノ一三ノモノハ暗
迷ノ爲一處市民ヲ損傷セシコトヲ
實リ攻撃ヲ爲サズシテ飛行禁地ニ
指定シタリ。而シテ右ハ伊國ニ於
テハ一成ノ規律ナリ。之ニ反シ英
國軍ハ不規律ナル爆撃ヲ加フルヲ
常トシ、月明ノ夜「ボト」及「イ
ソング」河流邊ノ住宅地區ニ爆彈
ヲ投下シタリ云々」

文書の出所竝に公正に論ずる證明

本證明書に添付した二葉から成る「軍務一機密第四〇九號昭和十二年十月十五日附の件係取扱に關する件照會」と題する文書はこれを出された當時海軍大臣官房に在り國際法規論係の主務者であつた復本書記官に配布され現に所持してゐるものの竊に相違ないことを證明する

十一日 於東京

復本重治

シロクニ
シロクニ
シロクニ

22
Ex. 2544
DEF LOC # 223

文書の出所竝に公正に論ずる證明

本證明書に添付した二葉から成る「草考一機密第四〇九號昭和十二年十月十五日附の件係取扱に關する件照會」と題する文書はこれを出された當時海軍大臣官房に在り該條法規論係の主務者であつた復本書記官に配布され現に所持してあるものの寫に相違ないことを證明する

昭和二十一年十一月十一日 於東京

復本重治



22
Ex. 2544
DEF LOC # 223

裏面白紙

覆本重治氏は大正四年より昭和二十一年迄海軍省参事官及び海軍教授兼
海軍省紀官として海軍大臣官房に在り茲將上本文書之部與すべき記帳
あつたことを證明する

昭和二十一年 月 日 於東京

復員局第二復員局入心部長 川井 俊

2

証人
復員局第二復員局文書課長 今村了之介

100 100 100

116

裏面白紙

軍務一聯密第馬〇九號

昭和十二年十月十五日

海軍省軍務局長

軍令部第一部長

第三艦隊參謀長 誠

3

俘虜取扱ニ關スル件照會

我軍内ニ入りタル支那兵ノ取扱ニ關シテハ對外關係ヲ考慮シ不法苛酷ノ非
難ノ口實ヲ與ハザル様待ニ留意シ砂クトモ俘虜トシテ收容スルモノニ付テ
ハ總隊規程ニ照シ我公明正大ナル態度ヲ中外ニ示スコト肝要ナルニ付現地
ノ事情之ヲ許ス限リ概ネ左記ニ依リ處理セララルル様努度

017 100 5 223

117

118

裏面白紙

記

- 一 俘虜及戦死者ノ氏名所属等ハ支那側ニ通報ス
 - 二 傷病者ノ取扱ハ粗暴ニ陥ラザル様留意シ死亡セル場合ニハ之ヲ支那側ニ通報ス
 - 三 戦死者ノ遺留品（有價物、信書等）ハ支那側ニ送還ス
 - 四 其ノ他俘虜ニ轉スル情報ハ能フ限り支那側ニ通報ス
 - 五 以上支那側ヘノ連絡ハ我總領事館ヲ通ジテ行フ
- （本件ハ陸軍中央トモ協議済）

（終）

裏面白紙

REF ID: A623

TRANSLATION CERTIFICATE

I, William L. Clark, of the Defense Language Branch,
hereby certify that the foregoing translation described in the
above certificate is, to the best of my knowledge and belief,
a correct translation and is as near as possible to the meaning
of the original document.

/s/ William L. Clark

Tokyo, Japan

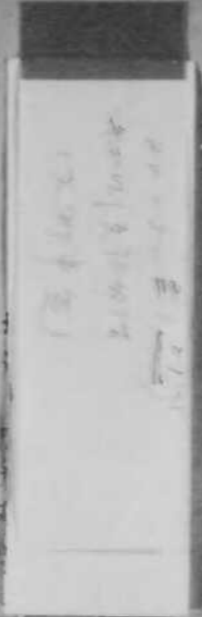
Date 13 January 1947

119

120

裏面白紙

EX. 2545
File No. #1275



軍令部密第50號
昭和十二年十一月二十一日

軍令部第一部長
海軍省事務局長

目スル件申進

首領ノ件ニ付シテハ從來後次ニ互リ指示又ハ申進ヒラレテ今般請領ノ際
對成持ニ付能發付ノ封鎖口係必須事項ヲ取置メ左ノ如申進請領之ガ實施ニ
對シテキテ抑ヒラレ度

記

一、立派人（会社ヲ含ム以下同ジ）所有ノ支那船隻
二、封鎖口域ヲ出入シ又ハ徘徊スル船隻ハ乗員乗客船隻ノ如何ニ拘ラズ凡

y Takahashi

EX. 2545
 444 444 #1275

軍令第 〇 密行 五〇 陸

昭和十二年十一月二十一日

軍令部第一部長
 陸軍省軍務局長

支那方面陸軍参謀長
 陸軍省軍務局長

船泊ノ實施手續ニ関スル件申進

首領ノ管ニ付テハ從來後次ニ互リ指示又ハ申進セラレ候事今般船係
 船泊ニ付能發付ノ封鎖關係必須事項ヲ取極メ在ノ封鎖關係ニ
 違背ナキヲ期セラレ度

記

マ支那人(含社)以下同ジノ所有ノ支那船泊
 (封鎖區域)出入シ又ハ等ヨル般船ハ乗員乗客船隻ノ如何ニ拘ラズ凡

y Takahashi

裏面白紙

Hy. Host 1275

テ之ヲ拿捕シ指定地（馬公、佐世保又ハ那覇）ノ中適宜ノ地以下同ジ）ニ引致ス

（白）幕ラ沿岸漁業其ノ他地方的生業ニ従事スル小舟等ハ特別ノ理由（徴税行爲、軍隊服用物件材料ノ積送等）ヲキ限リ拿捕ヲ免除ス

（白）指定地ニ引致シ難キ理由アル場合ハ捕ホ左記ニ依ル

（白）重要ナル船舶

中央ノ指示ヲ承ケテ處理ス

（白）小汽艇帆船或ク等重要ナラザル船舶

指定地以外ニ於テ監視船（人）ヲ附シ得ル共地アル場合ハ同地ニ引致候得ス

前項ノ處置不可能ナル場合ハ左記ニ依ル

（1）搭乗物件中服用物件材料（裝備銃器）等ハ之ヲ押取ス但シ押取ニ適セザル物件ハ適宜之ヲ處分ス

（2）服用物件材料以外ノ搭乗物トモモ分置候等ノ點ヨリ見テ別ニ取

裏面白紙

12275

他アリト認ムルモノハ必要ニ自ラ以テ物件材料ニ置ズルニ懸テ
ス

(3) 第三門人所有ノ銀貨ヲ有スルトキハ該門ノ物件材料ハ抑留ス

山口、豊州等ノ沖合ニ於テ第三門船ヨ、銀貨ヲ支取人所有ノ戈克
等ニ密知ニシテ組合之方取用物件材料ナルコト確知ナリト認定シタ
ルトキハ該門ニ移置ス該門ノ上取用物件材料ヲ抑留ス

(4) 前條ノ規定ヲ備シタル上出資地ニ向ハシムル等ノ方法ニ依リ船
隻ガ目的地ニ到達スルヲ阻止ス

(5) 押取又ハ密分シタル搭取物件材料船名、船番、取取方法、船名ノ
類別船名（出資船レバ船主正船長ノ住所氏名ヲモ）等ヲ得ルベク
應ニ報告ス

(6) 本條ノ規定ヲ開スルノ手續ヲ行リタル結果得ル物件材料
ルコトハ已ムヲ得ザル所ナルモ然ラサル場合ニ於テハ該物件材料
ズ

裏面白紙

file # 1255

後方令令ニ登ハザル特種ニ對シ已ムテ得ザル場合ニハ大帆ノ一紙ヲ
 押取シ又ハ森却スル等便宜ノ處置ヲ爲シ就洋性ヲ授セズ
 船隻破損ノ場合ニハ軍務上總辦ノ事由アル場合ノ外人員ヲ救助ス
 同支那人所有ノ漁船或克等ニシテ香港籍ヲ取得セル船舶ノ戸檢査捕等ハ
 支那船籍ニ準ズ但シ乗員ノ取扱ニ付キテハ英國官憲トノ毎用ノ船籍ヲ
 生ゼザル様注意ス
 同引渡船ノ乗員、乗客ハ特ニ拘留ヲ必要トスル者ノ外最審リノ地ニ送
 付ス
 内左ニ列グル者ノ所有ニ属スル船舶ハ葡國臣民所有ノ支那領海ニ進ジ
 テ取扱フモノトス
 新電報船公司 濶野公司 永源船務公司 天津航業公司 寶興公司
 地方航業公司 惠利行
 三香國臣民所有ノ支那領海ニ進
 特別ノ事由ナキ限り之ヲ拿捕スルコトナク爲シ得ル限り供出ヲ加フ

裏面白紙

Handwritten note: 船隻 #1275

三、三個人所有ノ支那船隻

封鎖區域ヲ出入セントスルモノハ該貨船員及乗客ノ如何ニ拘ラズ之ヲ拿捕シ指定地ニ引致ス

引致シ難キ事由アルモノニ付テハ支那人所有ノ船隻ノ場合ニ準ズ

四、三國船隻及第三國ノ旗章ヲ掲ゲル船隻

(一) 三國船隻タルコト明ナルモノハ停船及臨検ヲ行ハズ

(二) 三國ノ旗章ヲ掲ゲルモノ支那船隻タルベシト疑義生ズルモノハ之ヲ

臨検シ國籍ヲ調査ス臨検ノ結果支那船隻ナルコトヲ發見シタル場合ノ

取扱ハ第一條ニ依リ然ラザル場合ハ直ニ釋放ス

(三) 八月二十五日ノ封鎖宣言以後支那船ヨリ第三國籍ニ移置シタル船隻ノ

取扱ハ左明ニ付ル

(1) 英、米、佛、獨逸國籍へ移置シタル船隻ニシテ廣島ノ移置ナルコト

ノ疑義生ズルモノニ付テハ一時之ヲ留置シ直ニ中央ノ指示ヲ受ケテ

釋放ス

裏面白紙

Ref No #1275

(四)右以外ノ國籍ヘノ移籍船舶ニシテ移籍ニ付キ疑點存スルトキハ調査ノ爲之ヲ拿捕シ指定地ニ引致ス但シ直ニ中央ニ報告ス

(四)第三國船舶又ハ第三國ノ旗章ヲ掲グル船舶ヲ停船、飄回又ハ臨檢シタル場合ニハ其ノ都度速カニ日時、場所、國籍、船名ヲ支那方面艦隊司令長官及中央ニ報告ス

(四)第三國船舶ヲ臨檢シタル場合ニ於テ船長ヨリ要求アリタルトキハ臨檢シタル旨ヲ被臨檢船舶ノ航海日誌ニ記入ス

(海軍法規第百四十九條參照)

(內)英國又ハ加奈陀艦ノ船舶ヲ臨檢スル要アル場合附近ニ英國海軍艦艇在ルトキハ之ニ國籍調査ヲ依頼シ直轄臨檢ヲ行ハザルモノトス

五停船臨檢ニ付テハ海軍法規第百三十九條乃至第百四十一條ニ遵ズ

臨檢員ハ等ノテ少數トス(英國及加奈陀艦臨檢ノ場合ハ臨檢員三名以內トス)

臨檢ニ當リ調査スベキ物件ハ必稟ナシニ艦長官ノミトシ船内ノ雜貨ヲ爲

裏面白紙

Ref No # 1275

スコトハ之ヲ送ケルナ可トス但シ支那船員ナルコトノ疑アルトキハ右ニ
拘束セラレザルコト勿論ナリ
六次海軍密件二十六日付照会（八月二十五日以前）三回ニ於テモ
支那船員ノ件ニ関シテ密件七二二番號第一項照会（引渡シ難キ事
由アル船員密件ノ件）ハ自禁消滅ノ法ト心得ルコト

(終)

裏面白紙

Handwritten: 1275

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ
同日於同所

立會人 宗 宮 信 次

自分今封了之介ハ復員局ニ係リ局長ノ職ニ居ル者ナル爲メ茲ニ係
付セラレタル日本籍ニ依ツテ官カレキ事ヨリ此ノ職ニ任ズルニ
件申上ト爲スル書類ハ日本政府（復員局）ニ送付スルニ依リ
ノ捺印ノ正副ニシテ送付ナル事ニテハ此ノ如クトシテ可キ

昭和二十二年四月十五日 於東京

今 村 了 之 介

文書ノ出所被ニ成立ニ因スル證明書 (三號)

裏面白紙

ex. 2546

Doc No #1033

英日政府は攻撃の発生したる情況、特に何へば現狀狀況の點に關する其
 雙方の情報が日本政府の情報と相異し居る事を認めざるを得ざるものなり
 然れども英國政府は日本政府が本件責任の適當なる負担及再發防止につ
 き必要なる方法を擧げ又は議定せんとし居らざることを満足を以て認得し、
 後者の問題に就きては英國政府は是等方法の繼續及其の有効なる適度は全



閣下、本使は英日政府に於て十二月十二日、英領事館及商館に對する攻
 撃に合せられたる聲明が宣稱のみならず商館に對
 ることを満足を以て了したる旨本國政府の訓
 光榮を有す。

22

一九三七十二月三十一日ロバート・クーパーに對する公使大府に手
 された英日關係

東京英領事館 一九三七十二月三十一日

J. Takahashi

ex. 2546

Doc No # 1033

閣下、本使は英日政府に於ては十二月十二日、英領海峽及南洋に對する攻
 撃事件に關する十二月二十八日附閣下の公文に含まれたる根據を多として
 討論し且十二月十四日附討論に含まれたる當時が當時のみならず南洋に對
 しても適用せらるるものなることを満足を以て了致したる旨本國政府の訓
 令に基き閣下に通報するの光榮を有す。

英日政府は攻撃の發生したる情況、特に閣下へば現狀況の點に關する英
 領海峽の情勢が日本政府の情勢と起異し居る事を認めざるを得ざるものなり
 然れども英國政府は日本政府が本件責任の遂行たる處に及再發防止につ
 き必要なる方法を掌じ又は誰ぞんとし居らるることを満足を以て認得し、
 後者の問題に就きては英國政府は是等方法の詳細及其の有効なる道は全

22

一九三七十二月三十一日ロバート・クレーグ大佐に送る
 されたる英日公文

東京駐日大使館 一九三七十二月三十一日

J. Takahashi

裏面白紙

手紙 #1033

節の都合ひの題目とするべしと見考すものにしてその
現空に執らるべき手紙の性質を認るる上は書面へ通達を交ぐべき事を見
はざる次第なり
又此はこの機会を利用して、閣下は常に御達する御事とするべきなり

署名 アイール・エル・クレイジー

裏面白紙

(W/d)

22

PEP 1177

Handwritten notes in a vertical column, partially obscured by a black box.

日本首相近衛公のラヂオ放送。

一九三八年一月三日。

本日その明徳を遺慕せしめる明治天皇から、吾人が承け継いで来た任務
東亞の永續的平和の確立に關し、私は、日本政府の所見を闡明する光榮
を有するものである。

廣東攻略に對いで、中國の核心たる漢口が又、我が占領する所と成つた
ので、事實上近代支那の生命線たる大都市を含む所謂中原は、今や我が
を制する者は天下を制する」と昔から支那

介石政府は最早一介の地方政權に過ぎなく
の氣力を過剰する事なくしてこの成果を収

めたのでつて、この地方は、常に外部よりの干渉が防げる程に、維
持されて來てゐたのである。私は是ぞ、天皇陛下の御接成に依るもので
あると共に、陛下の武勇なる將兵の忠烈の表す所であるとの感を益々深
めるのである。

薛々たる戰陣を思ふにつけても、吾人は先づ、或は傷き或は戦歿したる

裏面白紙

日本首相近衛公のラヂオ放送。

一九三八年十一月三日。

本日その明徳を追慕せしめる明治天皇から、吾人が承け継いで来た任務
東亞の永續和平の確立に關し、茲は、日本政府の所見を闡明する光榮
を有するものである。

廣東攻略に對いで、中國の核心たる漢口が又、我が占領する所となつた
ので、事實上近代支那の生命線たる大都市を含む所謂中原は、今や我が
手に歸したのである。「平原を誦する者は天下を副する」と昔から言
で言はれてゐる。斯くして蔣介石政府は最早一介の地方政權に過ぎなく
成つたのである。日本は、その勢力を過激する事なくしてこの版圖を取
めたのであつて、この地方は、常に外部よりの干渉が防げる程度には、維
持されて來てゐたのである。茲は是ぞ、天皇陛下の御接成に依るもので
あると共に、陛下の武勇なる將兵の忠烈の實す所であるとの感念益々深
めるのである。

茲々たる戦勝を思ふにつけても、吾人は先づ、或は奮き或は戦歿したる

(W/d)
REF 1177

數萬の人々に蹂躪なる感傷の意を致すものである。彼等の崇高なる犧牲は、吾人に、二重の責務を負はすのである。即ち第一に、是等進んで河を越したる人々の後に續き、萬難を排して戦ひの目的を貫徹すること、第二に、その遺族の爲めに能ふ限りの事をして彼等の奉公に關ゆる事である。

中國の運命は、實に、吾人の手中に握られてゐるのである。然らば吾人は何を欲するか。それは中國の版圖に非ずして、その繁榮と進歩であり又中國の征服を願はずして中國との協力を希望する。東洋の一體家としての新意識に自覚めたる中國人と協同して、實に平和であり安定したる東亞を建設せん事を、吾人は欲する。私として言はしむれば、如何なる國も、日本籍、中國人の強烈なる民族的希求を知悉せるものなく、又日本籍、中國の完全なる獨立國家としての其地位を、正當に立證させる必要ある事と、痛切に感じてゐるものはない。

中國滿洲日本といふ隣接した三大國家が、東亞防衛なる共同任務を擔ふて密接に聯繫して立つ可きものなる事は、歴史的必然事である。こ

DEF 1177

の目的が、中華國民政府の誤れる政策の爲め達成せられずに居る事は、獨り日本の爲めのみならず又全亞細亞の爲め、痛恨に堪へない。この國民政府の政策は、大戦後の轉機期の風潮に乗じたものであつて、中國國民固有の良知及び良識に基いたものでなかつた。特に、該政府が、植力と維持せんため、國家が共產主義の恣にする所となつても、弱小殖民地的國家に置かれても、動はなまいといふ行方は、新中國建設の爲めを命を請した幾多の熱愛國者に對する裏切りと、看做さねばならぬ。事情漸の如き中にあつて、日本は、二次親族國家が相取ふといふ志願に堪へ込まれるのは好まざる所であつたが、蔣介石政権と餘儀なく干渉を交へざるを得なかつたのである。

日本は中國の命運を密切に望んでゐる。誤はくば賢明遠慮の中國人が速かに指導者の地位を得て、國家を正道に引き戻し、東亞に於ける吾人共同の使命を達成する爲めに、この若返つた國家を指導して貰ひたい。北京及び南京に於ては既に再生の徴候が現はれてゐる。而して北部及び西部の廣原に於ては新蒙古が生れんとしてゐる。過去五千年の歴史に、

再三再四、文明の記録を辱かした感心や支那民族を、新亞細亞短説といふ
大衆に沙呉させて、その偉大さを今一展露せよ。國民黨は所と雖も
中國本來の精神に復歸して過去の政策を糾弾し、その人等を刷新し、全然
再生した新政權として、この事業に参加を早出せよならば、いながらその
参加を拒む必要はないのである。

世界の諸國家は、東亞に於ける是等の新しき進展に就いて、切實に理解
し得る筈である。中國がこれ迄、己が泰平と獨立を絶えず危殆に陥入れて
来た列國の、帝國主義的野心の争奪の犠牲と成つて来た事は、歴史上否む
事は出来ない。日本は、斯る事態の根本的匡正の必要を認め、いたすべし
西の新秩序、即ち公用正大を基調の上に新平和機構の確立を、先んずるを
願ふのである。

日本は決して外國との間に反對せず、又外國の正當なる利益を毀損す
る事を欲しない。列強にして、日本の民意を諒解して新事態に適應する政
策を討てるならば、日本は喜んで列強と協同する。共産主義打倒の爲めの
日本の熱意は、誰かに既によく知れてゐる。コミンテルンの目的は、東洋

を共産化し世界を征服するにあり。日本は、時政論の所謂長期沈黙なるもの、背後に潜む共産黨の勢力を、根絶せんと堅く決心してゐる。我が反共産主義の盟邦獨逸及び英太利は、東亞に於ける日本の巨口に共鳴してゐる。吾人はこの非常時被等が、我が國民を道義の上から支持して大いに激励した事に対して、深厚な感謝の意を表する。この危急の秋に際して、日本は、これ等の自との紐帯を一層固めるのみならず、彼等と共に通の世界觀に立つて、國際秩序の再建の爲めに、彼等と共に協同動作に出でる必要があるのである。

世界が今日必要とするものは、正義と公平とを基礎とする永續の平和である。近來國際關係を支配した主義は、實際上、不公平の事感を、美し得ない。國際聯盟規約並に幾多種の協約及び條約が破れた根本原因は、吾人は、國際上の正義を單に條句にして置いてはならぬ、人間の全活動

分野即ち商業移民資源文化等に對する理解ある見解に従つて、新平和條約の創造に努めねばならぬ。而して事の實情及び運多に關する事、之こそ、今日吾人が嘗てしてゐる世界的危機を切迫く、唯一の方法なる事を、私は確信する。

新義將兵に絶對の信頼を置いて、戦後の日本人は、誠々として戦時生産の促進に従事し且長期間の準備を整へてゐる。是處に、往昔の日本精神の近代的反映があるのである。歴史は、全國民が、國策を意識する程に應じて、我が國運が或は榮へ或は衰微した事を示してゐる。東洋の永遠的平和が常に天皇陛下の御旨である事を知つて、吾人は、臣民として深く道徳的責任を認識せざるを得ないのである。今こそ我等一同は、是等の責任即ち道義に對し新秩序を建設する使命、決言すれば、相互に言と完全なる自決といふ點で東亞全民族の自由團結を遂げるべき使命に、斷乎として當る可きである。是は何を意味するか。是は如何なる犠牲を要するか。如何なる準備が必要であるか。是を吾人が明確に了解して置かねばならず、又誤つてはならない事柄である。願東及び漢口の陥落が

Doc 200 1017

一轉機を創するものであり、入正常状態への復旧が區々に達せらるゝものであると信ずる者があらば、彼は實に現事態の意義を把握してゐない言である。河幕も是より危微なるものにはあり得ない。日本が新東亞建設を企てた事は、成りも區さず、日本がその國家としての生活の全活動分野に於て、悉舉建設の時期に入つたのである。その意味に於て、眞の疑は懸けられた計りである。若し吾人が眞に偉大なる國民たらんとするならば、一體となり、固い信念と鐵石の決意を持って、國內並びに海外で、統合建設の事業を遂行せねばならない。

裏面白紙

! 22 4/5 Rejected

file # 1191

22-5-8 (1910)
22-5-10-12
22-5-10-12
22-5-10-12

二六 福支専奉行勅ニ送スル借録部長致

(一九三九年十一月十五日)

奉行勅ニ觀シ附同政府ノ第三訓ニ對スル部長ハ

Y. Takahashi

-1-

1 22 4/5 Rejected

No. 1191

南支那ニ於ケル今次ノ軍事行動ニ關シ
従來ト何等ハル所ナシ

ニハ 南支那軍事行動ニ關スル情報部長談

(一九三九年十一月十五日)

Y. Takahashi

裏面白紙

100p. No. #1191

右署名捺印ハ百分ノ函前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 浦部 勝 馬

文書ノ出所竝ニ取立ニ關スル證明書

自分亦然ハ外務省文書課長ノ兼ニ居ル者ナル爲、茲ニ添付セラレタル日本書ニ依ツテ審カレ一頁ヨリ成ル南支草等行動ニ關スル情報部長談（一九三九年十一月十五日）ト題スル書類ハ日本政府（外務省）ノ保管ニ係ル公文書ノ正誼ニシテ複製ナル爲シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年四月九日

於 東京

林

經

裏面白紙

日本ノ對華政策

一九三七年九月二日コロロンピヤ放送網ニ於ケル外
務次官堀内謙助氏ノラヂオ演説

米國ノ友人諸君、

私ニ與ヘラレタ數分間ニ日本ノ對華政策ノ基本的

語シテ見タイト思ヒマス。

即チ我々方相共ニ不斷ノ
來タ合衆國々民ニ極東ニ
ヨク理解シテ觀キタイト

イフ希望ヨリ出タモノデアリマス。

我々ノ平和ヲ希フ氣持ハ諸君ト同様強イモノデア
リマス。我々ノ信ズル所テハ國家ハ只單ニ平和愛
好ノ念ニ動カザレルダケテナク更ニマタ平和維持
ニ必要缺クベカラザル諸條件樹立ニ實際ニ努力ス
ベキデアリマス。

コレコソ我々が常ニ努メテ來タ所デアリマス。

中國トノ關係ヲ強固且友好的ナ基盤ノ上ニ打樹テ
ントスル我々ノ抱ムコトナキ執拗ナ努力モ今次ノ
紛争ニヨリ阻害サレルニ至ツタノハ誠ニ遺憾デア
リマス。然シ乍ラ、我々ハ早急ニ我方隣國ト協定
ヲ結ビ以テ兩國相互ニトツテ有利ナル關係ヲ樹立
シ得ルモノト今尙希望シテ居リマス。

EX. 547

Ref. Doc 1225

139

76

EX 4547

Ref. Doc 1225

日本ノ對華政策

一九三七年九月二日コロロンビヤ放送演説ニ於ケル外
務次官堀内謙助氏ノラヂオ演説

米國ノ友人諸君、

私ニ興ヘラレタ數分間ニ日本ノ對華政策ノ基本的
様相ニ關シ少シク諸君ニ話シテ見タイト思ヒマス。

コレハ我々ノ傳統的友人即チ我々ガ相共ニ不斷ノ
平和ト友好トヲ享受シテ來タ合衆國々民ニ極東ニ
於ケル現下ノ情勢ヲ一層ヨク理解シテ貰キタイト
イフ希望ヨリ出タモノデアリマス。

我々ノ平和ヲ希フ氣持ハ諸君ト同様強イモノデア
リマス。我々ノ信ズル所テハ國家ハ只單ニ平和愛
好ノ念ニ動カサレルダゲテナク更ニマタ平和維持
ニ必要缺クベカラザル諸條件樹立ニ實際ニ努力ス
ベキデアリマス。

コレコソ我々ガ常ニ努メテ來タ所デアリマス。

中國トノ關係ヲ強固且友好的ナ基盤ノ上ニ打樹テ
シトスル我々ノ倦ムコトナキ執拗ナ努力モ今次ノ
紛争ニヨリ阻害サレルニ至ツタノハ誠ニ遺憾デア
リマス。然シ乍ラ、我々ハ早急ニ我方隣國ト協定
ヲ結ビ以テ兩國相互ニトツテ有利ナル關係ヲ樹立
シ得ルモノト今尙希望シテ居リマス。

裏面白紙

Ref. Doc 1225

然ラバ我々ハ何故ニ武力ニ訴ヘナケレバナラナカ
 ツタノデアリマセウカ。先ツ第一ニ強調シナケレ
 バナラナイ。ハ、現在中國ニ在ル日本派遣軍ハ何
 ラ侵略的目的ノ爲ニ派遣サレタモノテナイ點、第
 二ニ我々ハ領土の企圖ヲ有シテナイトイフ點デ
 アリマス。我ガ軍隊ハ我々ノ合法的利益ヲ保護シ
 權益ヲ擁護シ我ガ國民ノ安全ヲ確保スル爲ニ中國
 ニ存在シテキルノデアリマス。コレ等軍隊ハソノ
 存在ヲ最早必要トシナイ限ニハ直チニ撤兵スルテ
 アリマセウ。

更ニ諸君ハ何方カ、ル軍隊ノ派遣ヲ必要トセシメ
 タカト御尋ネニナルカモ知レマセンガ、コノ質問
 ニ答ヘルニ當リ今次紛争ノ重ナル特徴ヲ要約サセ
 テ載キマス。我ガ國ヲシテ中國ヘノ増援軍派遣ヲ
 決意セシムルニ至ツタ今次紛争ノ直接原因ヲ先ツ
 説明シ、次ニ事起ヲ斯クノ如ク重大化セシメタソ
 ノ由ツテ來ル所遺キ根本原因ヲ説明スルコトニ致
 シマス。

今次紛争ノ直接原因ハ、七月七日夜北京郊外ニ於
 テ我ガ守備隊ノ一小部隊ガ這都ノ空砲夜間演習ヲ
 實施中、中國兵ガコレニ發砲ラシタノニ始マリマ
 ス。

實際問題トシテ中國ニ守備隊ヲ有スル點外國軍隊

裏面白紙

140

2

141

Ref. Doc 1225

ハ中国トノ一九〇一年ノ國條協定ニ依リコノヤウ
 ナ實習ヲ行フコトガ出來ルノテアリマス。日本ハ
 直チニ現地反ビ北京ニ於テ外交手段ヲ以テ平和的
 且ツ局地的ニ之ヲ解決シ、以ツテ本事件ヲ最小限
 度ニ啞止メント努力イタシマシタ。シカレニ中國
 中央政府ハコノ友好的ナ申出ノ受諾ヲ拒絶シ、地
 方ニ於テ締結サレタ協定ハイカナルモノモコレヲ
 認メザル旨聲明シ北中國ニ大軍ヲ集中シ給マシ
 タ。我々ハコノ不幸ナル事件ノ急遽且平和的解決
 ヲ實現ノ時間マテ希望シテ居リマシタ。シカレ南
 京政府ノ採ツタ挑発的措置ニ従ヒ、北中國ニ於ケ
 ル我方守備隊反ビ居留民カ完全ニ驅逐サレシマ
 フ危険ヲ避ケルタメ、ツイニコレガ對策ヲ講ジル
 ノ已ム無キニ至リ、斯クシテ日本政府ハ増援軍派
 遣ヲ決意シタノデアリマス。爾來紛争ノ舞台ハ、
 外國人が多數居留シ、多クノ國家ノ權利及ビ利益
 ガ結ビツイテキル上海トイフ人口稠密ナ國際都市
 ニマテ波及シマシタ。北支争戰以前ニ於テスラ、
 中國正規軍兵士ハ、保安隊トシテ知らレテキル武
 裝警察隊所屬隊員ニ扮装シテ上海ニシメビ込シテ
 居マシタ。コノ事ハ中國反ビ日本方諜報シ合衆國、
 大英帝國、佛蘭西反ビ伊太利方諜報シタ一九三二
 年ノ休戰協定違反テアリマシタ。不協定ハ國際租

裏面白紙

141

141

Ref. Doc 1225

界ノ安全ヲ確保スルタメニ作ラレタモノデ、上海
及ビ其ノ附近ニ特別區域ヲ定メ、同區域内ニ於テ
ハイカナル種類ノ敵對行動モ之ヲ禁ジテアリマス。
中國側ハコノ取極メヲ故意ニ無視シ、同租界ノ日
本人區域附近ニ大軍ヲ集中シ各級軍需工率ヲ築造
シ、以ツテ同地ノ我が三萬ノ居留民ノ安全ヲ脅カ
シタノデアリマス。更ニ中國保安隊ハ突如トシテ
我が陸戰隊ノ士官一名及ビ兵一名ヲ殺害シ、タメ
ニ事懸ハ一觸即發ノ危險ヲ孕ムニ至リマシタ。
我が政府ハ、如何ナル急ニモ應ジ得ル様、挑駁的
ナ中國軍ニ比シ著シク劣勢ナ僅少ナル我が海軍兵
力ヲ増強シマシタ。
我々ハ上海及ビ其ノ附近ノ日本人ノミナラズ外國
人ノ生命財産ノ安全ヲ心カラ希ツテキルノデ、日
本政府ハコレ等地域ヲ戰斗ノ慘禍ヨリ守ルタメア
ラユル手段ヲ盡シテ來マシタ。我が陸戰隊ハ嚴格
ナル軍律ノ下ニ隠忍ニ隱忍ヲ重ネテ行動シ、他方
政府ハ中國側方國際租界附近ニ集中セルソノ軍隊
ヲ撤退セシメルナラバ、我が陸戰隊ヲモトノ地點
ニ戻ス用意アル旨聲明シマシタ。シカルニ中國側
ハコレ等軍隊ヲ撤退セシメル所カ我が海軍部隊ニ
對シ、攻勢ニ出テ上海ニ於ケル戰綫ヲ激化セシメ
マシタ。

裏面白紙

142
4

143

Ref. Doc 1225

マタ附ケルヘテ置カネバナラナイノハ、我ガ海軍局
 兵艦後發信号ガ悪化シマシタノデ、我ガ政府ハサキ
 ニ言明セル不測大万計ニ則リ、漢口及其他ノ中國兵
 艦ノ在留邦人引揚ヲ命ジマシタ。カクノ如キ引揚ケ
 ハ我ガ同胞ガ永年ニ亘リ營々トシテ築キ上ゲタ酒藥
 上ノ利益益々全ク侵蝕ニスルニ等シイモノデアリマ
 シタガ、不幸ナル事件ヲ避ケル豫防手段トシテ必要
 ナル措置ヲ考ヘラレタノデアリマス。
 マタ更ニ附ケ加ヘナケレバナラナイ點ハ、上海ヲ戰
 斗ヨリ免カレシメントスル外國領ノ榮榮ニ對シ我ガ
 政府ガ好意アル考慮ヲ拂ツテキタ先、中國領ハ突
 如トシテ國際租界、我ガ總領事館、我ガ軍艦ニ攻撃
 ヲ加ヘ、空中ヨリ無法別動隊ヲ行ツタノデアリマス。
 シカシテ我ガ軍モ當然之ニ報復スルノ已ムナキニ至
 リマシタ。
 貴國海軍方上海租界ノ正規海軍ヲ増強スルト、
 イフ貴國領ノ報復ハ、アノ國際租界ニ於ケル暴行ノ
 意大往ヲ諸君ノ圖報ニ刻ミコシタ事ハ疑ヒノナイ所
 テアリマス。我々ハ同市ノコノ住者ニ信ミ、中國軍
 艦ノ不法行為ヲ斷乎トシテ停止セシメ、同市ガ今後
 再ビカ、ル不幸ヲ蒙ラサルヤウ有欲ナル措置ヲ講ジ
 タイト存ジテ居リマス。在上海ノ我ガ兵力増強ニヨ
 リ同市ノ國際租界ニ平和ト安全ガ取戻サレルモノ
 ト考ヘマス。

裏面白紙

5

1119

Ref. Doc 1225

次ニ云々行ノ根本原因一即チ今日中国ニ備キツッア
ル推進力ヲ簡單ニ説明サセテ説キマス。ナゼナラ
バコレヲ理解スレバ諸君ハ各層問題ノ眞ノ性質ガ
記述出来、是イテハ我ガ政府今日ノ立場ヲ明ラカニ
スルカラテアリマス。

私ノ申ス推進力トハ進征部隊ヲ登ヘツ、アル中国
ノ國是國策ノコトテアリマス。コレヲ勢力ノ今日ノ
究極ノ目的ハ、中国指導者達ノ言明ノ如ク中国ヲ組
織化セル國家ニ統一シ、コレニ活ヲ入レルニアリマ
ス。日本國民モコノ目的ニ對シテハ共感ヲ有シテ居
リマス。我々ト云ハシマシテハカクノ如キ中国ノ出現
ヲ心カラ望ムテ居リマス。ナゼナラバカクシテ論メ
テ憂慮ニ於ケル安定ト利益トヲ享受シ得ルカラテア
リマス。然シ乍ラ不幸ニシテコレヲ中国指導者ハソ
ノ目的達成ニ誤ツテ手段ヲ選ンダノデアリマス。彼
等ハ過去数年ニ亘リ、軌跡ナル運動ヲ續ケ來リ、コ
レヲ復舊ノ政策トシテ、即チ南京政府ニ對スル統一
セル國民ノ支持ヲカチ得ル手段トシテ採用シテキル
ノデアリマス。マダ過激分子ハ最近數年間力ヲ合セ
テコノ反日運動促進ニ努メテ居リマス。
共産主義者ガ世界的ナ反日運動ニ於テ重要ナ役割ヲ
果シテ來テキルノハ當然デアリマス。マダコレヲ分
子ハ、全世界ノ現在ノ政治的社會的環境ヲ破壞セン
ト目シム共産主義インターナショナルニ支持サレテ

144
6

145

Def. Doc 1225

ナルコトモヨク知ラレテ居リマス。コレラ分子ガ今
 日中国ノ運命ノ方向ヲ定メツツアル勢力テアリマス。
 コレラコソ日本ガ争ハテケレバナラナイ勢力、即チ
 一ツハ共産分子テアリ、一ツハ共産主義テアリマス。
 コレラコソ中国共産主義ノ根本原因ニ潜ンテ居ル勢力
 テアリマス。
 日本ハ國家安泰ノため、又東亞細亞ノ平和ノため、
 コノ共産主義ノ脅威ヲ根絶シナケレバナリマセン。
 従ツテ我々ハ、シバシバ共産主義ノ危険ニ對シ中国
 政府ノ注意ヲ喚起スルト同時ニ反日運動ノ取締リ方
 ヲ奨励シタノデアリマス。シカドニ中国政府ハ我々
 國ノ言論ニ耳ヲ傾ケル所カ、共産主義者ト手ヲ握リ
 ソノ反日運動ニ参加シ、爲ニコノ運動ハ益々暴化シ、
 コレカタメ日英關係ヲ益々悪化セシメ、我々ガ万ノ努力モ總テ水
 泡ニ滅シタノデアリマス。
 我々ガ最後ノ目的マテソノ同盟ニ努メテ來々重大紛
 争ガ、今日ナホ進行シテ居ルコトハ誠ニ遺憾トスベ
 キデアリマス。然シ冒険ニ於テ進ベマシタ如ク我々
 ハ未ダ平和ノ希望ヲ失ツタ譯テハアリマセン。
 日本ハ中国ト相和シ精誠ヘテ在キテ行カネバナラナ
 イコトハヨク承知シテ居リマス。何故ナラバ結局我
 々ハ密接ナル隣同志テアツテ、お互ノ幸福ノため友
 好ノ誼ミヲ養フテ協力スベキデアリマス。
 廿世紀ニ亘ル紛争ヲ消滅シ給ビツケテ居リマス。政治

裏面白紙

145 7

146

Ref. Doc 1225

的デナケレバ経済的ニ、イヅレモ其ノ一方ヲ失ヘバ
 生キテ行ケナイノデアリマス。コノコトハ基本的ナ
 眞理デアリマス。我々ハ中國ノ諸問題ニ同情スルト
 同時ニ我々ガ万ノ困難ヲ理解玩味シテ貸ヒタイノデア
 リマス。我々ハ再三ニ決ケ合ハネバナリマセン。外
 ニ手段ガ無イノデス。日華相互ノ理解コソ、日本ガ、
 中國ガ、漢族全體ガ平和ニ安全ニ生存シテ行ク爲先
 ツ第一ニ必要トスルモノデアリマス。コノコトモ又
 基本則チ我々デアリマス。

日本政府ガ今次戦争ニ關係シテソノ政策ヲ行ツテキ
 ルノモ實ニコレヲ眞理ヲ念頭ニ置イタ上デアリマス。
 我々ハ中國側ガコレヲ基本則チ眞理ヲ認ムニナルコ
 ト及ビ平和ガ早急ニ立長ルコトヲ心ヲ望ムンデ居リ
 マス。又日本ト中國トノ關係ガカクシテ新々ナル恒
 久則チ基礎ノ上ニ立カレルコトヲ深ク希望スルモノ
 デアリマス。

終リニ應ミ、日本政府及ビ國民ハ今次日華戦争ニ當
 リ貴國ガ日本ニ示サレタ態度ヲ深ク多トシテキルコ
 トヲ申述ベキト存ジマス。又貴國政府ノ公明ナル
 態度及ビ態度申出ハ我々ニトツテ深甚ナル感謝ノ的
 デアリマス。又中國ニ於ケル貴國官達代表者ガ同口
 在留ノ我ガ官民ニ與ヘラレタ好意アル措置ニ對シ、
 オ禮申上ゲル次第デアリマス。

裏面白紙

146

8

147

FK 2548

Def Doc No. 1074

自分儀我ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣替ヲ爲シタル上
ノ如ク供述致シマス

宣 替 供 述 書
坂 本 若 次

荒 木 貞 夫 其 他

(Handwritten notes on a slip of paper, partially obscured)

加 合 寮 口 其 他
對

手 橋

FX. 2148

Def Doc No. 1074

ノ 自分儀我ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣書ヲ爲シタル上
如ク供進致シマス

宣書 供進

塚本 若次

荒木 貞夫 其説

對

東京府藤原郡役所

亞米利加合衆國其他

宣書

裏面白紙

宣 管 石 洪 首 塚 本 浩 次

一、私は現在東京都武蔵野町吉祥寺二五四番地に住んで居ります昭和十九年一月経度の腦溢血に罹りそれ以來歩行不自由を感じ自宅で静養して居ります

二、私は昭和十八年八月退官する迄陸軍法務官でありました上海派遣軍に於ての履歴は大體左の通りであります

昭和十二年（一九三七年）八月十五日
第十編軍法務部長充用
同 年八月三十日

上海派遣軍法務官 同級察官
昭和十三年（一九三八年）二月九日

中支派遣軍檢察官、豫審官、裁判官
昭和十四年一月

内地に帰還
昭和十二年（一九三七年）九月上海上陸の頃松井軍司令官の命令に法

裏面白紙

務部長たる私も署名をして軍紀風紀の嚴守に口し靡下全部等に注意をしたことを記憶して居ります然し其の全文は今手許にありません
四 上海周辺の戦いが終了し中口軍の追撃に移った頃から法務部長としての私の仕事は従来に比較して甚しく多忙となりました南京へ入城してからも同様多忙でありました入城式の當日も四件位の事件を取調べたと思ひます

五 私には松井軍司令官の命令を帶し作戦要務令の指示する處に従ひ軍紀風紀を改る考に對しては嚴重に之を戒諭し處す所はなかつたと考へて居ります各部隊としては上海派遣軍法務部が餘り嚴罰を科し微細な罪をも糾明する態度を非難することもあつた程でありました

陸軍省の法務局員であつた大塚操中佐が當時現地へ連絡に來たときに右の様な非難のあることを私に聞かせたのであります

然し私は松井軍司令官の意のある處を汲み且軍刑法の指示する處に従ひ嚴重に法務を遂行しました

六 南京入城後日本兵による不法事件があり私は之を取調べたことを記憶

して居ります。而して入城式の當日松井司令官は各部將校を集め不法事件の發生を語り軍紀風紀の維持を嚴守する様申渡された事を記憶して居ります。

七、私が訪問した人名で私の「雜記帳」に記載してあるものは末尾に記載してある通りであります。然し此の外にも未だ記載漏れのものがあると思ひます。兎に角上海派遣軍の法務部が取扱つた事件、人名、處罰は全て陸軍省法務局に報告しましたからそれによれば判明する筈であります。此の記録が凡て焼却された爲め詳細の事は今不明であります。私の記憶では二十行野紙に六枚位の報告はした筈であります。少くとも百二十件位は確實に報告したと思ひます。

八、右の行軍途中に將校は四人か五人だつたと思ひます。其の他は兵卒による散発的な事件が大部分だつたと思ひます。罪種は主として横暴、窃盜であり強姦、傷害は少くそれに起因する致死は極めて少なかつたと記憶して居ります。殺人も二三件あつたと思ひます。然し放火犯を報告した記憶はありません。又集団的虐殺犯を取扱つ

裏面白紙

た。こともありません
九法務部では犯罪の捜査はなく軍司令部に直屬する憲兵が捜査したる
上法務部へ送致して來ますそれに基いて證據蒐集をなし起訴するので
あります

裏面白紙

田	佐	倉	鈴	藤	高	吉	川	相	野	宮
中	藤	田	木	井	橋	田	西	馬		浦
藤		和	正		留	詩	聖	鏡	六	基
太郎	某	夫	元	某	一	夫	一	郎	三	
	上	上	藤	日	濱	内	石	原	安	
	田	村		邊	宮	田	川	保	田	
	一		高	好			清	敏		
	郎	隆	治	茂	雄	某	治	孝	誠	
	北	本	恒	佳	辻	伊	大	山	品	根
	村	口	岡	村	本	藤	西	追	川	井
	角	吉	利	只	政	喜	竹	野	初	
	一	太郎	一	一	繁	之助	二	助	雄	正
	天	深	大	望	小	廣	山	常	野	土
	野	澤	西	月	野	崎	本	次	見	田
			悅	草	外	健	詩	實		
	外	郷		兵	一	吉	記	義	某	尋
	十	三	某	治	名	某				
	名									

軍紀違反者人名表

(昭和十二年九月より昭和十三年二月に至る日)

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）二月二十六日於

供 送 者 塚 本 浩 治

右ハ菅立合人ノ百前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於 京 京

立 合 人 伊 藤 浩

裏 面 白 紙

フ 良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓

宣
誓
書

(署名
捺印)

塚
本
浩
次

8

裏面白紙

清和一郎

22-5-5
in 1. 1.

診 新 察

東京都北多摩郡武蔵野町吉祥寺二五四六
塚 本 浩 次 殿
明治拾五年十二月二十三日生

一、發病及ビ經過、昭和拾九年一月二十一日朝起床時ニ右手及ビ右足ニ輕
キ麻痺ノ感ヲ覺ヘ右手ノ運動稍不十分、歩行ニ輕キ障礙アリ其ノ後今
日ニ至ル迄前記ノ障礙ハ治癒セザルノミナラズ稍増悪ノ傾向アリ、
是ハ夏期ト雖亦尚々言語ハ微々滯滯ヲ覺ヘ記憶力ハ幾許減弱ノ感アリ
膝下股浮腫等病ノ傳染ヲ併發シタルコトアリ

一診 脈、 經にノ脈出直

一治 療、 外出ヲ禁ジ安靜ヲ命ジ時ニ服ミテ服藥セシメタリ、 今後

モ是安靜ヲ守ル必要アリト認ム

右之通乃診 候也

昭和二十二年四月十六日

東京御杉並區東田町二丁目百五十番地

白 師 松 岡

登

挿入不明(清和)

162/162 #1390

裏面白紙

EX 2549

LOC # 523

福東國陸軍事故判所

其他

其他

昭和十二年八月
陸軍歩兵少尉任官
任陸軍歩兵大尉

供送者

キツ

カワ

吉

川

正

治

自分義我選ニ行ハルル方式ニ従ヒ先ヅ別紙ノ通り宣言ヲ爲シタル上次ノ如ク供送致シマス

一、私ハ大正三年(一九一四年)一月三十日本籍地熊本縣上益城郡御船町大字御船七六〇番地ニ生レ現在廣島市己斐中町四一七番地ノ五ニ居住シテ居リマス

二、私ノ経歴ノ大要ハ左ノ通りデアリマス

昭和八年七月 陸軍士官學校卒業

同 年十月 陸軍歩兵少尉任官

昭和十二年八月 任陸軍歩兵大尉

EX. 2149

LOC 223

東京國陸軍審判所

亞米利加合衆國 其他

封

荒木 貞夫 其他

宣 誓 口 供 書

供 送 者

キツ カワ

吉 川 正 治

自分義我軍ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣言ヲ爲シタル上テ次ノ如ク供送致シマス

一、私ハ大正三年(一九一四年)一月三十日日本籍地熊本縣上益城郡御船町大字御船七六〇番地ニ生レ現在廣島市^{コヒ}已^{コヒ}變^{コヒ}中町四一七番地ノ五ニ居住シテ居リマス

二、私ノ経歴ノ大要ハ左ノ通りデアリマス

昭和八年七月 陸軍士官學校卒業

同 年十月 陸軍歩兵少尉任官

昭和十二年八月 任陸軍歩兵大尉

裏面白紙

昭和十四年 五月 陸軍大學附
 歩兵第二十三聯隊歩兵中隊長
 昭和十六年十一月 南方軍總司令部附、後ニ同軍參謀
 昭和十七年 八月 任陸軍少佐
 昭和十八年 十月 大本營陸軍參謀兼參謀
 本部々員

終戦ニ至ル

二、私ハ一九三八年八月カラ同年十月末迄第六師團ニ屬スル歩兵第二十三聯隊ノ中隊長トシテ漢口攻陥戰ノ際ニ先頭部隊トシテ漢口ニ入城ヲ致シマシタカラ私ガ漢口入城當時ノ數日間ノ偵察ニ付テ申述ベマシ。

四、漢口攻陥戰テ最大ノモノハ大別山脈ノ作戦デ其ノ以外ハ追撃戰デアリマシタ。漢口東北方ノ蕪湖デ三千位ノ隊ト交戦シタノガ最後デアリマシテ、アト三十里位ノ間ヲ四日ヲ費シテ漢口ニ入城致シマシタ。然シ其ノ三十里位ノ間ニ於テハ戰鬪ヲ挑ム敵ハ一兵モナク進攻ヲ續ケタノデアリマス。而シテ漢口ノ北方我軍山ノ手前迄進撃シテ來タトニコロ敵ガ張公瑛

裏面白紙

ノ堤防ヲ損壞シテ逃ゲタ爲ニ其ノ附近一面ニ水ガ氾濫シテ居リ又橋モ破
壞サレテ居リマシタノデ吾々非常ニ苦心シテ舟デ河ヲ渡ツタノデアリマ
ス。而シテ舟ガ少ナカツタ爲ニ適分時間ヲ費シマシタ。

五、吾々ノ編隊デハ第二大隊ガ先頭ニ進ンデ行ツタノデアリマシタガ最初
ニ渡河シタノハ第一大隊ガ次ガ第二大隊其ノ次ガ第一大隊ノ順序デ渡河
シタノデアリマス。斯様ニシテ三日辰ニ漢口市河ニ入ツタノデアリマス
ガ外國租界ガアリマスノデ外國人ノ案内者ヲ先頭ニ立テ之ニ導カレテ入
城シマシタ。而シテ外國人ノ護衛ヲ受ケ又護ニ充分ノ注意ヲシテ軍隊全隊
ガ衣服ヲ清潔ニシ候任ヲ務ヘ秩序正シク入城シタノデアリマシテ其ノ道
ノ兩側ニハ多量ノ外國人ガ之ヲ見物シテ居リマシタ。

吾々ハ入城ト共ニ糧食ヲテラシクテ宿舎ニ入ツタノデアリマスガ長イ間ノ職
員ヲ終ヘテホツトシタ氣持ニナツタノデアリマシテ漢口入城ハ全ク平穩
程ニ秩序正シク行ハレタモノデアリマシテ夫レハ一九三八年十月二十六
日デアリマシタ。從ツテ斯様ナ有様デ入城シタ軍隊ガ暴行其ノ範圍通ニ
ナル議ナ行爲ニ出ヅル筈ハナイト思フノデアリマス。

裏面白紙

六、漢口攻路隊ニ際シテハ師團司令部カラ指令ガアリマシテ軍紀ヲ嚴正ニシ若シ之ニ違背シテ單獨行動ヲ採ル隊ナ者ニ對シテハ最重ニ處罰スル事ヲ軍隊ニ申シ渡シテアリマシタカラ何等ノ問題ニナル隊ナ事件モ起ラナカツタノデアリマス。漢口占領ハ實ニ慎範的ノモノデアツテ暴行掠奪等ハ全クナカツタ事ヲ確信シテ居リマス。

七、入城當時外國人ノ居住スル所ハ電燈ガ燈々ト暗サレテ居リ日本租界ガ隊兵ニ燒カレテキタ以外全然被害ハアリマセンドシタ。日本軍ノ飛行隊モ市街地ハ全然掃蕩シナカツタノデ日本軍以外ノ砲ハ少シモ損傷ヲ受ケテ居リマセンドシタ。

一九四六年十二月十二日

於第一復員局

菅川 正治

右ハ各立會人ノ面談ニテ宣旨シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明ス

同日 於口所

立會人 國分友治

裏面白紙

LEY LOC N 332

フ 良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ試秘セス又何事ヲモ附加セサルコトヲ誓

宣 誓 書

吉 川 正 治

裏面白紙

EX. 2550
Def. Doc. # 1435

Takahashi

宣誓口供書

荒木貞夫 其

從 違 者 吉 川 源 三

自分機我國ニ行ハルル方式ニ従ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シ
タル上次ノ如ク供述致シマス。

一、私ハ明治三十九年九月十四日日本籍地テアル島根縣杵築郡

淺津村大字南谷ニ生レ現在モ同所ニ居住シテ居リ。

二、私ノ略歴ハ陸軍士官學校及陸軍大學ヲ卒業シ誓口談略隊

當時ハ第六師團後方主任參謀デアリマシテ終戦ノ時ハ陸軍

中佐デアリマシダ。

三、私ハ南京攻略以後ノ作戦準備ノ爲メ現地ニ行ツタノデア

EX. 2550

Def. Doc. # 1435

1 Tok

22

東京國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其 他

宣誓口供書

作證者 吉 川 源 三

自分機我領ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シ
タル上次ノ如ク宣誓シマス。

一、私ハ明治三十九年九月十四日日本籍地テアル島根縣杵築郡

淺津村大字南谷ニ生レ現在モ同所ニ居住シテ居ラス。

二、私ノ略歴ハ陸軍士官學校及陸軍大學ヲ卒業シ爾レ京略職

當時ハ第六師團後方主任參謀デアリマシテ終戦ノ時ハ陸軍

中佐デアリマシタ。

三、私ハ南京攻略以後ノ作戦準備ノ爲メ現地ニ行ツタノデア

裏面白紙

裏面白紙

リマス。第六師団ハ一九三八年十月二十日頃カラ漢口ニ向ヒ攻進ヲ開
始シ黃陂ヲ破ナク突進シ漢口ニ迫ツタメテスガ漢口ノ北方龍家山迄來
ルト支那艦ニ於テクリークノ機銃ヲ破壊シタ爲ニ水ガ一面ニ氾濫シテ
船ヲ渡河セネバナラマ有テアリ而カモ舟ガ少カッタノテ相當ノ時間
ヲ要シ突進シテキタ兵ハ此處ニ停滯セザルヲ得ナカッタノテアリマス。
同所ヲ渡河スレバ倉々一區漢口ニ入城スル事ニナリ豫テ知司令官カラ
軍紀、風紀ニ付テ厳正ナル命令ヲ出テ行リマシタノテ其ノ命令ヲ「ビ
ラ」ニシテ軍隊ニ配布シタノテアリマスガ、夫レハ支那住民ニ對スル
態度ヤ心構ヘニ關スル事ニ市街地ニ關スル注意等ヲ寄イタモノテア
リマシテ軍紀、風紀ヲ遵守シ市街地ノ混亂ヲ防止スル謹警告ヲ兵ヘタ
ノテアリマス。

四

、折津ニシテ漢口入城ハ慎重ニシタノテアリマスガ渡河後漢口ノ城外
附近ニ於テハ全然戦闘ハナク漢口入城ハ全ク平和的に入城ト同様テアリ
マシテ此ノ入城ノ榮譽ヲ先頭ノ一隊ダケニ與ヘルノハ如何ト思ヒマシ
タノテ牛島旅團長トモ連絡シテ佐野師団長ヘ二十三時餘一ノ外第四十五

Ref. No. # 1435

Doc No: #1435

五、右ノ如キ事情テアリマシタカラ其口ニ於テ日本軍ガ暴行掠奪強姦其
ノ親類也ナル非行ヲナスガ如キハ豫想シ得ナイコトガアリマスシテ其
リ左様ナ事情ノアツタ事ヲ見タコトモナクモ其カズ何等ノ報告ヲ受
ケタ事モアリマセンデシタ。

昭和二十二年一月二十二日

於 鳥取縣東伯耆郡後津村大字
南谷

吉 川 源 三 3

右ハ省立台人ノ手前ニテ宣旨シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日同所

立會人 今 成 泰 郎

裏面白紙

Ref. No. # 1435

寛
裕
書

良心ニ極ヒ難實ヲ述ヘ何事ヲモ談爲セス又河影ヲモ付加セサルコトヲ

吉
川
源
三

164

-4-

165

裏
面
白
紙

無東國派軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒 木 貞 夫 其他

宣 口 供 審

供 地 者 吉 島 戒 三

22
22
22-5-6 (150)
多クシテ
(文部省)

自今以後...方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ所リ宣審ヲ爲シタル上

一九〇六年十一月十一日名古屋東白蠟町ニ

多クシテ...三二八番地デアリマシテ列

右ノ東京都葛飾區尾井町四ニ住ッテ居リマス

ニ私ノ屋敷ノ大畧ハ次ノ如キデアリマス

昭和二年十月 小附任官

同十三年六月 務二... 藤原大...

2551
LIF LOC. 291

1

165

Ex 2551
LIF LOC. 291

22

知事官房秘書長判所

亞米利加合衆国其他

對

荒木貞夫 其他

電 口 供 書

供 携 者 菅 橋 戎 三

自分信親目ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り電書ヲ爲シタル上
次ノ如ク供進致シマス

一 叙ハ明治三十九年(一九〇六年)十一月十一日名古屋東白蠟町ニ
生レ本籍ハ東京都北多摩郡三井町幸屋二二八番地デアリマシテ自
在ハ東京都葛飾區龍井町四ニ住ツテ居リマス

二 叙ノ経歴ノ大要ハ次ノ通りデアリマス

昭和二年十月 小駐任官

同十三年六月 第二總隊副大隊長

1

115

166

裏面白紙

- 同 十三年十月ヨリ
- 同 十四年八月マデ 主トシテ漢口駐勤
- 同 十三年十一月 第十一ニシテ漢口駐勤
- 同 十五年十月 支那派遣軍参謀
- 同 十六年十月以後 陸軍大尉官後侍従武官

英私ハ漢口攻守戦ノ時大尉ヲ第二軍ノ参謀部附デアリマシタ第十六
 師團ト共ニ大別山ヲ奪ヘ一九三八年十月二十五日第六師團ノ一部
 ガ漢口ニ侵入シ漢口ハ同月二十七日ニ日本軍ノ手ニ落チタノデア
 リマス

私ハ十月二十五日ニ電報ヲ大平参謀ヲ頼ミシテ漢口入城ノ準備ヲ
 スル様ニ命ゼラレマシタノデア采埠ヲ大平参謀ト聯合ヒ十月二十九
 日午後漢口東北方約六軒ノ礮臺山カラ漢口ニ入ツカノデアリマス
 當時張公塹ノ外側ハ包圍シテ居リマシタ

私ハ之ヲ總ヘテ江漢中線ニ置キ第六師團司令部ニ行キ師團長劉
 中將ト連絡シテ漢口入城ノ要子ヲ評加ニ授ケシ又細カニ市内外ヲ

支那 100. 591

8

166

裏面白紙

巡視シタノデアリマス

而シテ灣口入城ハ誠同モナク平穩裡ニ行ハレク軍並ニ兵士ノ操業
暴行強盗等ノ他殺傷等ノ事件ハ全クナカウコトヲ確カメマシタ
私ガ灣口ニ参リマシタ時ニハ勿論市内ハ一發ノ銃聲モ聞カナイ
平和ナ姿デアリマシタ

灣口入城ノ際ハ軍司令官カラノ命令デ第六師団ノ内ノ這般サレカ
一ヶ隊陰ニ足リナイ儘カノ部隊ガ管備ノ爲市街地ヘ入城ヲ許可セ
ラレタ丈デ他ノ兵ハ灣口カラ十軒以内ノ地ヘハ全ク入ルコトヲ禁
ゼラレテ居リマシタ

9

輿軍ガ灣口ニ入ルト全ク同時ニ海軍モ江上ヲ灣口ニ到着シマシタ
又江上ヲ攻メ上ツタ艦隊モ到着シマシタガ皆上陸ヲ禁ゼラレテ江
上ハ兵ヲ滿載シタ艦ヲ一俵デアリマシタ

私ハ二十九日ノ午後灣口ニ入ツテ灣口ノ郊外ヲ到ル所廻リマシタ
ガ傍停ナドハ全ク見カ事ガアリマセンデシタ

私ハ其時カラ翌年八月迄灣口ニ居タノデヨク灣口ノ各方面ヲ巡視

IF 100 # 291

167

裏面白紙

シタノデスガ若シ敵ガ赤氣ヲ抵抗シカラ武備三信ノ政府ハ容易ナ
コトデハナカウカラウキ敵ノ抵抗ハ思ガナカウカキガ島氣ノ爲メ
華デアツカト同時モ警ヘカノデアリマシカ

同軍司令官カラハ軍紀ヲ付テテニ以テ命令ガ出テ居リマシタ
一方ハハ組織的ニ思ハシイ犯罪ノ発生ヲ防グ爲メ安撫隊ニ付テハ
随分心配シタノデスガ私ハ十一月一日揚子江ヲ過リテ漢口ニ着イ
タ日本女ノ暴行ヲ見テ程イタ程デアリマシタ。斯様ニシテ軍紀
法外ノ暴行者ハ之ヲ懲罰ニスル一方安撫隊ノ設備ニハ充分注意
シタノデアリマス

漢口入城ノ後ハ前線ノ通り第六師團ノ牛島尚少将ノ指揮スル一小
部隊ガ警備シテ居タノデスガ岳州攻取ノ爲メ第六師團ノ南下ニ伴ッ
テ第二軍ヲシテ漢口ヲ通過セシムルコトニナツカノデアリマス
軍デハ各師團カラ糧糧シカ糧少減ノ部隊ヲ入城サセテ軍紀ヲ嚴守
ニシ外人ニ笑ハレヌ様ニ努メマシテ領ノ大部隊ハ郊外ニ陣屯サ
セテ町ノ中ヘハ入レナカウカノデス。佛國租界ノ佛人達ハ日本兵

117 LOC # 891

裏面白紙

ノ軍紀風紀ノ嚴肅ナコトヲヨク知ツテキテ暮ンデ附リマシカ
 軍隊ヲ嶺口ニ入レル事ガ察セラレテキル爲十一月三日第十三師團
 ノ警備隊ヲ嶺口郊外ノ汚イ建物ニ宿營サセルコトヲ命ジカトキ其
 ノ副官ガ昂登シテ私ノ所ヘ「軍隊ヲ侮辱スルモノダト」怒鳴リニ
 來マシカガ命令ヲ如何ニシテモ市街ニハ入レル事ニハ行カナカッ
 タノデス。又嶺口入城後日本軍ヲ使用スル地域ト避難民區トヲ明
 確ニ區分シ日露區ニ住ム支那人ニハ特別機關ヲ安居説ヲ行シテ
 持タセテ置イテ間諜ノナイ事ニサセマシカ
 兎ニ角兵士ガ支那人ニ對シテ愚對ニ不法ナ行爲ガナイ様ニ詳細
 ナ注意ト及意ヲ監督ウシタノデアリマス
 夫デアルカラ嶺口ニ於テ支那民衆ヲ殺害シカトカ限シタトカイ
 フ事ナ不詳事ハ皆無デアツタコトヲ言ハスルモノデアリマス
 唯シカシ嶺口ニ入城後園ツカ事ハ火災デアツテ之レハ支那ノ軍隊
 隊ガ侵入シテ來テ放火シタモノデア之ニハ際分無マサレマシカ

5

169

107. 201

裏面白紙

171

一九四六年十二月二十三日

於東京部白河區紀尾井町四

吉 信 藏 三

右ハ管立イ人ノ所請ニテ管轄シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明ス

同 日 於 同 所

6

立會人 西 分 友 治

LIF LOC # 291

170

裏面白紙

LP 100 号 231

宣 諭 翁
良心ニ従ヒ眞實ヲ述ヘ御學ヲモ 誤極セズ又何事ヲモ 當
加セサルコトヲ 辨フ

吉 福 戒 三

7

171

172

裏面白紙

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

22-5-8 (172)
身代金返還
佐野幸彦

對

貞夫 其他

供

述者 証 言 書 第 1

自分幾發口ニ行ハルル方式ニ從テ先ツ別紙ノ通り宣旨ヲ得タル上次ノ
如ク供述致シマス
一 私人明治三十五年九月二十一日日本籍地東京都赤坂區青山高嶺町一二番
地ニ生レ現居ハ目黒區三谷町一四二番地ニ生ツテ居リマス
二 私人ノ經歷ハ同私五年前三月早稻田大學理工學部建築科ヲ卒業同年七月初
日新聞社入社現在同新聞編輯局勤務デアリマス又漢口攻勢時當時ハ同

EX. 2552
Def. Doc. # 924

福東園除算學級別所

運米判加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣旨口供卷

供送審 察 監 實 部

1

自分議我門ニ行ハルル方式ニ從ト先ツ別紙ノ通り宣旨ヲ然々タル上次ノ
如ク供送致シマス

一私ハ明治三十五年九月二十一日本籍地東京都赤坂區青山高嶺町一二番
地ニ生レ現住ハ目黒區三谷町一四二番地ニ生ツア居リマス

二私ノ經歷ハ同地五早三月早稻田大學農工學部農學科ヲ卒業同年七月朝
日新聞社入社現在同新聞編輯局勤務ニアリマシテ漢口攻時或營時ハ同

EA. 2552
Def. Doc. # 924

172

裏面白紙

「社社會部員デアリマシタ。

「私ハ社命ニヨツテ一九三八年十月二十五日朝九江カラ海軍ノ偵察機ニ
同乗機口七空三十米前ノ上空ヲ飛ビマシタガ其頃ハ機口市内ニハ日本
軍ハ未ダ入ツテキマセンデ々々北洋軍場上空テ成軍ニ就キサレマシタ、
其時機口市外ニハ日本軍ガ進ンデ來ルノト勅子江上ニ日本海軍ノ機
ガ列ヲ作ツテ機口ニ進ンデ來ルノヲ見マシタ
私ハ同二十八日ニ再ビ飛行機ヲ機口ニ入ツテ海軍部隊ノ遺留ニ入りマ
シタ此ノ時ハ江上ニ船ガ多数漂ンデキルノヲ見ヘマシタ

東京都豊島区有樂町二丁目三番地

朝日新聞社ニ於テ

昭和二十二年二月十日

此處著 齋 藤 實 郎

Doc. # 924

右ハ自立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所 立會人 今 辰 藤 実 郎

裏面白紙

175

宣 旨 音

良心ニ從ト眞實ヲ証ヘ何事ヲモ欺謬セス又何事ヲモ漏加セサルコトヲ

旨

昭和二十二年二月十日

齋 藤 貞 郎

3

Def. Doc. 924

174

裏面白紙

China phase.
Submissions V.

2025-6-182

E. 2553
Ref. loc # 955

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓口供書

供述者 大 木 榮 一

自分義我國ニ行ハルル方式ニ從ト先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
 如ク供述致シマス

一 茲ハ明治四十四年八月二十五日本籍地東京都建設局高田區一丁目二
 一五番地ニ生レ現住所ハ同都杉並區天沼三丁目七四一番地デアリマス

二 茲ノ經歷ハ昭和七年三月東京高等工業學校實業部卒業昭和十年東京制
 日新聞社入社寫眞部勤務現在同社出版寫眞部次長デアリマス

1

175

176

裏面白紙

三 弘ハ社命ニヨリ從軍記者トシテ漢口攻略戰ニ加ハリマシタ、一九三八
 年十月二十四日漢口郊外ノ寶陂カラ戰軍部隊ト共ニ進ンダノデスガ漢
 軍ノ豐草ハ敗走中ノ敵ト入り混ジツテ進ンダ儀ナハ懸テシタ、戰軍該
 ハ逃ゲ通レタ敵兵等ニハ見向キモセズ入城ヲ急イタノデアリマス、
 シカニ張公堤ノ手前迄來タ時ニハ其邊ハ一面氾濫シテ舟ヲ用ニ前道ヲ
 ヤメ我軍ハ前面戰家山ノ堤防ニ恃ルセル敵ノト一ツカヘ同ク山嶺、野
 地等ヲ侵蝕シ敵ヲ後方ニ逃走セシメマシタ。
 其頃漢口ノ方面ニ爆發ノ煙ガ幾ツモ立ち昇ルノガ見ヘマシタ、之ハ敵
 軍ガ漢口ノ日本租界ヲ暴ラセテ逃亡セタノデシタ。弘ハ渡河スル部
 隊ト共ニ其ノ夜ノ内ニ渡ルコトガ山菜艇中一部落ヲ這リ返クテ漢口市
 端レニ入ツタノデスガ先ニ入ツタ日本兵ノ姿ハホリ見掛ケマセンデシ
 タ、其夜町端ヲ宿ツタノデスガ翌二十六日朝前上リ赤木山嶺ハ敵ハ
 モウ逃亡セテシマツテイヨイヨ入城スルノガカラ瓶蓋ヲ蓋ヘテ見苦シ
 クナイ様ニセヨト命令シ我々新聞記者ハ朝日、毎日、復讐、同盟等ノ
 各記者ガ捕ツテ兩側ヲ一個小隊ノ兵デ守ラレ町ニ入ツテ行ツタノデス

Ref. loc # 958

2

176

裏面白紙

ガ北停車場ニ聚テ時敗殘兵ノ機銃砲弾ガ少ク聚マセタガ之ガ銃聲ヲ聞
 イタ最後デシタ、護河シタ部隊ハ徒テ盛列シテ進ンテ行キマシタ、
 正午頃私艦ハ燃エテキル日本租界ニ到着シマセタガ波門サレテキル日
 本領事館ノ所カラ右岸シテ伊租界ノ木柵ノ所ニ聚テ前進スルコトヲ命
 命シテキマシタラ佛宣教師デヤキノ一神父ガ聚テ日本軍ヲ案内スルコ
 トニナツタノデス、私ハ外國語ガ話セタノデ赤木參謀ヲ神父ト監ラサ
 セタノデアリマス、其時獨將波ノ外二人ノ外國婦人モ居リマシタ。赤
 木參謀ハ其案内サレル軍隊ニ更ニ身ナリヲ盡ヘリシモ五ヲ盡ヘテ固死
 ニ並バセテ進行サセマシタ。私達ガ市中ヲ廻ル所ニハ住民ガ家カラ視
 イタリ壁ノ排日文句ノポスター一等ヲハガシタリシテキルノラ團分見所
 クマシタ。

Dep. Rec. # 1057

倉中ニ死体毎ハ一ツモ見マセンデシタ。
 其頃日本海軍巡洋艦ハ原山ガ聚テ夫ニ從ツテ小舟カ多ク上ツテ聚マシ
 タ、其艦ノ江上ニハ米國砲艦ノ旗ヲ掲ノ外殆ンド船ハ居リマセンデシ
 タ。海軍ガ河口ニ入ツテ聚タノハ砲艦ノ入城一時間立テ陸海軍ノ交

3

177

裏面白紙

歌ヲ明治小學設トイフ學校ヲ行ヒマシタ。

漢口ニ於ケル陸海軍ノ分濟地區ハ江岸地帯ハ海軍ヲ進駐シテ反討
則ガ難攻デアリマシタ。

陸軍部隊ノ大部分ハ市外ニ居テ市内ニハ兵ハイクラモ入レマセンデ
タ。而シテ其師團ノ司令部ハ城外ノ甲午成ニ置イテアリマシタ。江岸
地帯ノ説詞ノ後ノ空地ハ居民區デスガ江岸地帯ハ日本兵ガ進駐シテ
テ兵艦ノ領事館ノ並ンデキル所ハ彼々ハ勿論武裝兵モ入レマセンデ
タ。

4

Ref. # 755

子江ノ水ハ河岸カラ一、二町引イテ廻リマシテ入城シタ十月二十五
日ニハ江上ニハ舟ハ殆ンドナカツタガ入城後ノ同二十六日ニハ舟ガ群
ガツテ浮ンデ居リマシタ。海軍モ兵ノ上陸ヲ禁止シテサタノデ其舟モ
隨分アリマシタ。又支那難民ヲノセタ深山ノ舟ガ江上ニ多クサン集
ツテ居リマシタ。漢口島落直前ニ漢口前ノ子江上ニ舟ガ殆ンド居ナ
カツタノニ陷落後ニ却ツテ多ク集ツテ來タノハ日本軍ヲ最初ニ恐レテ
キタガ危懼ヲ加ヘヌコトヲ知ツテ戻ツテ來タ爲デアリマス。日本兵ガ

178

裏面白紙

支那人捕虜ヲ虐殺シテ江上ニ投ゲ入レタコトハ全然ナカツタト証言致
 シマス。兎ニ角二十六、七日頃ハ銃声一ツ聞ヘナイ平穩ナ状態デシタ。
 市内ニ入ツタ日本兵ハ少数ノ上ニ普通ニ捕虜、所持品ノ整理整頓ニ忙
 シク余リ外出ノ暇モナク又外出ハ戒呼ク禁止ノ方針ガ採ラレテキマシ
 タ。市内ハ日本境界ガ端カレタ丈デ外ノ部分ハ全部封鎖デアリマシタ
 カラ各境界ヲ初メ全地域ハ二十八日ニハ早クモ感カニナリ出シマシタ。

昭和二十二年二月十日

6

於東京都豊町區有樂町二丁目三番地の日新聞証

供述者 大 木 泰 一

Ref. No. 958

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人 今 辰 泰 大 郎

179

裏面白紙

181

宣 書 書

良心ニ従ヒ眞實ヲ勉ヘ何事ヲモ談話トス又何事ヲモ附加セサルコトヲ

誓フ

明治二十二年二月十日

大 本 館 一

6

Ref Doc # 958

180

裏面白紙

22-5-6. 192

5/6 64.#
Ref No. #920



昭和十一年十月廿七日

皇軍討伐隊隊費判所

張米別加合衆國共他

對

荒木貞夫 共他

宣旨口決書

供述者 小川三郎

1

自分義我國に付ハルル方式ニ從テ先ヅ別減ノ通り宣旨ヲ爲シタル上次ノ
 用ケタセ致シマシ

一 私ハ大正元年八月十七日本編地新潟縣中魚沼郡中條村四五二番地ニ生
 レ現住所ハ千葉縣市川市國府臺三二番地デアリマス

二 私ノ經歷ハ昭和三三年(一九二八年)四月東京朝日新聞社ニ入社今日ニ
 至ツテ居リマスガ濱口政略戰ノ時ハ同新聞寫真部勤務デアリマシタ。

181

裏面白紙

東京朝日新聞寫真部員デアル私ハ社命ニヨツテ漢口政務署ノ實況報告
 ノ編々高麗部隊ヲ從フヨリテ九江カラ橋樑ヲ通電シテ幼子江ヲ廻リマ
 タタガ一九三八年十月二十日夕方漢陽軍ノ平田部隊ニ行キ會ツタノ
 デ之ニ從ツテ十月二十五日武昌ニ行キ二十六日ニ漢陽ヲ越テ漢口ニ入
 ツタノデスガ此ノ時幼子江ノ支流デアル漢水ノ江上ニハ穴小多數ノ船
 ガ停ガツテキテ一杯デアリマタテ岸ニ舟ヲツケルコトガ出来ズ幾隻モ
 ノ舟ノ上ヲ歩イタ棒ニツイタ程デアリマシタ。

私ガ直グ漢口ニ入ツタノハ日本軍ガ既に漢口ヲ完全ニ占領シテキルト
 思ツタカラデアリマシタ、厥ガ漢口ニハ日本兵ノ警カ見エナクテガラ
 ントシテイカザル氣味デアツタノデスガ漢陽ヲ越テ武昌ニ上ルダ
 ノデシタ。

十月二十八日再ビ武昌カラ漢口ニ入りマシタガ兵時ハモウ漢口直前ノ
 江上ニハ非常ニ多クノ舟ガ停泊シテキマシテ私ハ漢口ニ上ルスル際ニ
 ハ舟カラスダ江岸ニ上レズ停泊中ノ舟三、四十艘ノ舟ベリヲ傳ハツテ
 機請ニ上ツタ漢ナ譯テ岸ニ接近シテ舟ガ重ナリヨツテキマシタ。市河

del. since # 20

2

182

裏面白紙

184

ハ此ニ以前ノ繁華ナ欣慰ニ歸ツテサテ私ハ上陸早々料理店ニ行ツタ儀
ヲ有様ヲ平私欣慰ト殆ンド變リアリマシマシタ。
私ハ其後十一月一日迄濱口ニ留ツテキツノデスガ市内ノ欣慰ハ平常ノ
欣慰ニ完全ニ復シテシマシマシタ。
私ハ十一月二日迄六師團ニ從ツテ岳州ニ向ツテ山良口ヲ去リマシタ。

於東京都通町區有樂町二丁目三番地初日誓詞証
為西二十二年二月十日

共 証 者 小 川 三 郎

右ハ誓亡者人ノ面前ニテ宣誓ノ上署名捺印シタルコトヲ證明セマス
同日於同所

立 証 人 今 及 泰 太郎

Ref Doc # 920

183

裏面白紙

185

証 書

長心三徳ト長賢ヲ姉ハ何跡ヲモ獄録セス又何野ヲモ雨加セサルコトヲ

證フ

昭和二十二年二月十日

小 川 三 郎

-4-
-4-

Ref. No. 7 420

184

裏面白紙

China phase Submission

2555

2/1/42

H-1652

自分供投付ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ開紙ノ封リ宣ニテ爲シタル土次ノ如ク供送文シマス

保京口陸軍司令部所

亞米利加合衆國 其值

荒本 貞 夫 其值

宣書供送書

供送書 池 田 直 三 郎

1

185

China phase

186

裏面白紙

187年 142

一 私ハ明治二十年三月二十一日本籍地テアル和歌山市北町二十二番地ニ生レ現在東京都杉並區荻窪二丁目九十八番地ニ住ンテ居リマス。

二 私ハ昭和十三年七月第四師団第一兵站司令官(大佐)トナリ武漢攻落及ニ参加シ漢口ニ陸軍シテ居リマシタ。

三 私ハ最初安良ニ上陸シテ第二軍補給ノ任ニ當リ其後同年十月中旬畑中支派遣軍司令官ノ命ニヨツテ安良ヲ出發九江テ派遣軍司令部ト連絡、漢口攻落ニ付キ同地ノ外國利益及中國一派人民ノ生命財產保護ニ關スル詳細、具體的措置ニ付キ訓令ヲ受ケ艦ヲ同地ヲ出發同年十一月二日陥落後ノ漢口ニ上陸致シマシタ。

漢口上陸ノ際ノ揚子江上ニハ外國砲艦二隻砲撃シ(第三口ノ口旗掲揚)居リジャンク其他ノ大小船舶ガ千隻以上モ浮ンテ居リマシタ、江岸道ニハ何ノ被害モナク平常ト變リナイ様子デシタ。

上陸後ハ兵站本部ヲ江岸地帯附近ノ三井物産ノ支店内ニ置キ軍隊ノ宿營給與ノコトヲ取扱ヒマシタ、物資ノ入手ハ中國人ヨリ直接正式購入シ各種人夫ノ賃銀等ハ其日々々ニ支給ツテ居リ、兵隊ガ勝手ニ中國人ノ

Ref. loc # 1142

所ニ取リニ行クコトヲ禁ジテ居リマシタ。
 人夫ハ同地ニ在ツタ會トイフ口体ヲ違ジテ集物資ノ輸送ニ當タラシ
 テ居リマシタ事モアリマシタ。
 其地特務部ト連絡シテ民衆ノ慰安ニ努メ映畫館モ開キ慰安會ヲ催
 シマシタ、從ツテ民衆ノ評判極メテヨク漢口市長、治安維持會長其他
 民衆ノ代表等モ私ノ所ニ御禮ニ厚々表リマシタ。
 其他隨員兵モ充分ノ獎金ヲ拂ヒ慰勞會、慰安會ヲ開キ待遇シ
 タノテ逃亡者等ハ一人モアリマセンデシタ、此隨員兵達カラ感謝狀モ
 貰ツタ位デアリマス。
 漢口市内ノ状況ハ私ノ漢口ニ入ツタ時ニハ日本租界ダケ掃キ掃ハレテ
 ナテ他ノ租界ハ外國租界ト共ニ平靜デシタ死傷等ハ一ツモ見掛ケマセ
 ンデシタ、外國租界内ハ平常ト全然變リナイ様子デ他ノ部分モ同モナ
 ク繁華ナ状態ニ回復シマシタ、東ニ角私ハ漢口ニ入ル迄ニ一役ノ銃聲
 モ聞キマセンデシタ。又漢口ニハ日本ノ大部分ハ入城サセズ少數ノ守
 備隊ヲ入レタノミデアリマス。

裏面白紙

162 1600 = 1142

四 茲ガ昭和十三年七月下旬カ八月月上旬部中支那派遣軍司令官ニ御目ニ掛

ツタ時類サンカラ觀望ナ難クテ思チテキ行動セヨト民衆保護外口關係專

五 又漢口市内ノ整理方針ニ付テモ派駐軍司令官部カテ指示ガアリテ治

水、衛生其他ノ充分ナ設備方法ヲ採ツテ漢口市内ノ物産振興、治安維持

六 茲ガ漢口ニ居リマシク時ニ漢口ニ支那軍ノ患ヲ辨チ懸テル衆ガアツタ

ノデスガ其ハ之ヲ中出公園ニ設置スルノガヨイトイフ意見ヲ述ベタコト

ガアリマシタト乘ニ角私ハ漢口テ中國人ガ日本ニ對シ惡感情ヲ持ツテ居

ナカツタコトヲ觀キ見テ知ツテ居リマス之ハ日本人ガ中國人ニ對シ暴

行等ハ余恐シナカツタ陸左デアリマス。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）四月十一日於 東京

供述者 池田 龍三郎

右ハ營立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於 同所

立會人 今 成 泰 太 郎

189-1007-42

裏面白紙

1142

フ 良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

宣 管 管

(署名)

池田龍三郎

190

6

191

裏面白紙